

令和 7 年第 1 回都城市議会定例会（3 月）

（議案第 1 号～第 79 号、諮問第 1 号～第 6 号）

議案第 27 号

都城市固定資産評価審査委員会の審査等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

都城市固定資産評価審査委員会の審査等に関する条例の一部を改正する条例を別
紙のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 20 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市固定資産評価審査委員会の審査等に関する条例の一部を改正する条例

都城市固定資産評価審査委員会の審査等に関する条例（平成18年条例第14号）に一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（審査の申出） 第4条 （略） 2・3 （略） <u>4 審査申出書には、審査申出人（審査申出人が法人その他の社 団又は財団であるときは代表者又は管理人、総代を互選したと きは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人）が 署名又は記名押印しなければならない。</u> <u>5</u> （略） <u>6</u> （略） （口頭審理） 第8条 （略） 2～4 （略） 5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載<u>し、提出者がこれ に署名又は記名押印</u>しなければならない。 （1）～（3） （略） 6～8 （略）	（審査の申出） 第4条 （略） 2・3 （略） <u>4</u> （略） <u>5</u> （略） （口頭審理） 第8条 （略） 2～4 （略） 5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 い。 （1）～（3） （略） 6～8 （略）

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 27 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：総務部総務課】

条例名	都城市固定資産評価審査委員会の審査等に関する条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	☐ 新規制定 ☒ 一部改正 ☐ 全部改正 ☐ 廃止		
施行予定日	令和 7 年 4 月 1 日	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の 目的・背景	行政手続における負担を軽減し、利便性の向上を図るため、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	固定資産評価審査委員会に提出する審査申出書及び口述書への記名押印を廃止するため、改正を行うもの。		
関係する法令 及びその条項	なし		
制定改廃を要す る関係条例等	なし		
備考			

議案第 28 号

令和 7 年度組織変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

令和 7 年度組織変更に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 20 日提出

都城市長 池 田 宜 永

令和 7 年度組織変更に伴う関係条例の整理に関する条例
 (都城市部設置条例の一部改正)

第 1 条 都城市部設置条例（平成18年条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(部の設置) 第 1 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第 1 項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次に掲げる部を置く。 (1) ～ (9) (略) (10) <u>観光スポーツPR部</u> <u>(11)</u> (略) 2 (略) (部の分掌事務) 第 2 条 各部の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。 (1) ～ (9) (略) (10) <u>観光スポーツPR部</u> ア～ウ (略) <u>エ スポーツに関する事項</u> <u>(11)</u> (略)	(部の設置) 第 1 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第 1 項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次に掲げる部を置く。 (1) ～ (9) (略) (10) <u>観光PR部</u> <u>(11) スポーツ部</u> <u>(12) ふるさと納税部</u> <u>(13) (略)</u> 2 (略) (部の分掌事務) 第 2 条 各部の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。 (1) ～ (9) (略) (10) <u>観光PR部</u> ア～ウ (略) <u>(11) スポーツ部</u> <u>ア スポーツに関する事項</u> <u>(12) ふるさと納税部</u> <u>ア ふるさと納税の推進に関する事項</u> <u>(13) (略)</u>

（都城市職員定数条例の一部改正）

第2条 都城市職員定数条例（平成18年条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（定数） 第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 （1） 市長の事務部局の職員 <u>1,027人</u> （2）～（8） （略） （9） 消防機関の職員 <u>186人</u>	（定数） 第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 （1） 市長の事務部局の職員 <u>1,029人</u> （2）～（8） （略） （9） 消防機関の職員 <u>184人</u>

（都城市スポーツ推進審議会条例の一部改正）

第3条 都城市スポーツ推進審議会条例（平成18年条例第280号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（庶務） 第6条 審議会の庶務は、 <u>観光スポーツPR部</u> において処理する。	（庶務） 第6条 審議会の庶務は、 <u>スポーツ部</u> において処理する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 28 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：総合政策部総合政策課】

条例名	令和 7 年度組織変更に伴う関係条例の整理に関する条例		
制定改廃区分	☐ 新規制定 ☒ 一部改正 ☐ 全部改正 ☐ 廃止		
施行予定日	令和 7 年 4 月 1 日	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の 目的・背景	令和 7 年度組織の見直しに伴い、関係条例の整理を図るため、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	(1) 部組織の再編 「観光スポーツ PR 部」を再編し、「観光 PR 部」「スポーツ部」を新設する。 ふるさと納税局を部組織として再編する。 ア 都城市部設置条例 部の組織として、観光 PR 部、スポーツ部、ふるさと納税部を追加し、それぞれの部について、分掌事務を追加するもの。 イ 都城市職員定数条例 各部局等の職員定数を令和 7 年 4 月 1 日時点の定数に変更するもの。 ウ 都城市スポーツ推進審議会条例 庶務所掌を観光スポーツ PR 部からスポーツ部へ改めるもの。		
関係する法令 及びその条項	なし		
制定改廃を要す る関係条例等	なし		
備考			

議案第 29 号

都城市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

都城市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定
する。

令和 7 年 2 月 20 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
 都城市印鑑登録及び証明に関する条例（平成18年条例第31号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（登録） 第4条 （略） 2 前項の確認は、印鑑の登録の申請事実について郵送その他市長が適当と認める方法により当該登録申請者に対して文書で照会し、規則に定める期間内にその回答書及び市長が適当と認める書類を登録申請者又はその代理人に持参させることによって行うものとする。ただし、代理人に回答書を持参させるときは、委任の旨を証する書面を添えなければならない。 3 前項の<u>代理人</u>による登録申請の場合は、市長は、<u>その代理人</u>の本人確認を行うものとする。 4 第2項の規定にかかわらず、登録申請者が登録を受けようとする印鑑を自ら持参して申請した場合には、本人であることの確認は、次の各号のいずれかによって行うことができるものとする。 （1） <u>官公署の発行した免許証、許可証若しくは身分証明書であって本人の写真が貼付されたもの、在留カード又は特別永住者証明書を提示させること。</u> （2） （略） <u>5</u> 市長は、第2項の規定による照会に対し規則で定める期間内	（登録） 第4条 （略） 2 前項の確認は、印鑑の登録の申請事実について郵送その他市長が適当と認める方法により当該登録申請者に対して文書で照会し、規則に定める期間内にその回答書及び市長が適当と認める書類を登録申請者又はその代理人に持参させることによって行うものとする。ただし、代理人に回答書を持参させるときは、委任の旨を証する書面<u>及び当該登録者の本人確認書類</u>を添えなければならない。 3 前項に規定する<u>確認方法</u>による登録申請の場合は、市長は、<u>回答書を持参した者</u>の本人確認を行うものとする。 4 第2項の規定にかかわらず、<u>市長は</u>、登録申請者が登録を受けようとする印鑑を自ら持参して申請した場合には、本人であることの確認は、次の各号のいずれかによって行うことができるものとする。 （1） <u>官公署の発行した顔写真付きの免許証等を提示させること。</u> （2） （略） <u>5</u> 前項第2号の規定により本人であることの確認をする場合には、<u>登録申請者は、当該登録申請者が本人に相違ないことを保証する者とともに申請するものとする。</u> <u>6</u> 市長は、第2項の規定による照会に対し規則で定める期間内

に回答書の持参がないとき又は登録申請者が本人でないこと若しくは登録申請が本人の意思に基づくものでないことが明らかになったときは、前条の申請を受理してはならない。

(登録証の再交付)

第9条 (略)

2 (略)

3 市長は、前項の申請があったときは、登録証及び登録原票の登録事項と照合し、当該申請が適正であることを確認の上、当該申請した者に対して直接登録証を交付するものとする。

(登録証亡失の届出)

第10条 印鑑登録者は、登録証を亡失したときは、登録された印鑑を自ら持参し、書面で市長に届け出なければならない。

2 印鑑登録者が疾病その他やむを得ない事由により前項の届出をすることができないときは、前項の規定にかかわらず、委任の旨を証する書面を添えて代理人により届出をすることができる。

(登録廃止の申請)

第11条 (略)

2 印鑑登録者が疾病その他やむを得ない事由により前項の申請をすることができないときは、前項の規定にかかわらず、委任の旨を証する書面を添えて代理人により申請をすることができ

に回答書の持参がないとき又は登録申請者が本人であること若しくは登録申請が本人の意思に基づくものであることが明らかでないときは、前条の申請を受理してはならない。

(登録証の再交付)

第9条 (略)

2 (略)

3 市長は、前項の申請があった場合において、当該申請をした者の本人確認ができたときは、登録証及び登録原票の登録事項と照合し、当該申請が適正であることを確認の上、当該申請をした者に対して直接登録証を交付するものとする。

(登録証亡失の届出)

第10条 印鑑登録者は、登録証を亡失したときは、登録された印鑑を自ら持参し、書面で市長に届出をしなければなら

2 市長は、前項の届出をする者の本人確認をするものとする。

3 印鑑登録者が疾病その他やむを得ない事由により第1項の届出をすることができないときは、同項の規定にかかわらず、委任の旨を証する書面を添えて代理人により届出をすることができる。

4 市長は、前項の場合において、当該届出をする者の本人確認及び当該印鑑登録者が本人であることの確認をするものとする。

(登録廃止の申請)

第11条 (略)

2 市長は、前項の申請をする者の本人確認をするものとする。

3 印鑑登録者が疾病その他やむを得ない事由により第1項の申請をすることができないときは、同項の規定にかかわらず、委任の旨を証する書面を添えて代理人により申請をすることができ

る。

3 第1項の場合において印鑑登録者が登録証を亡失して添えることができないときは、第8条の規定にかかわらず、市長は、当該申請が印鑑登録者本人の意思に基づくものであることを確認することにより、これを受理することができる。

4 前項の確認は、印鑑登録廃止の申請事実について郵送その他市長が適当と認める方法により当該印鑑登録者に対して文書で照会し、規則に定める期間内にその回答書を印鑑登録者又はその代理人に提出させることにより行うものとする。

5 前項の規定にかかわらず、印鑑登録者が自ら第3項による申請をした場合には、本人の意思であることの確認は、次の各号のいずれかによって行うことができるものとする。

(1) 官公署の発行した免許証、許可証若しくは身分証明書であつて本人の写真が貼付されたもの、在留カード又は特別永住者証明書を提示させること。

(2) 本市において既に印鑑の登録を受けている者から当該登録廃止申請者が本人に相違ないことを保証した書面（登録された印鑑を押印したものに限る。）を提出させること。

6 市長は、第4項の規定による照会に対し規則で定める期間内に回答書の提出がないとき又は登録廃止申請が印鑑登録者本人の意思に基づくものでないことが明らかになったときは、第3項による申請を受理してはならない。

(印鑑登録証明書の交付申請)

第14条 (略)

2 (略)

る。

4 市長は、前項の申請をする者の本人確認をするものとする。

5 第1項の場合において印鑑登録者が登録証を亡失して添えることができないときは、第8条の規定にかかわらず、市長は、当該廃止申請者が本人であること及び当該申請が印鑑登録者本人の意思に基づくものであることを確認することにより、これを受理することができる。

6 市長は、印鑑登録者が自ら前項による申請をした場合には、本市において既に印鑑の登録を受けている者から当該廃止申請者が本人に相違ないことを保証した書面（登録された印鑑を押印したものに限る。）を提出させることで本人確認に代えることができるものとする。

7 市長は、当該廃止に係る印鑑登録者が本人であること又は当該申請が印鑑登録者本人の意思に基づくものであることが明らかでないときは、当該廃止の申請を受理してはならない。

(印鑑登録証明書の交付申請)

第14条 (略)

2 (略)

3 前項の規定にかかわらず、印鑑登録者が自ら交付申請する場

（申請又は届出をした者の確認）

第19条 市長は、第9条、第10条、第11条及び第14条の規定に基づく申請又は届出（以下「申請等」という。）があったときは、当該申請等をした者が本人であることを確認した上、当該申請等に係る事務を行うものとする。

2 前項の規定による確認は、第4条第4項第1号に規定する文書その他申請等をした者が本人であることを確認できると市長が認める書類を提示させること又は次条の規定による質問をすることにより行うものとする。

（質問及び調査）

第20条 （略）

（都城市行政手続条例の適用除外）

第21条 （略）

（委任）

第22条 （略）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

合において、官公署の発行した顔写真付きの免許証等を提示したときは、印鑑登録証の提示を省略することができる。

（質問及び調査）

第19条 （略）

（都城市行政手続条例の適用除外）

第20条 （略）

（委任）

第21条 （略）

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：地域振興部市民課】

条例名	都城市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	☐ 新規制定 ☒ 一部改正 ☐ 全部改正 ☐ 廃止		
施行予定日	公布の日	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の 目的・背景	印鑑登録等の申請時における本人確認手続きを明確にする等のため、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	(1) 本人確認手続きの明確化 印鑑登録、印鑑登録廃止、登録証の再交付、亡失の手続き時における本人確認手続きについて明確にする。 (2) 登録廃止時における文書照会方法の削除 印鑑登録廃止申請時において本人確認を行うため、それにより本人の意思確認を行うことができ、文書による照会をする必要がないため、規定を削除するもの。 (3) 印鑑登録証の提示が不要な場合の規定の追加 印鑑登録証明書交付申請時において、登録者本人が交付申請をする場合には、本人確認を行うことで足りるため、印鑑登録証の提示を不要とするもの。		
関係する法令 及びその条項	なし		
制定改廃を要する 関係条例等	なし		
備考			

議案第 30 号

都城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び都城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

都城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び都城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 20 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び都城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
 (都城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 都城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限） 第8条の3 （略） 2 任命権者は、<u>3歳に満たない子</u>のある職員が、規則で定めるところにより<u>当該子を養育するために請求した場合には</u>、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項の勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。以下同じ。）をさせてはならない。 3 （略） 4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項から第3項までにおいて同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。	（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限） 第8条の3 （略） 2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、<u>当該子を養育するために請求した場合には</u>、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項の勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。以下同じ。）をさせてはならない。 3 （略） 4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項から第3項までにおいて同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。

以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 (略)

(介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 (略)

以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、並びに第2項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 (略)

(介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者(第18条の2第1項において「配偶者等」という。)で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 (略)

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

	<u>第18条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u> <u>2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。</u> <u>（勤務環境の整備に関する措置）</u> <u>第18条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>（1） 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施</u> <u>（2） 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備</u> <u>（3） その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置</u>
--	---

（都城市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第2条 都城市職員の育児休業等に関する条例（平成18年条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（部分休業の承認） 第20条 （略） 2 （略） 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間か	（部分休業の承認） 第20条 （略） 2 （略） 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間か

ら 5 時間 45 分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）第 61 条第 32 項において読み替えて準用する同条第 29 項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2 時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。

ら 5 時間 45 分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）第 61 条の 2 第 20 項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2 時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行日以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 8 条の 3 第 2 項の規定による請求（3 歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：総務部職員課】

条例名	都城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び都城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	☐ 新規制定 ☒ 一部改正 ☐ 全部改正 ☐ 廃止		
施行予定日	令和 7 年 4 月 1 日	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の 目的・背景	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、所定労働時間を超えて労働させてはならない職員の範囲の見直し等のため、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	(1) 所定労働時間を超えて勤務させてはならない範囲の見直し 子を養育する職員が当該子を養育するために請求する場合において、任命権者等が所定労働時間を超えて勤務させてはならない範囲について、小学校の始期に達するまでの子を養育する職員へと改正するもの。 (2) 介護についての申出があった場合等における措置等の新設 配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対して、介護両立支援制度等を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る意向の確認のための面談のための規定を新設するもの。 (3) 勤務環境の整備に関する措置の新設 介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、介護両立支援制度等に係る研修の実施等の措置を行うための規定を新設するもの。		
関係する法令 及びその条項	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律		
制定改廃を要する 関係条例等	なし		
備考			

議案第 31 号

都城市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

都城市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 20 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

都城市職員退職手当支給条例（平成18年条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（失業者の退職手当） 第10条 （略） 2～10 （略） 11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。 （1）～（3） （略） （4） <u>職業に就いたもの</u> 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額 （5）・（6） （略） 12～18 （略） 附 則 （経過措置） 2 （略） 8 <u>令和7年3月31日</u>以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同	（失業者の退職手当） 第10条 （略） 2～10 （略） 11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。 （1）～（3） （略） （4） <u>安定した職業に就いた者</u> 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額 （5）・（6） （略） 12～18 （略） 附 則 （経過措置） 2 （略） 8 <u>令和9年3月31日</u>以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同

項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「 イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの(アに掲げる者を除く。) 」とする。 17 当分の間、第4条第1項及び第5条第1項に規定する者(20年以上勤務し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者を除く。)に対する第5条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「20年を」とあるのは「15年を」とする。	項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「 イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの(アに掲げる者を除く。) 」とする。 17 当分の間、第4条第1項及び第5条第1項に規定する者(20年以上勤務し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者を除く。)に対する第5条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「20年を」とあるのは「15年を」とする<u>ほか前項の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、同条本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u>
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、附則第17項の改正規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の都城市職員退職手当支給条例第10条第11項(第4号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。)の規定は、退職職員(退職した条例第2条第1項に規定する職員(同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。))をいう。以下

この項において同じ。) であって施行日以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

議案第 3 1 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：総務部職員課】

条例名	都城市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	☐ 新規制定 ☒ 一部改正 ☐ 全部改正 ☐ 廃止		
施行予定日	令和 7 年 4 月 1 日	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の 目的・背景	雇用保険法の改正に伴い、地域延長給付に係る措置期限の延長が行われること等に対応するため、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	(1) 地域延長給付に係る措置期限の延長 令和 7 年 3 月 31 日まで、地域延長給付に係る措置期限が延長されているところ、雇用保険法の改正に伴い、当該措置期限を令和 9 年 3 月 31 日まで延長するもの。 (2) 定年前早期退職者に対する退職手当の基本額の特例の読替規程の追加 定年前早期退職者に対する退職手当の基本額の特例の対象者期間の基礎となる基準年齢について、必要となる読替規程を追加するもの。 (3) 文言の整理		
関係する法令 及びその条項	雇用保険法		
制定改廃を要する 関係条例等	なし		
備考			

議案第 32 号

都城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

都城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条
例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 20 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
 都城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例（令和元年条例第22号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（フルタイム会計年度任用職員の期末手当） 第10条 6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員については、給与条例により常勤職員に支給される期末手当との権衡を考慮して規則で定めるところにより、期末手当を支給することができる。	（フルタイム会計年度任用職員の期末手当） 第10条 6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する任期（当該任期の初日の前日に会計年度任用職員（第18条第1項に規定する1週間当たりの勤務時間が著しく少ないものとして規則で定めるパートタイム会計年度任用職員を除く。）として任用されていた場合においては、当該任用に係る任期を合計する。当該任用より前の任用についても同様とする。以下同じ。）の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員については、給与条例により常勤職員に支給される期末手当との権衡を考慮して規則で定めるところにより、期末手当を支給することができる。
<u>2 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員（第18条第1項に規定する1週間当たりの勤務時間が著しく少ないものとして規則で定めるパートタイム会計年度任用職員は除く。以下この項において同じ。）として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が6月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員としての任期が6月以上であるとみなす。</u> （フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当） 第10条の2 （略） <u>2 前条第2項の規定は、6月に勤勉手当を支給する場合における任期の定めについて準用する。</u>	（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当） 第10条の2 （略）

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第18条 (略)

2 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期(6月未満のものに限る。)と前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)との合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員としての任期が6月以上であるとみなす。

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第18条の2 (略)

2 前条第2項の規定は、6月に勤勉手当を支給する場合における任期の定めについて準用する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第18条 (略)

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第18条の2 (略)

議案第 3 2 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：総務部職員課】

条例名	都城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	☐ 新規制定 ☒ 一部改正 ☐ 全部改正 ☐ 廃止		
施行予定日	令和 7 年 4 月 1 日	制定年月	令和元年 12 月
制定改廃の 目的・背景	会計年度任用職員の期末手当等の支給対象職員の見直しのため、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	(1) 期末手当等の支給対象者の拡大 期末手当等の支給対象となる会計年度任用職員の任期について、基準日時点に在職する任期に加えて、継続して任用されている場合には、基準日時点に在職する任期の前の任期も合計するように改正するもの。		
関係する法令 及びその条項	なし		
制定改廃を要する 関係条例等	なし		
備考			

議案第 33 号

都城市犯罪被害者等支援条例の制定について

都城市犯罪被害者等支援条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 20 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「法」という。）に基づき、本市における犯罪被害者等の支援のための基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする支援を総合的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図るとともに、市民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 法第2条第1項に規定する犯罪等をいう。
- (2) 犯罪被害者等 法第2条第2項に規定する犯罪被害者等をいう。
- (3) 市民等 市内在住者、市内に勤務する者及び市内で学ぶ者をいう。
- (4) 事業者 市内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (5) 関係機関等 国、都道府県、警察その他の行政機関、犯罪被害者等の支援を行う公共的団体又は民間の団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。
- (6) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、犯罪被害者等への配慮を欠いた言動、中傷、報道等により、犯罪被害者等が正当な理由なく受ける精神的な苦痛、心身の不調、名誉の毀損、平穏な生活の侵害、プライバシーの侵害、経済的な損失等の被害をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう、適切に行われるものとする。

- 2 犯罪被害者等の支援は、迅速かつ公正に行われるとともに、犯罪被害者等の経済負担について適切に配慮された、利用しやすいものであるものとする。
- 3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害又は二次被害の状況及び原因並びに犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、

適切に行われるものとする。

4 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を途切れることなく受けることができるよう行われるものとする。

5 犯罪被害者等の支援は、二次被害を生じさせることのないよう行われるとともに、犯罪被害者等に関する個人情報の適切な取扱いの確保に最大限配慮し、適切に行われるものとする。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、関係機関等との連携を図りながら、犯罪被害者等の支援に関する施策を講じるものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念に基づき、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深めるとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深めるとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、犯罪被害者等である従業員の就労に関し、十分配慮するよう努めるものとする。

(総合的支援体制の整備)

第7条 市は、関係機関等と連携及び協力して、犯罪被害者等の支援を円滑に行うことができるように、総合的な支援体制を整備するものとする。

(相談及び情報の提供等)

第8条 市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

2 市は、前項に規定する相談、情報の提供等を総合的に行うための窓口を設置す

るものとする。

（日常生活等の支援）

第9条 市は、犯罪等の被害により日常生活を営むことについて支障がある犯罪被害者等に対して、安心して日常生活を営むことができるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス、福祉サービス及び日常生活等の支援に関する情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

（居住の安定）

第10条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等に対して、住居の安定を図ることができるようにするため、居住に関する情報の提供、市営住宅への入居における特別な配慮その他の必要な支援を行うものとする。

（雇用の安定）

第11条 市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、関係機関等と連携し、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を深めるための啓発活動その他の必要な支援を行うものとする。

（経済的負担の軽減）

第12条 市は、犯罪等の被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等のうち当該負担を軽減する必要があるものに対し、支援金の支給を行うものとする。

2 前項に規定する支援金の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

（市民等の理解促進）

第13条 市は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害から回復し、平穏な生活を取り戻すことができるよう、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の支援の必要性及び二次被害の防止の重要性について、市民等の理解を深めるための広報活動及び啓発活動を行うものとする。

（市内に住所を有しない者への支援）

第14条 市は、市民等でない者が市内で発生した犯罪等により被害を受けたときは、その者が住所を有する市町村と連携及び協力して、犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

（支援の制限）

第15条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合その他犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められる場合は、支援を行わないことができる。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：総務部総務課】

条例名	都城市犯罪被害者等支援条例		
制定改廃区分	☒ 新規制定 ☐ 一部改正 ☐ 全部改正 ☐ 廃止		
施行予定日	令和 7 年 4 月 1 日	制定年月	新規制定
制定改廃の 目的・背景	犯罪被害者等が必要とする支援を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図るとともに、市民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とし、条例を制定するもの。		
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	条例に規定する主な内容は次のとおり。		
	項目	内容	
	市の責務	関係機関等との連携を図りながら、犯罪被害者等の支援に関する施策を講じる	
	市民等の責務	市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努める	
	事業者の責務	市民等の責務に加え、犯罪被害者等である従業員の就労に関し、十分配慮するよう努める	
	支援体制	市が実施する支援体制は次のとおり ・ 総合的支援体制の整備 ・ 相談及び情報の提供等 ・ 日常生活等の支援 ・ 居住の安定 ・ 雇用の安定 ・ 経済的負担の軽減 ・ 市民等の理解促進 ・ 市内に住所を有しない者への支援	
	支援の制限	犯罪被害者等が犯罪等を誘発（過度の暴行や脅迫など）した場合、その他犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でない（暴力団員等）と認められる場合は支援を行わないことができる	
関係する法令 及びその条項	犯罪被害者等基本法		
制定改廃を要する 関係条例等	なし		
備考			

議案第 34 号

都城市子ども医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

都城市子ども医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 20 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市子ども医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例

(都城市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正)

第1条 都城市子ども医療費の助成に関する条例（平成18年条例第125号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(対象者) 第3条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、小中学生が都城市母子及び父子家庭医療費助成に関する条例（平成18年条例第126号）又は都城市重度心身障害者医療費助成に関する条例（平成18年条例第139号）の規定により医療費の助成を受けられる者である場合は、助成対象者としな	(対象者) 第3条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、小中学生が都城市母子及び父子家庭医療費助成に関する条例（平成18年条例第126号）又は都城市重度心身障害者医療費助成に関する条例（平成18年条例第139号）の規定により医療費の助成を受けられる者（<u>都城市重度心身障害者医療費助成に関する条例第4条第2項に該当する者を除く。</u>）である場合は、助成対象者としな
(変更の届出) 第8条 受給者は、自己又は助成対象者について、<u>第6条の受給資格の登録内容に変更が生じた場合は、速やかに市長に届け出なければならない。</u> 2 <u>受給者は、助成期間終了及び転出等の理由により受給資格を喪失した場合は、速やかに市長に受給資格証を返納しなければならない。</u>	(変更の届出) 第8条 受給者は、自己又は助成対象者について、<u>規則で定める事由が生じた場合は、速やかに市長に届け出なければならない。</u> 2 <u>市長は、必要があると認める場合は、受給者に対し、受給資格証の返還を求めることができる。</u>

(都城市母子及び父子家庭医療費助成に関する条例の一部改正)

第2条 都城市母子及び父子家庭医療費助成に関する条例（平成18年条例第126号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(対象者) 第3条 (略)	(対象者) 第3条 (略)

2 (略) 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としなない。 (1)～(3) (略) (4) 都城市重度心身障害者医療費助成に関する条例(平成18年条例第139号)の規定により医療費の助成を受けられる者 (届出等) 第8条 認定対象者又はその保護者等は、<u>次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。</u> (1) <u>認定対象者が第3条第1項の規定に該当しなくなったとき又は同条第3項各号の規定に該当するに至ったとき。</u> (2) <u>認定対象者が氏名又は住所を変更したとき。</u> (3) <u>認定対象者が加入している医療保険各法に規定する保険の種類又は内容に変更があったとき。</u> (4) <u>その他規則で定める事由が生じたとき。</u> 2 認定対象者又はその保護者等は、前項第1号に規定する事由が生じた場合その他規則で定める事由が生じた場合は、<u>速やかに母子・父子等医療費受給資格証を市長に返還しなければならない。</u>	2 (略) 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としなない。 (1)～(3) (略) (4) 都城市重度心身障害者医療費助成に関する条例(平成18年条例第139号)の規定により医療費の助成を受けられる者 <u>(都城市重度心身障害者医療費助成に関する条例第4条第2項に該当する者を除く。)</u> (届出等) 第8条 認定対象者又はその保護者等は、<u>規則で定める事由が生じた場合は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。</u> 2 <u>市長は、必要があると認める場合は、認定対象者又はその保護者等に対し、母子・父子等医療費受給資格証の返還を求めることができる。</u>
--	--

(都城市寡婦等医療費助成に関する条例の一部改正)

第3条 都城市寡婦等医療費助成に関する条例(平成18年条例第127号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(対象者)	(対象者)

第3条 (略) 2 (略) (届出等) 第8条 認定対象者は、<u>次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。</u> (1) <u>認定対象者が第3条第1項の規定に該当しなくなったとき又は同条第2項各号の規定に該当するに至ったとき。</u> (2) <u>認定対象者が氏名又は住所を変更したとき。</u> (3) <u>認定対象者が加入している医療保険各法に規定する保険の種類又は内容に変更があったとき。</u> (4) <u>その他規則で定める事由が生じたとき。</u> 2 <u>認定対象者は、前項第1号に規定する事由が生じた場合その他規則で定める事由が生じた場合は、速やかに寡婦等医療費受給資格証を市長に返還しなければならない。</u>	第3条 (略) 2 (略) 3 <u>第1項の規定にかかわらず、都城市母子及び父子家庭医療費助成に関する条例(平成18年条例第126号)又は都城市重度心身障害者医療費助成に関する条例(平成18年条例第139号)により医療費の助成を受けられる者(都城市重度心身障害者医療費助成に関する条例第4条第2項に該当する者を除く。)は、対象者としな</u><u>い。</u> (届出等) 第8条 認定対象者は、<u>規則で定める事由が生じた場合は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。</u> 2 <u>市長は、必要があると認める場合は、認定対象者に対し、寡婦等医療費受給資格証の返還を求めることができる。</u>
(都城市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正)	
第4条 都城市重度心身障害者医療費助成に関する条例(平成18年条例第139号)の一部を次のように改正する。	
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。	
改正前	改正後
(対象者) 第3条 (略)	(対象者) 第3条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者とし~~ない~~。ただし、20歳未満の障害者にあっては、第4号の規定は、適用しない。

(1)～(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(届出等)

第8条 認定対象者又はその保護者等は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 認定対象者が第3条第1項の規定に該当しなくなったとき又は同条第2項各号の規定に該当するに至ったとき。

(2) 認定対象者が氏名又は住所を変更したとき。

(3) 認定対象者が加入している医療保険各法に規定する保険の種類又は内容に変更があったとき。

(4) その他規則で定める事由が生じたとき。

2 認定対象者又はその保護者等は、前項第1号に規定する事由が生じた場合その他規則で定める事由が生じた場合は、速やかに重度心身障害者医療費受給資格証を市長に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者とし~~ない~~。ただし、20歳未満の障害者にあっては、第5号の規定は、適用しない。

(1)～(3) (略)

(4) 次条第2項に該当する者であって、前号に該当しないもののうち、都城市母子及び父子家庭医療費助成に関する条例(平成18年条例第126号)又は都城市寡婦等医療費助成に関する条例(平成18年条例第127号)により医療費の助成を受けられる者

(5) (略)

(6) (略)

(届出等)

第8条 認定対象者又はその保護者等は、規則に定める事由が生じた場合は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、必要があると認める場合は、認定対象者又はその保護者等に対し、重度心身障害者医療費受給資格証の返還を求めることができる。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 34 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：こども部こども政策課／福祉部障がい福祉課】

条例名	都城市子ども医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例		
制定改廃区分	☐ 新規制定 ☒ 一部改正 ☐ 全部改正 ☐ 廃止		
施行予定日	令和 7 年 4 月 1 日	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の 目的・背景	各助成制度の届出事項等を見直し、対象者の利便性向上を図るため、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	都城市子ども医療費の助成に関する条例、都城市母子及び父子家庭医療費助成に関する条例、都城市寡婦等医療費助成に関する条例及び都城市重度心身障害者医療費助成に関する条例について、各条例の該当規定について次の見直しを行うもの。 (1) 対象者に関する規定の追加 都城市子ども医療費助成、母子及び父子医療費助成、寡婦等医療費助成及び重度心身障害者医療費助成の 4 つの制度間における医療費助成適用の優先順位に対応するため、対象者に関する規定を追加する。 (2) 届出事項に関する規定の見直し 条例で届出を義務付けている事項の一部（住所変更等）は、住所変更等の手続後に、改めて本人が届出をしなくても、職員による確認が可能であるため、届出事項から除外するとともに、届出が必要な事項を規則に委任する。 (3) 受給資格証の返還に関する規定の見直し 対象者が死亡したときや転出をしたときは、受給資格証の返還を求めなくても、受給資格証自体を使用することができなくなるため、実態としては、義務的に一律に返還を求める必要性が乏しくなっている。そこで、返還を義務付けていたものを、必要がある場合（区分変更等）に回収をすることができるものに変更する。		
関係する法令 及びその条項	なし		
制定改廃を要する 関係条例等	なし		
備考			

議案第 35 号

国民健康保険都城市診療所条例の一部を改正する条例の制定について

国民健康保険都城市診療所条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 20 日提出

都城市長 池 田 宜 永

国民健康保険都城市診療所条例の一部を改正する条例

国民健康保険都城市診療所条例（平成18年条例第155号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後												
（名称及び位置） 第2条 診療所の名称及び位置は、次の表のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>国民健康保険都城市西岳診療所</td><td>都城市高野町<u>3011番地</u></td></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr></table>	名称	位置	国民健康保険都城市西岳診療所	都城市高野町 <u>3011番地</u>	（略）		（名称及び位置） 第2条 診療所の名称及び位置は、次の表のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>国民健康保険都城市西岳診療所</td><td>都城市高野町<u>2985番地 1</u></td></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr></table>	名称	位置	国民健康保険都城市西岳診療所	都城市高野町 <u>2985番地 1</u>	（略）	
名称	位置												
国民健康保険都城市西岳診療所	都城市高野町 <u>3011番地</u>												
（略）													
名称	位置												
国民健康保険都城市西岳診療所	都城市高野町 <u>2985番地 1</u>												
（略）													

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 35 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：健康部保険年金課】

条例名	国民健康保険都城市診療所条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	☐ 新規制定 ☒ 一部改正 ☐ 全部改正 ☐ 廃止		
施行予定日	公布の日	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の 目的・背景	西岳診療所の位置について、現在の建物の所在地に変更するため、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	西岳診療所の位置について、都城市高野町 3011 番地から都城市高野町 2985 番地 1 に改めるもの。		
関係する法令 及びその条項	なし		
制定改廃を要す る関係条例等	なし		
備考			

議案第 36 号

都城市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

都城市公民館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 20 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市公民館条例の一部を改正する条例

都城市公民館条例（平成21年条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
(名称、位置及び対象区域)				(名称、位置及び対象区域)			
第4条 公民館の名称、位置及びその事業の対象となる区域（以下「対象区域」という。）は、次の表のとおりとする。				第4条 公民館の名称、位置及びその事業の対象となる区域（以下「対象区域」という。）は、次の表のとおりとする。			
名称		位置		名称		位置	
(略)		(略)		(略)		(略)	
小松原地区公民館		都城市大王町29街区6号		小松原地区公民館		都城市平江町44号2番地	
(略)		(略)		(略)		(略)	
2 (略)				2 (略)			
別表第1 (第10条関係)				別表第1 (第10条関係)			
区分		単位	基礎額	単位当たりの使用料の額		単位当たりの使用料の額	
公民館 使用料	(略)			(略)			
	小松	第1研修室	同上	300円	同上	小松	会議室1
	原地	第2研修室	同上	100円	同上	原地	会議室2
	区公	第3研修室	同上	100円	同上	区公	会議室1及び
	民館	和室小	同上	200円	同上	民館	会議室2を併
		和室大	同上	500円	同上		せて使用する
		調理室	同上	300円	同上		場合
		大会議室	同上	600円	同上		
(略)				(略)			
(略)				(略)			
備考				備考			

1 ～ 3 （略）

1 ～ 3 （略）

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。
(準備行為)
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日以後の小松原地区公民館に係る利用の許可、使用料の徴収等の準備行為については、施行日前においても行うことができる。

議案第 36 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：教育委員会生涯学習課】

条例名	都城市公民館条例の一部を改正する条例					
制定改廃区分	☐ 新規制定 ☒ 一部改正 ☐ 全部改正 ☐ 廃止					
施行予定日	公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日		制定年月	平成 21 年 3 月		
制定改廃の目的・背景	小松原地区公民館の建替えに伴い、既設の公民館から仮設公民館へ移転することにより、所在地及び使用料に変更が生じるため、所要の改正を行うもの。					
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	(1) 小松原地区公民館の住所の変更 既設の公民館から仮設公民館へ移転するため、所在地を都城市平江町 44 号 2 番地に改正する。					
	(2) 小松原地区公民館の使用料の変更 仮設公民館の供用開始に伴い、使用料を次のとおり改正する。					
	区分		単位	基礎額	単位当たりの使用料の額	
	公民館	(略)				
	使用料	小 松	会議室 1	同上	200 円	同上
		原 地	会議室 2	同上	200 円	同上
		区 公	会議室 1 及び会議室 2 を	同上	300 円	同上
		民館	併せて使用する場合			
	(略)					
	(略)					
関係する法令及びその条項	なし					
制定改廃を要する関係条例等	なし					
備考						

議案第 37 号

都城市使用料条例等の一部を改正する条例の制定について

都城市使用料条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 20 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市使用料条例等の一部を改正する条例

(都城市使用料条例の一部改正)

第1条 都城市使用料条例（平成18年条例第100号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
(使用料の金額等)					(使用料の金額等)				
第2条 使用料の種類、区分、金額等は、別表第1及び別表第2のとおりとする。この場合において、別表第1に規定するもの（使用期間が1月以上の敷地に係るもの及び <u>配偶者等からの暴力被害者の市営住宅の一時使用</u> に係るものを除く。）については、同表に掲げる金額と当該金額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額との合計額を使用料とする。					第2条 使用料の種類、区分、金額等は、別表第1及び別表第2のとおりとする。この場合において、別表第1に規定するもの（使用期間が1月以上の敷地に係るもの及び市営住宅の <u>目的外入居</u> に係るものを除く。）については、同表に掲げる金額と当該金額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額との合計額を使用料とする。				
2 (略)					2 (略)				
(暴力被害者の市営住宅の <u>一時利用</u> に係る特例)					(市営住宅の <u>目的外入居</u> に係る特例)				
第4条の2 前2条の規定にかかわらず、別表第1に規定する <u>配偶者等からの暴力被害者の市営住宅の一時使用</u> に係る使用料の徴収時期及び使用期間等の端数処理の方法については、都城市営住宅条例（平成18年条例第245号）の例による。					第4条の2 前2条の規定にかかわらず、別表第1に規定する市営住宅の <u>目的外入居</u> に係る使用料の徴収時期及び使用期間等の端数処理の方法については、都城市営住宅条例（平成18年条例第245号）の例による。				
別表第1（第2条関係）					別表第1（第2条関係）				
種類	区分	目的	単位	金額	種類	区分	目的	単位	金額
行政財産目的外使用料	建物	(略)	(略)		行政財産目的外使用料	建物	(略)	(略)	
		<u>配偶者等からの暴力被害者の市営住宅の一時使用</u>					<u>市営住宅の目的外入居</u>		
		(略)					(略)		

	(略)		(略)
備考	(略)	備考	(略)

(都城市営住宅条例の一部改正)

第2条 都城市営住宅条例（平成18年条例第245号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																						
(入居者の選考) 第9条 (略) 2～4 (略) 5 市長は、第1項に規定する入居の申込みをした者のうち、<u>20歳未満の子を扶養している寡婦</u>、引揚者、炭鉱離職者、老人、心身障害者又は生活環境の改善を図るべき地域に居住する者で市長が定める要件を備えているもの及び市長が定める基準の収入を有する低額所得者で速やかに市営住宅に入居することを必要としているものについては、前3項の規定にかかわらず、市長が割当てをした市営住宅に優先的に選考して入居させることができる。 別表第1 (第3条関係) <table><tr><th>団地名</th><th>所在</th><th>建設事業年度</th><th>構造</th><th>戸数</th></tr><tr><td colspan="5">(略)</td></tr><tr><td rowspan="2">都原</td><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>都城市都原町26番地1</td><td>昭和48</td><td>簡易耐火平屋</td><td>18</td></tr></table>	団地名	所在	建設事業年度	構造	戸数	(略)					都原	(略)				都城市都原町26番地1	昭和48	簡易耐火平屋	18	(入居者の選考) 第9条 (略) 2～4 (略) 5 市長は、第1項に規定する入居の申込みをした者のうち、<u>母子世帯・父子世帯（20歳未満の子を扶養している配偶者のない世帯をいう。）のもの、配偶者等からの暴力被害者、犯罪被害により従前の住居に居住することが困難となった世帯のもの、引揚者、炭鉱離職者、老人、心身障害者又は生活環境の改善を図るべき地域に居住する者で市長が定める要件を備えているもの及び市長が定める基準の収入を有する低額所得者で速やかに市営住宅に入居することを必要としているもの</u><u>その他市長が特に居住の安定を図る必要があると認める者</u>については、前3項の規定にかかわらず、市長が割当てをした市営住宅に優先的に選考して入居させることができる。 別表第1 (第3条関係) <table><tr><th>団地名</th><th>所在</th><th>建設事業年度</th><th>構造</th><th>戸数</th></tr><tr><td colspan="5">(略)</td></tr><tr><td rowspan="2">都原</td><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>都城市都原町26番地1</td><td>昭和48</td><td>簡易耐火平屋</td><td>18</td></tr></table>	団地名	所在	建設事業年度	構造	戸数	(略)					都原	(略)				都城市都原町26番地1	昭和48	簡易耐火平屋	18
団地名	所在	建設事業年度	構造	戸数																																			
(略)																																							
都原	(略)																																						
	都城市都原町26番地1	昭和48	簡易耐火平屋	18																																			
団地名	所在	建設事業年度	構造	戸数																																			
(略)																																							
都原	(略)																																						
	都城市都原町26番地1	昭和48	簡易耐火平屋	18																																			

			建					建	
		昭和49	簡易耐火平屋	8			昭和49	簡易耐火平屋	8
			建				令和6	中層耐火5階	45
								建	
	(略)					(略)			
(略)						(略)			

第3条 都城市営住宅条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
別表第1（第3条関係）					別表第1（第3条関係）				
団地名	所在	建設事業年度	構造	戸数	団地名	所在	建設事業年度	構造	戸数
(略)					(略)				
都原	(略)				都原	(略)			
	都城市都原町26番地1	昭和48	簡易耐火平屋	18		都城市都原町26番地1			
			建						
		昭和49	簡易耐火平屋	8					
			建						
		令和6	中層耐火5階	45			令和6	中層耐火5階	45
			建					建	
(略)					(略)				
(略)					(略)				

（都城市公営型地域優良賃貸住宅条例の一部改正）

第4条 都城市公営型地域優良賃貸住宅条例（令和6年条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(入居者の選考) 第8条 (略) 2～4 (略) 5 市長は、第1項に規定する入居の申込みをした者のうち、<u>20歳未満の子を扶養している寡婦、引揚者、炭鉱離職者、老人、心身障害者又は生活環境の改善を図るべき地域に居住する者で市長が定める要件を備えているもの及び市長が定める基準の収入を満たす低額所得者で速やかに公営型地優賃住宅に入居することを必要としているもの</u>については、前3項の規定にかかわらず、市長が割当てをした公営型地優賃住宅に優先的に選考して入居させることができる。 (住宅入居の手続) 第10条 (略) 2・3 (略) 4 市長は、入居決定者が第1項又は第2項に規定する期間内に第1項の手続をしないときは、<u>市営住宅</u>の入居の決定を取り消すことができる。 5～8 (略)	(入居者の選考) 第8条 (略) 2～4 (略) 5 市長は、第1項に規定する入居の申込みをした者のうち、<u>母子世帯・父子世帯(20歳未満の子を扶養している配偶者のない世帯をいう。)</u>のもの、<u>配偶者等からの暴力被害者、犯罪被害により従前の住居に居住することが困難となった世帯のもの、</u>引揚者、炭鉱離職者、老人、心身障害者又は生活環境の改善を図るべき地域に居住する者で市長が定める要件を備えているもの及び市長が定める基準の収入を満たす低額所得者で速やかに公営型地優賃住宅に入居することを必要としているもの<u>その他市長が特に居住の安定を図る必要があると認める者</u>については、前3項の規定にかかわらず、市長が割当てをした公営型地優賃住宅に優先的に選考して入居させることができる。 (住宅入居の手続) 第10条 (略) 2・3 (略) 4 市長は、入居決定者が第1項又は第2項に規定する期間内に第1項の手続をしないときは、<u>公営型地優賃住宅</u>の入居の決定を取り消すことができる。 5～8 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第2条中都市市営住宅条例別表第1の改正規定 令和7年6月1日
 - (2) 第3条の規定 令和7年8月1日

(準備行為)

- 2 前項第1号の規定にかかわらず、同号に規定する施行の日（以下「施行日」という。）以後の都原団地に係る入居者の決定に関し必要な手続その他の準備行為については、施行日前においても行うことができる。

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：土木部住宅施設課】

条例名	都城市使用料条例等の一部を改正する条例		
制定改廃区分	☐ 新規制定 ☒ 一部改正 ☐ 全部改正 ☐ 廃止		
施行予定日	令和 7 年 4 月 1 日	制定年月	平成 18 年 1 月等
制定改廃の 目的・背景	市営住宅への優先入居等の見直し及び都城市営住宅等長寿命化計画に基づく公営住宅集約化事業における事業の進捗に伴い、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	(1) 優先入居の見直し（都城市営住宅条例及び都城市公営型地域優良賃貸住宅条例） 父子世帯、配偶者等からの暴力被害者及び犯罪被害者等を優先入居の対象と明記することとし、加えて別途国からの通知で示されているその他の「市長が特に居住の安定を図る必要があると認める者」も対象とする。 (2) 目的外入居時の使用料算定方法について（都城市使用料条例） 通常入居の条件に満たない目的外入居時の使用料算定方法を市営住宅家賃に準じたものとする対象を配偶者等からの暴力被害者のみとしているところ、「犯罪被害者等」、「地域対応活用」及びその他国の通知に基づく目的外入居が含まれるよう改正する。 (3) 都城市営住宅等長寿命化計画に基づく公営住宅集約化事業に伴う改正 現在建設中の都原団地について、供用開始するため、別表に加えるもの。※令和 7 年 6 月 1 日施行 また、既存の都原団地内の簡易耐火平屋建について、建て替えに伴う供用廃止のため、別表から削除するもの。※令和 7 年 8 月 1 日施行		
関係する法令 及びその条項	犯罪被害者等基本法、公営住宅法、公営住宅法施行令、公営住宅法施行規則		
制定改廃を要する 関係条例等	なし		
備考			

都 使 審 第 7 号
令和 7 年 2 月 3 日

都城市長 池田 宜永 様

都城市使用料等審議会
会長 西 川 英 男

使用料等の額の制定について（答申）

令和 7 年 1 月 14 日付け都財第 357 号で諮問のありました標記の件について、下記のとおり答申いたします。

記

1 都城市手数料条例の一部改正について

審議に当たり、改定の理由、経緯、改定の内容、算定の根拠等を聴取した結果、[別表 1]のとおり改定することが適当である。

2 都城市使用料条例の一部改正について

審議に当たり、改定の理由、経緯、改定の内容、算定の根拠等を聴取した結果、[別表 2]のとおり、改定することが適当である。

審議会委員

会 長	西 川 英 男
委 員	蓑 原 行 満
	横 山 幸 子
	福 留 浪 子
	長 友 佳奈美

[別表 1]

○都城市手数料条例の一部改正について

(手数料の金額等)

第 2 条 徴収する手数料は、次に定めるとおりとする。

- (1) 建築許可等関係手数料 別表第 1 のとおり
- (2) 建築物等確認申請又は計画通知審査手数料 別表第 2 のとおり
- (3) 完了若しくは中間検査申請又は完了若しくは中間検査通知審査手数料 別表第 3 のとおり
- (4) 開発行為許可申請手数料 別表第 4 のとおり
- (5) 戸籍関係その他の手数料 別表第 5 のとおり
- (6) 消防関係手数料 別表第 6 のとおり

別表第 1 (第 2 条関係)

種類	区分	単位	金額	備考
1 検査済証の交付 前における建築物等の仮使用認定申請手数料	建築基準法第 7 条の 6 第 1 項第 1 号 (同法第 87 条の 2 又は第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。) の規定に基づく仮使用認定の申請又は同法第 18 条第 38 項第 1 号 (同法第 87 条の 2 又は第 88 条第 2 項において準用する場合を含む。) の規定に基づく通知に対する審査	(略)		
(略)				
45 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	(略)	(略)	ア・イ (略) ウ 5 戸を超え 10 戸以下のとき。 <u>37,000 円</u> エ 10 戸を超え 25 戸以下のとき。	(略)

				<u>61,000 円</u> オ 25 戸を超え 50 戸以下のとき。 <u>96,000 円</u> カ 50 戸を超え 100 戸以下のとき。 <u>146,000 円</u> キ 100 戸を超え 200 戸以下のとき。 <u>248,000 円</u> ク 200 戸を超え 300 戸以下のとき。 <u>314,000 円</u> ケ 300 戸を超えるとき。 <u>356,000 円</u>	
			(略)	ア・イ (略) ウ 5 戸を超え 10 戸以下のとき。 <u>54,000 円</u> エ 10 戸を超え 25 戸以下のとき。 <u>89,000 円</u> オ 25 戸を超え 50 戸以下のとき。 <u>142,000 円</u> カ 50 戸を超え 100 戸以下のとき。 <u>217,000 円</u>	

			キ 100 戸を 超え 200 戸 以下のとき。 <u>367,000 円</u> ク 200 戸を 超え 300 戸 以下のとき。 <u>465,000 円</u> ケ 300 戸を 超えるとき。 <u>528,000 円</u>
	(略)	(略)	ア・イ (略) ウ 5 戸を超 え 10 戸以下 のとき。 <u>37,000 円</u> エ 10 戸を超 え 25 戸以下 のとき。 <u>61,000 円</u> オ 25 戸を超 え 50 戸以下 のとき。 <u>96,000 円</u> カ 50 戸を超 え 100 戸以 下のとき。 <u>146,000 円</u> キ 100 戸を 超え 200 戸 以下のとき。 <u>248,000 円</u> ク 200 戸を 超え 300 戸 以下のとき。 <u>314,000 円</u> ケ 300 戸を

			超えるとき。 <u>356,000 円</u>
	(略)	(略)	ア (略) イ 1 戸を超え 5 戸以下のとき。 <u>113,000 円</u> ウ 5 戸を超え 10 戸以下のとき。 <u>180,000 円</u> エ 10 戸を超え 25 戸以下のとき。 <u>355,000 円</u> オ 25 戸を超え 50 戸以下のとき。 <u>637,000 円</u> カ 50 戸を超え 100 戸以下のとき。 <u>1,096,000 円</u> キ 100 戸を超え 200 戸以下のとき。 <u>2,028,000 円</u> ク 200 戸を超え 300 戸以下のとき。 <u>2,901,000 円</u> ケ 300 戸を超えるととき。 <u>3,557,000 円</u>
		(略)	ア (略) イ 1 戸を超え 5 戸以下

				のとき。 <u>167,000 円</u> ウ 5 戸を超え 10 戸以下のとき。 <u>267,000 円</u> エ 10 戸を超え 25 戸以下のとき。 <u>527,000 円</u> オ 25 戸を超え 50 戸以下のとき。 <u>945,000 円</u> カ 50 戸を超え 100 戸以下のとき。 <u>1,625,000 円</u> キ 100 戸を超え 200 戸以下のとき。 <u>3,010,000 円</u> ク 200 戸を超え 300 戸以下のとき。 <u>4,305,000 円</u> ケ 300 戸を超えるとき。 <u>5,278,000 円</u>	
46 長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	(略)	(略)	(略)	ア～エ (略) オ 25 戸を超え 50 戸以下のとき。 <u>56,000 円</u> カ 50 戸を超え 100 戸以下のとき。	(略)

				<u>96,000 円</u> キ 100 戸を 超え 200 戸 以下のとき。 <u>159,000 円</u> ク 200 戸を 超え 300 戸 以下のとき。 <u>195,000 円</u> ケ 300 戸を 超えるとき。 <u>208,000 円</u>	
			(略)	ア～エ (略) オ 25 戸を超 え 50 戸以下 のとき。 <u>83,000 円</u> カ 50 戸を超 え 100 戸以 下のとき。 <u>143,000 円</u> キ 100 戸を 超え 200 戸 以下のとき。 <u>236,000 円</u> ク 200 戸を 超え 300 戸 以下のとき。 <u>290,000 円</u> ケ 300 戸を 超えるとき。 <u>309,000 円</u>	
		(略)	(略)	ア～エ (略) オ 25 戸を超 え 50 戸以下 のとき。 <u>56,000 円</u>	

		カ 50 戸を超え 100 戸以下のとき。 <u>96,000 円</u> キ 100 戸を超え 200 戸以下のとき。 <u>159,000 円</u> ク 200 戸を超え 300 戸以下のとき。 <u>195,000 円</u> ケ 300 戸を超えるとき。 <u>208,000 円</u>
(略)	(略)	ア (略) イ 1 戸を超え 5 戸以下のとき。 <u>90,000 円</u> ウ 5 戸を超え 10 戸以下のとき。 <u>143,000 円</u> エ 10 戸を超え 25 戸以下のとき。 <u>295,000 円</u> オ 25 戸を超え 50 戸以下のとき。 <u>540,000 円</u> カ 50 戸を超え 100 戸以下のとき。 <u>949,000 円</u> キ 100 戸を

		超え 200 戸 以下のとき。 <u>1,780,000 円</u> ク 200 戸を 超え 300 戸 以下のとき。 <u>2,588,000 円</u> ケ 300 戸を 超えるとき。 <u>3,201,000</u> 円
	(略)	ア 1 戸のと き。 <u>53,000 円</u> イ 1 戸を超 え 5 戸以下 のとき。 <u>134,000 円</u> ウ 5 戸を超 え 10 戸以下 のとき。 <u>213,000 円</u> エ 10 戸を超 え 25 戸以下 のとき。 <u>438,000 円</u> オ 25 戸を超 え 50 戸以下 のとき。 <u>802,000 円</u> カ 50 戸を超 え 100 戸以 下のとき。 <u>1,409,000 円</u> キ 100 戸を 超え 200 戸 以下のとき。

		<u>2,642,000 円</u> ク 200 戸を 超え 300 戸 以下のとき。 <u>3,841,000 円</u> ケ 300 戸を 超えるとき。 <u>4,750,000</u> <u>円</u>
(略)	(略)	ア・イ (略) ウ 5 戸を超 え 10 戸以下 のとき。 <u>15,000 円</u> エ・オ (略) カ 50 戸を超 え 100 戸以 下のとき。 <u>49,000 円</u> キ 100 戸を 超え 200 戸 以 下 の と き。 <u>88,000 円</u> ク 200 戸を 超え 300 戸 以下のとき。 <u>117,000 円</u> ケ 300 戸を 超えるとき。 <u>146,000 円</u>
	(略)	ア～エ (略) オ 25 戸を超 え 50 戸以下 のとき。 <u>58,000 円</u> カ (略)

				キ 100 戸を 超え 200 戸 以下のとき。 <u>130,000 円</u> ク 200 戸を 超え 300 戸 以下のとき。 <u>174,000 円</u> ケ 300 戸を 超えるとき。 <u>217,000 円</u>	
(略)					
49 長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料	(略)	(略)	(略)	ア・イ (略) ウ 5 戸を超え 10 戸以下のとき。 <u>54,000 円</u> エ 10 戸を超え 25 戸以下のとき。 <u>89,000 円</u> オ 25 戸を超え 50 戸以下のとき。 <u>142,000 円</u> カ 50 戸を超え 100 戸以下のとき。 <u>217,000 円</u> キ 100 戸を超え 200 戸以下のとき。 <u>367,000 円</u> ク 200 戸を超え 300 戸以下のとき。 <u>465,000 円</u>	

				ケ 300 戸を 超えるとき。 <u>528,000 円</u>	
		(略)	(略)	ア (略) イ 1 戸を超 え 5 戸以下 のとき。 <u>167,000 円</u> ウ 5 戸を超 え 10 戸以下 のとき。 <u>267,000 円</u> エ 10 戸を超 え 25 戸以下 のとき。 <u>527,000 円</u> オ 25 戸を超 え 50 戸以下 のとき。 <u>945,000 円</u> カ 50 戸を超 え 100 戸以 下のとき。 <u>1,625,000 円</u> キ 100 戸を 超え 200 戸 以下のとき。 <u>3,010,000 円</u> ク 200 戸を 超え 300 戸 以下のとき。 <u>4,305,000</u> <u>円</u> ケ 300 戸を 超えるとき。 <u>5,278,000</u> <u>円</u>	

50 長期優良住宅維持保全計画変更認定申請手数料	(略)	(略)	(略)	ア～エ (略) オ 25 戸を超え 50 戸以下のとき。 <u>83,000 円</u> カ 50 戸を超え 100 戸以下のとき。 <u>143,000 円</u> キ 100 戸を超え 200 戸以下のとき。 <u>236,000 円</u> ク 200 戸を超え 300 戸以下のとき。 <u>290,000 円</u> ケ 300 戸を超えるとき。 <u>309,000 円</u>	
		(略)	(略)	ア 1 戸のとき。 <u>53,000 円</u> イ 1 戸を超え 5 戸以下のとき。 <u>134,000 円</u> ウ 5 戸を超え 10 戸以下のとき。 <u>213,000 円</u> エ 10 戸を超え 25 戸以下のとき。 <u>438,000 円</u> オ 25 戸を超え 50 戸以下	

				のとき。 <u>802,000 円</u> カ 50 戸を超え 100 戸以下のとき。 <u>1,409,000 円</u> キ 100 戸を超え 200 戸以下のとき。 <u>2,642,000 円</u> ク 200 戸を超え 300 戸以下のとき。 <u>3,841,000 円</u> ケ 300 戸を超えるとき。 <u>4,750,000 円</u>
		(略)	(略)	ア～エ (略) オ 25 戸を超え 50 戸以下のとき。 <u>58,000 円</u> カ (略) キ 100 戸を超え 200 戸以下のとき。 <u>130,000 円</u> ク 200 戸を超え 300 戸以下のとき。 <u>174,000 円</u> ケ 300 戸を超えるとき。 <u>217,000 円</u>
(略)				

52 低炭素	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号）第 54 条第 1 項第 1 号に掲げる基準に係る技術的審査に適合すると認められた計画（以下「低炭素建築物事前審査適合計画」という。）であることを証明する書類の提出がある場合	認定申請に係る建築物 1 棟の全部又は一部が戸建住宅である場合の住宅部分	建築物 1 棟につき 5,000 円	1 当該認定に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第 54 条第 2 項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、当該建築物の床面積の区分並びに建築設備及び工作物の件数に応じ、別表第 2 に掲げる金額を加えた金額とする。
建築物新築等計画認定申請手数料			ア 床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの 10,000 円 イ 床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの 20,000 円 ウ 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの 43,000 円 エ 床面積の合計が 5,000 平方メートル以上のもの 77,000 円	2 認定申請に係る建築物が住宅と非住宅の複合建築物である場合は、それぞれの区分により算定した額の合計とする。
		認定申請に係る建築物 1 棟	ア 床面積の合計が 300	

の全部又は一	平方メートル未満のもの
部が非住宅で	の 10,000
ある場合の非	円
住宅部分	イ 床面積の
	合計が 300
	平方メートル
	ル 以 上
	1,000 平方
	メートル未
	満のもの
	16,000 円
	ウ 床面積の
	合計が 1,000
	平方メートル
	ル以上 2,000
	平方メートル
	ル未満のもの
	の
	26,000 円
	エ 床面積の
	合計が 2,000
	平方メートル
	ル以上 5,000
	平方メートル
	ル未満のもの
	の
	77,000 円
	オ 床面積の
	合 計 が
	5,000 平方
	メートル以
	上 10,000 平
	方メートル
	未満のもの
	121,000 円
	カ 床面積の

				合 計 が 10,000 平方 メートル以 上 25,000 平 方メートル 未満のもの 152,000 円
				キ 床面積の 合 計 が 25,000 平方 メートル以 上のもの 190,000 円
低炭素建 築物事前 審査適合 計画であ ることを 証明する 書類の提 出がない 場合	認定建 築物エ ネルギー 消費 1 棟 の全 部又は 一部が 住宅 であ る場 合の 住宅 部分	建築 物エ ネル ギー 消費 性能 基準 等を 定め る省 令（ 平成 28 年 経済 産業 省・ 国土 交通 省令 第 1 号。 以下 「省 令」	戸建住宅 1 棟 につき	ア 床面積の 合計が 200 平方メート ル未満のも の 35,000 円 イ 床面積の 合計が 200 平方メート ル以上のも の 38,000 円

			とい		
			う。)		
			第 10		
			条 第		
			2 号		
			イ (		
			1)		
			及 び		
			ロ (		
			1)		
			の 基		
			準 に		
			係 る		
			部 分		
				共同住宅 1 棟	ア 床面積の
				につき	合計が 300
					平方メート
					ル未満のも
					の
					67,000 円
					イ 床面積の
					合計が 300
					平方メート
					ル 以 上
					2,000 平方
					メートル未
					満のもの
					111,000 円
					ウ 床面積の
					合 計 が
					2,000 平方
					メートル以
					上 5,000 平
					方メートル
					未満のもの
					187,000 円
					エ 床面積の

					合計が 5,000 平方 メートル以 上のもの 267,000 円
省 令	戸建住宅 1 棟	ア	床面積の		
第 10	につき		合計が 200		
条 第			平方メート		
2 号			ル未満のも		
イ (			の		
2)			19,000 円		
及び		イ	床面積の		
ロ (			合計が 200		
2)			平方メート		
の 基			ル以上のも		
準 に			の		
係 る			20,000 円		
部分					
	共同住宅 1 棟	ア	床面積の		
	につき		合計が 300		
			平方メート		
			ル未満のも		
			の		
			33,000 円		
		イ	床面積の		
			合計が 300		
			平方メート		
			ル 以 上		
			2,000 平方		
			メートル未		
			満のもの		
			56,000 円		
		ウ	床面積の		
			合 計 が		
			2,000 平方		
			メートル以		
			上 5,000 平		

		方メートル 未満のもの 99,000 円 エ 床面積の 合 計 が 5,000 平方 メートル以 上 の も の 149,000 円
省 令	戸建住宅 1 棟	ア 床面積の
第 10	につき	合 計 が 200
条 第		平方メート
2 号		ル未満のも
イ (		の
1)		26,000 円
及び		イ 床面積
ロ (		の合計が
2)		200 平方メ
又は		ートル以上
第 2		のもの
号 イ		29,000 円
(2		
) 及		
びロ		
(1		
) の		
基 準		
に 係		
る 部		
分		
	共同住宅 1 棟	ア 床面積の
	につき	合 計 が 300
		平方メート
		ル未満のも
		の
		50,000 円
		イ 床面積の

			<u>合計が 300</u> <u>平方メートル</u> <u>以上</u> <u>2,000 平方</u> <u>メートル未</u> <u>満のもの</u> <u>83,000 円</u>
			<u>ウ 床面積の</u> <u>合計が</u> <u>2,000 平方</u> <u>メートル以</u> <u>上 5,000 平</u> <u>方メートル</u> <u>未満のもの</u> <u>143,000 円</u>
			<u>エ 床面積の</u> <u>合計が</u> <u>5,000 平方</u> <u>メートル以</u> <u>上のもの</u> <u>208,000 円</u>
認定申請	省令第 10 条第	ア 床面積の	
に係る建	1 号イ（１）及	合計が 300	
築物 1 棟	びロ（１）の基	平方メートル	
の全部又	準に係る部分	ル未満のもの	
は一部が		の	
非住宅で		217,000 円	
ある場合		イ 床面積の	
の非住宅		合計が 300	
部分		平方メートル	
		ル以上 1,000	
		平方メートル	
		ル未満のもの	
		の	
		271,000 円	
		ウ 床面積の	
		合計が	

		<u>1,000 平方</u> <u>メートル以</u> <u>上 2,000 平</u> <u>方メートル</u> <u>未満のもの</u> <u>349,000 円</u>
		<u>エ 床面積の</u> <u>合 計 が</u> <u>2,000 平方</u> <u>メートル以</u> <u>上 5,000 平</u> <u>方メートル</u> <u>未満のもの</u> <u>497,000 円</u>
		<u>オ 床面積の</u> <u>合計が 5,000</u> <u>平方メート</u> <u>ル 以 上</u> <u>10,000 平方</u> <u>メートル未</u> <u>満のもの</u> <u>612,000 円</u>
		<u>カ 床面積の</u> <u>合計が</u> <u>10,000 平方</u> <u>メートル以</u> <u>上 25,000 平</u> <u>方メートル</u> <u>未満のもの</u> <u>722,000 円</u>
		<u>キ 床面積の</u> <u>合 計 が</u> <u>25,000 平方</u> <u>メートル以</u> <u>上のもの</u> <u>824,000 円</u>
	省令第 10 条第	<u>ア 床面積の</u>

1号イ(2)及びロ(2)の基準に係る部分	合計が 300
	平方メートル未満のもの
	の
	84,000 円
	イ 床面積の
	合計が 300
	平方メートル以上1,000
	平方メートル未満のもの
	の
	107,000 円
	ウ 床面積の
	合計が
	1,000 平方メートル以上2,000 平方メートル未満のもの
	140,000 円
エ 床面積の	合計が
	2,000 平方メートル以上5,000 平方メートル未満のもの
	225,000 円
	オ 床面積の
	合計が5,000
	平方メートル以上
	10,000 平方メートル未満のもの
	293,000 円

				カ 床面積の 合 計 が 10,000 平方 メートル以 上 25,000 平 方メートル 未満のもの 351,000 円 キ 床面積の 合 計 が 25,000 平方 メートル以 上のもの 412,000 円	
53 低炭素			建築物 1 棟に	認定申請に係	1 当該認定に併せて
建築物新			つき	る建築物の床	都市の低炭素化の促
築等計画				面積の合計の	進に関する法律第 55
変更認定				区分に応じ 52	条第 2 項において準
申請手続				の項に掲げる	用する同法第 54 条
料				金額の 2 分の	第 2 項の規定により
				1 に相当する	建築基準関係規定に
				金額	適合するかどうかの
					審査を受けるよう申
					し出る場合にあって
					は、当該建築物の床
					面積の区分並びに建
					築設備及び工作物の
					件数に応じ、別表第
					2 に掲げる金額を加
					えた金額とする。
					2 認定申請に係る建
					築物が住宅と非住宅
					の複合建築物である
					場合は、それぞれの
					区分により算定した
					額の合計とする。
54 建築物	建築物の	建築物省	(略)	建築物 1 棟に	1 当該認定に併せて

エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	エネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「建築物省エネ法」という。）第 29 条第 1 項又は第 3 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	エネ法第 30 条第 1 項に掲げる基準に係る技術的審査に適合すると認められた計画であること（以下「適合証等」という。）の提出がある場合		つき 4,000 円	建築物省エネ法第 30 条第 2 項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、当該建築物の床面積の区分並びに建築設備及び工作物の件数に応じ、別表第 2 に掲げる金額を加えた金額とする。 2・3 （略） 4 認定申請に係る建築物の全部又は一部が共同住宅の場合であって、省令第 4 条第 3 項第 2 号の数値を設計一次エネルギー消費量とするときは、床面積の合計から共用部分の床面積を除いて算定した額とする。
				（略） ア （略） イ 床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの 19,000 円 ウ 床面積の合計が 2,000 平方メートル以	

					上 5,000 平方メートル未満のもの <u>42,000 円</u> エ 床面積の合計が 5,000 平方メートル以上のもの <u>76,000 円</u>
	(略)	ア (略)	イ 床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの <u>16,000 円</u>	ウ 床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの <u>25,000 円</u>	エ 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの <u>76,000 円</u>
				オ 床面積の合計が 5,000	

				平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの <u>120,000円</u>
				カ 床面積の 合計が 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの <u>151,000円</u>
				キ 床面積の 合計が 25,000平方メートル以上のもの <u>189,000円</u>
適合認定 証等 の提出 がない 場合	認定申請 に係る建 築物イ（ 1棟 の全 部又は 一部が 住宅に 係る場 合の 住宅 部分	省令第10 条第2号 イ（1） 及びロ（ 1） の基準に 係る部分	戸建住宅 1棟につき 共同住宅	ア 床面積の 合計が200平方メートル 未満のもの <u>34,000円</u> イ 床面積の 合計が200平方メートル 以上のもの <u>37,000円</u> ア 床面積の

準に		の 19,000
係る		円
部分		
	共同住宅ア	床面積の
	1棟につ	合計が 300
	き	平方メート
		ル未満のも
		の 32,000
		円
		イ 床面積の
		合計が 300
		平方メート
		ル 以 上
		2,000 平方
		メートル未
		満のもの
		55,000 円
		ウ 床面積の
		合 計 が
		2,000 平方
		メートル以
		上 5,000 平
		方メートル
		未満のもの
		99,000 円
		エ 床面積の
		合 計 が
		5,000 平方
		メートル以
		上 の も の
		148,000 円
省令	戸建住宅ア	床面積の
第10	1棟につ	合計が 200
条第	き	平方メート
2号		ル未満のも
イ（		の
1）		25,000 円

					及び ロ（ 2） 又は 第2 号イ （2 ）及 びロ （1 ）の 基準 に係 る部 分	イ 床面積の 合計が 200 平方メー トル以上のも の 28,000 円
					共同住宅 1 棟につ き	ア 床面積の 合計が 300 平方メ ートル未満 のもの 49,000 円
						イ 床面積の 合計が 300 平方メー トル 以 上 2,000 平方 メートル未 満のもの 82,000 円
						ウ 床面積の 合 計 が 2,000 平方 メートル以 上 5,000 平 方メートル 未満のもの 142,000 円

			エ 床面積の 合計が 5,000 平方 メートル以 上のもの 207,000 円
認 定	省令第 10 条第	ア 床面積の	合計が 300
申 請	1 号イ（１）及	平方メート	ル未満のも
に 係	びロ（１）の基	の	216,000 円
る 建	準に係る部分	イ 床面積の	合計が 300
築 物		平方メート	ル 以 上
1 棟		1,000 平方	メートル未
の 全		満のもの	270,000 円
部 又		ウ 床面積の	合 計 が
は 一		合 計 が	1,000 平方
部 が		1,000 平方	メートル以
非 住		上 2,000 平	方メートル
宅 で		未満のもの	348,000 円
あ る		エ 床面積の	合 計 が
場 合		合 計 が	2,000 平方
の 非		2,000 平方	メートル以
住 宅		上 5,000 平	方メートル
部分		未満のもの	496,000 円
		オ 床面積の	

					合 計 が
					5,000 平方
					メートル以
					上 10,000 平
					方メートル
					未満のもの
					611,000 円
				カ	床面積の
					合 計 が
					10,000 平方
					メートル以
					上 25,000 平
					方メートル
					未満のもの
					722,000 円
				キ	床面積の
					合 計 が
					25,000 平方
					メートル以
					上のもの
					823,000 円
			省令第 10 条第	ア	床面積の
			1 号イ（2）及		合計が 300
			びロ（2）の基		平方メート
			準に係る部分		ル未満のも
					の
					83,000 円
				イ	床面積の
					合計が 300
					平方メート
					ル 以 上
					1,000 平方
					メートル未
					満のもの
					106,000 円
				ウ	床面積の
					合 計 が

					1,000 平方 メートル以 上 2,000 平 方メートル 未満のもの 139,000 円 エ 床面積の 合 計 が 2,000 平方 メートル以 上 5,000 平 方メートル 未満のもの 224,000 円 オ 床面積の 合 計 が 5,000 平方 メートル以 上 10,000 平 方メートル 未満のもの 292,000 円 カ 床面積の 合 計 が 10,000 平方 メートル以 上 25,000 平 方メートル 未満のもの 351,000 円 キ 床面積の 合 計 が 25,000 平方 メートル以 上のもの 411,000 円		
55	建築物	建築物省	適合性判	省令第1条第	ア 建築物エ	1	「建築物エネルギー

<u>エネルギー消費性能確保計画適合性判定手数料</u>	<u>エネ法第11条第1項又は第12条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査</u>	<u>定に係る建築物1棟の全部又は一部が非住宅である場合</u>	<u>1項第1号イの基準に係る部分</u>	<u>エネルギー消費性能基準への適合を要する部分（増築し、又は改築する場合には、その増築又は改築に係る部分に限る。以下「適合義務対象部分」という。）の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u> <u>イ 適合義務対象部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u> <u>ウ 適合義務対象部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未</u>	<u>「消費性能基準」とは、建築物省エネ法第2条第3号の建築物エネルギー消費性能基準をいう。</u> <u>2 適合性判定に係る建築物が住宅と非住宅の複合建築物である場合は、それぞれの区分により算定した額の合計とする。</u>
------------------------------	---	----------------------------------	-----------------------	--	--

				満のもの <u>348,000 円</u>	
				エ 適合義務 対象部分の 床面積の合 計が 2,000 平方メート ル 以 上 5,000 平方 メートル未 満 の も の <u>496,000 円</u>	
				オ 適合義務 対象部分の 床面積の合 計が 5,000 平方メート ル 以 上 10,000 平方 メートル未 満のもの <u>611,000 円</u>	
				カ 適合義務 対象部分の 床面積の合 計が 10,000 平方メート ル 以 上 25,000 平方 メートル未 満のもの <u>722,000 円</u>	
				キ 適合義務 対象部分の 床面積の合 計が 25,000 平方メート	

				ル以上のもの	
				の	
				823,000 円	
			省令第1条第	ア 適合義務	
			1項第1号ロ	対象部分の	
			の基準に係る	床面積の合	
			部分	計が 300 平	
				方メートル	
				未満のもの	
				84,000 円	
				イ 適合義務	
				対象部分の	
				床面積の合	
				計が 300 平	
				方メートル	
				以上 1,000	
				平方メート	
				ル未満のも	
				の	
				106,000 円	
				ウ 適合義務	
				対象部分の	
				床面積の合	
				計が 1,000	
				平方メート	
				ル以上	
				2,000 平方	
				メートル未	
				満のもの	
				139,000 円	
				エ 適合義務	
				対象部分の	
				床面積の合	
				計が 2,000	
				平方メート	
				ル以上 5,000	
				平方メート	

			<u>ル未満のもの</u> <u>の 224,000</u> <u>円</u> <u>オ 適合義</u> <u>務対象部分</u> <u>の床面積の</u> <u>合計が5,000</u> <u>平方メート</u> <u>ル 以 上</u> <u>10,000 平方</u> <u>メートル未</u> <u>満のもの</u> <u>292,000 円</u> <u>カ 適合義務</u> <u>対象部分の</u> <u>床面積の合</u> <u>計が 10,000</u> <u>平方メート</u> <u>ル 以 上</u> <u>25,000 平方</u> <u>メートル未</u> <u>満のもの</u> <u>351,000 円</u> <u>キ 適合義務</u> <u>対象部分の</u> <u>床面積の合</u> <u>計が 25,000</u> <u>平方メート</u> <u>ル以上のも</u> <u>の</u> <u>411,000 円</u>
適 合	省 令	戸 建 住 宅 1 棟	ア 適合義務
性 判	第 1	につ	対象部分の
定 に	条 第		床面積の合
係 る	1 項		計が 200 平
建 築	第 2		方メートル
物 1	号 イ		未満のもの

棟の全部又は一部が住宅である場合	(1) 及びロ		34,000 円
	(1) の基準に係る部分		イ 適合義務対象部分の床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの 38,000 円
		共同住宅 1 棟につき	ア 適合義務対象部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの 67,000 円 イ 適合義務対象部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの 110,000 円 ウ 適合義務対象部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの 186,000 円

		エ 適合義務 対象部分の 床面積の合 計が 5,000 平方メート ル以上のも の 266,000 円
省令	戸建住宅 1 棟	ア 適合義務
第 1 条 第 1 項 第 2 号 イ (1)	につき	対象部分の 床面積の合 計が 200 平 方メートル 未満のもの 26,000 円
及びロ (2)		イ 適合義務
又は第 2 号 イ (2)		対象部分の 床面積の合 計が 200 平 方メートル 以上のもの 28,000 円
及びロ (1)		
の基 準に 係る 部分		
	共同住宅 1 棟	ア 適合義務
	につき	対象部分の 床面積の合 計が 300 平 方メートル 未満のもの

				<u>50,000 円</u> イ <u>適合義務</u> <u>対象部分の</u> <u>床面積の合</u> <u>計が 300 平</u> <u>方メートル</u> <u>以上 2,000</u> <u>平方メート</u> <u>ル未満のも</u> <u>の</u> <u>82,000 円</u> ウ <u>適合義務</u> <u>対象部分の</u> <u>床面積の合</u> <u>計が 2,000</u> <u>平方メート</u> <u>ル以上</u> <u>5,000 平方</u> <u>メートル未</u> <u>満のもの</u> <u>142,000 円</u> エ <u>適合義務</u> <u>対象部分の</u> <u>床面積の合</u> <u>計が 5,000</u> <u>平方メート</u> <u>ル以上のも</u> <u>の</u> <u>207,000 円</u>	
56 変更後 の建築物 エネルギー消費性 能確保計 画適合性 判定手数 料	建築物省 エネ法第 11 条第 2 項又は第 12 条第 3 項の規定 による変 更後の建	(略)	建築物 1 棟に つき	当該増加に係 る適合義務対 象部分の床面 積の合計に応 じて、当該床面 積の合計の区 分に応じ 55 の 項に掲げる金	1 (略) 2 「当初判定部分」 とは、建築物省エネ 法第 11 条第 1 項又は 第 12 条第 2 項の規定 により建築物エネル ギー消費性能適合性 判定を受けた部分を

	建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査			額と同一の金額	いう。
		(略)	建築物 1 棟につき	当初判定部分の床面積の合計の区分に応じ、 <u>55 の項</u> に掲げる金額の 2 分の 1 に相当する金額	
57 建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更該当証明書交付手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成 28 年国土交通省令第 5 号） <u>第 13 条</u> の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書	(略)	建築物 1 棟につき	当該増加に係る適合義務対象部分の床面積の合計に応じて、 <u>当該床面積の合計の区分に応じ 55 の項に掲げる金額と同一の金額</u>	1 (略) 2 「当初判定部分」とは、建築物省エネ法 <u>第 11 条第 1 項</u> 又は <u>第 12 条第 2 項</u> の規定により建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた部分をいう。

	の交付				
		(略)	建築物 1 棟につき	当初判定部分の床面積の合計の区分に応じ、 <u>55 の項</u> に掲げる金額の 2 分の 1 に相当する金額	

別表第 2（第 2 条、第 6 条の 2 関係）

種類	区分	単位	金額	備考
1 建築物に関する確認申請又は計画通知審査手数料	基本額	建築物 1 棟につき	ア 床面積の合計が 30 平方メートル以内のもの <u>11,000 円</u> イ 床面積の合計が 30 平方メートルを超え、100 平方メートル以内のもの <u>20,000 円</u> ウ 床面積の合計が 100 平方メートルを超え、200 平方メートル以内のもの <u>31,000 円</u> エ 床面積の合計が 200 平方メートルを超え、300 平方メートル以内のもの <u>43,000 円</u> オ 床面積の合計が 300 平方メートルを超え、500 平方メートル以内のもの <u>46,000 円</u> カ (略) キ (略) ク (略) ケ (略)	1 <u>建築物エネルギー消費性能仕様基準に係る審査を行う必要がある場合の手数料は、基本額に建築物エネルギー消費性能基準審査加算額を加えた額とする。</u> 2 「建築物エネルギー消費性能仕様基準」とは、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 2 条第 1 項第 1 号イ又はロに掲げる基準をいう。

			コ (略)	
建築物エネルギー消費性能仕様基準審査加算額	申請に係る建築物1棟の全部又は一部が戸建住宅である場合	ア 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 12,000円	イ 床面積の合計が200平方メートル以上13,000円	
	申請に係る建築物1棟の全部又は一部が共同住宅である場合	ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 22,000円	イ 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 35,000円	
		ウ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 55,000円	エ 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 71,000円	
(略)				

備考 (略)

別表第3 (第2条、第6条の2関係)

種類	区分	単位	金額	備考
1 建築物に関する完了検査申請又は完了通知審査手数料	基本額 建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物の工事の完了検査の申請又は同法第18条第20項の規定に基づく建築物の	(略)	ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの 24,000円 イ 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 27,000円 ウ 床面積の合計が	(略)

		工事完了の通知に対する審査（同法第7条の3第1項の規定に基づく特定工程に係る工事の検査又は同法第18条第28項の規定に基づく通知の審査を要した建築物に関するものを除く。）		100 平方メートルを超え、200 平方メートル以内のもの <u>37,000 円</u> エ 床面積の合計が 200 平方メートルを超え、<u>300 平方メートル以内のもの</u> <u>50,000 円</u> オ 床面積の合計が <u>300 平方メートルを超え、500 平方メートル以内のもの</u> <u>52,000 円</u> カ （略） キ （略） ク （略） ケ （略） コ （略）	
		建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物の工事の完了検査の申請又は同法第18条第20項の規定に基づく建築物の工事完了の通知に対する審査（同法第7条の3第1項の規定に基づく特定工程に係る工事の検査又は同法第18条第28項	（略）	ア 床面積の合計が 30 平方メートル以内のもの <u>22,000 円</u> イ 床面積の合計が 30 平方メートルを超え、100 平方メートル以内のもの <u>26,000 円</u> ウ 床面積の合計が 100 平方メートルを超え、200 平方メートル以内のもの <u>35,000 円</u> エ 床面積の合計が 200 平方メートルを超え、<u>300 平方メートル以内のもの</u> <u>46,000 円</u> オ 床面積の合計が	

	の規定に基づく通知の審査を要した建築物に関するものに限る。)		<u>300 平方メートルを 超え、500 平方メートル以内のもの</u> <u>49,000 円</u> ア (略) キ (略) ク (略) ケ (略) コ (略)	
	(略)			
2 建築設備に関する完了検査申請又は完了通知審査手数料	建築基準法第 87 条の2において準用する同法第 7 条第 1 項の規定に基づく建築設備の完了検査の申請又は同法第 18 条第 20 項の規定に基づく建築設備の工事完了の通知に対する審査	(略)		
3 工作物に関する完了検査申請又は完了通知審査手数料	建築基準法第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する同法第 7 条第 1 項の規定に基づく工作物の完了検査の申請又は同法第 18 条第 20 項の規定に基づく工作物の工事完了の通知に対する審査	(略)		
4 建築物に関する中間検査申請又は通知審査手数料	建築基準法第 7 条の3 第 1 項の規定に基づく建築物の特定工間に係る建築物の工事の検査又は同法第 18 条第 28 項の規定に基づく通知に対する審査	(略)	ア 中間検査を行う部分の床面積の合計が 30 平方メートル以内のもの <u>20,000 円</u> イ 中間検査を行う部分の床面積の合計が 30 平方メートルを超え、100 平方メートル	

			ル 以 内 の も の <u>24,000 円</u> ウ 中間検査を行う部分の床面積の合計が100 平方メートルを超え、200 平方メートル 以 内 の も の <u>33,000 円</u> エ 中間検査を行う部分の床面積の合計が 200 平方メートルを超え、<u>300 平方メートル</u> 以 内 の も の <u>40,000 円</u> オ 床面積の合計が<u>300 平方メートル</u>を超え、500 平方メートル 以 内 の も の <u>45,000 円</u> カ (略) キ (略) ク (略) ケ (略) コ (略)	
5 建築設備に2において準用する 関する 中間検査申請 又は通 知審査 手数料	建築基準法第 87 条の 同法第 7 条の 3 第 1 項の規定に基づく建築設備の特定工程に 係る工事の検査又は 同法第 18 条第 28 項の 規定に基づく通知に 対する審査	(略)		
6 工作物に関する 中間検査	建築基準法第 88 条第 1 項において準用する 同法第 7 条の 3 第 1 項の規定に基づく	(略)		

申請又は通知審査手数料	工作物の特定工程に係る工事の検査又は同法第18条第28項の規定に基づく通知に対する審査	
-------------	---	--

備考 (略)

[別表 2]

○都城市使用料条例の一部改正について

都城市使用料条例

(使用料の金額等)

第 2 条 使用料の種類、区分、金額等は、別表第 1 及び別表第 2 のとおりとする。

この場合において、別表第 1 に規定するもの（使用期間が 1 月以上の敷地に係るもの及び市営住宅の目的外入居に係るものを除く。）については、同表に掲げる金額と当該金額に消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額との合計額を使用料とする。

2 (略)

(市営住宅の目的外入居に係る特例)

第 4 条の 2 前 2 条の規定にかかわらず、別表第 1 に規定する市営住宅の目的外入居に係る使用料の徴収時期及び使用期間等の端数処理の方法については、都城市営住宅条例（平成 18 年条例第 245 号）の例による。

別表第 1 (第 2 条関係)

種類	区分	目的	単位	金額
行政財産 目的外使 用料	建物	(略)		
		市営住宅の <u>目的外入居</u>	1 件	公営住宅法施行令第 2 条に基づいて算定した家賃相当額を基礎とし、使用期間に応じて、都城市営住宅条例第 18 条に定める計算方法により算出した額
		(略)		
	(略)			

(略)

議案第 38 号

都城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

都城市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 20 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市手数料条例の一部を改正する条例

都城市手数料条例（平成18年条例第101号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
別表第 1 （第 2 条関係）					別表第 1 （第 2 条関係）				
種類	区分	単位	金額	備考	種類	区分	単位	金額	備考
1 検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料	建築基準法第 7 条の 6 第 1 項第 1 号（同法第 87 条の 2 又は第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請又は同法第 18 条第 24 項第 1 号（同法第 87 条の 2 又は第 88 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく通知に対する審査	(略)			1 検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料	建築基準法第 7 条の 6 第 1 項第 1 号（同法第 87 条の 2 又は第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請又は同法第 18 条第 38 項第 1 号（同法第 87 条の 2 又は第 88 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく通知に対する審査	(略)		
(略)					(略)				
45 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	(略)	(略)	(略)	ア・イ (略) ウ 5 戸を超え 10 戸以下のとき。	45 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	(略)	(略)	(略)	ア・イ (略) ウ 5 戸を超え 10 戸以下のとき。

36,000円
エ 10戸を
超え25戸
以下のと
き。
60,000円
オ 25戸を
超え50戸
以下のと
き。
95,000円
カ 50戸を
超え100戸
以下のと
き。
145,000円
キ 100戸を
超え200戸
以下のと
き。
245,000円
ク 200戸を
超え300戸
以下のと
き。
310,000円
ケ 300戸を
超えると
き。

エ	<u>37,000円</u> 10戸を超え25戸以下のとき。 <u>61,000円</u>
オ	25戸を超え50戸以下のとき。 <u>96,000円</u>
カ	50戸を超え100戸以下のとき。 <u>146,000円</u>
キ	100戸を超え200戸以下のとき。 <u>248,000円</u>
ク	200戸を超え300戸以下のとき。 <u>314,000円</u>
ケ	300戸を超えるとき。

	<u>352,000円</u>
(略) ア・イ (略)	
ウ 5 戸を 超え 10 戸 以下 の と き。	
<u>53,000円</u>	
エ 10 戸を 超え 25 戸 以下 の と き。	
<u>88,000円</u>	
オ 25 戸を 超え 50 戸 以下 の と き。	
<u>141,000円</u>	
カ 50 戸を 超え 100 戸 以下 の と き。	
<u>215,000円</u>	
キ 100 戸を 超え 200 戸 以下 の と き。	
<u>364,000円</u>	
ク 200 戸を	

	<u>356,000円</u>
(略) ア・イ (略)	
ウ 5 戸を 超え 10 戸 以下 の と き。	
<u>54,000円</u>	
エ 10 戸を 超え 25 戸 以下 の と き。	
<u>89,000円</u>	
オ 25 戸を 超え 50 戸 以下 の と き。	
<u>142,000円</u>	
カ 50 戸を 超え 100 戸 以下 の と き。	
<u>217,000円</u>	
キ 100 戸を 超え 200 戸 以下 の と き。	
<u>367,000円</u>	
ク 200 戸を	

			超え300戸以下のとき。 <u>461,000円</u> ケ 300戸を超えるとき。 <u>523,000円</u>
(略)	(略)	ア・イ (略) ウ 5戸を超え10戸以下のとき。 <u>36,000円</u> エ 10戸を超え25戸以下のとき。 <u>60,000円</u> オ 25戸を超え50戸以下のとき。 <u>95,000円</u> カ 50戸を超え100戸以下のとき。	

			超え300戸以下のとき。 <u>465,000円</u> ケ 300戸を超えるとき。 <u>528,000円</u>
(略)	(略)	ア・イ (略) ウ 5戸を超え10戸以下のとき。 <u>37,000円</u> エ 10戸を超え25戸以下のとき。 <u>61,000円</u> オ 25戸を超え50戸以下のとき。 <u>96,000円</u> カ 50戸を超え100戸以下のとき。	

				<u>145,000円</u> キ 100戸を 超え200戸 以下のと き。 <u>245,000円</u> ク 200戸を 超え300戸 以下のと き。 <u>310,000円</u> ケ 300戸を 超えるとき。 <u>352,000円</u>
(略)	(略)	ア (略)	イ 1戸を 超え5戸 以下のと き。 <u>112,000円</u> ウ 5戸を 超え10戸 以下のと き。 <u>178,000円</u> エ 10戸を 超え25戸 以下のと	

				<u>146,000円</u> キ 100戸を 超え200戸 以下のと き。 <u>248,000円</u> ク 200戸を 超え300戸 以下のと き。 <u>314,000円</u> ケ 300戸を 超えるとき。 <u>356,000円</u>
(略)	(略)	ア (略)	イ 1戸を 超え5戸 以下のと き。 <u>113,000円</u> ウ 5戸を 超え10戸 以下のと き。 <u>180,000円</u> エ 10戸を 超え25戸 以下のと	

き。 <u>352,000円</u>
オ 25戸を 超え50戸 以下のと き。 <u>630,000円</u>
カ 50戸を 超え100戸 以下のと き。 <u>1,084,000 円</u>
キ 100戸を 超え200戸 以下のと き。 <u>2,006,000 円</u>
ク 200戸を 超え300戸 以下のと き。 <u>2,870,000 円</u>
ケ 300戸を 超える とき。 <u>3,518,000</u>

き。 <u>355,000円</u>
オ 25戸を 超え50戸 以下のと き。 <u>637,000円</u>
カ 50戸を 超え100戸 以下のと き。 <u>1,096,000 円</u>
キ 100戸を 超え200戸 以下のと き。 <u>2,028,000 円</u>
ク 200戸を 超え300戸 以下のと き。 <u>2,901,000 円</u>
ケ 300戸を 超える とき。 <u>3,557,000</u>

	<u>円</u>
(略)	ア (略)
	イ 1 戸を 超え 5 戸 以下 の と き。 <u>166,000円</u>
	ウ 5 戸を 超え 10 戸 以下 の と き。 <u>264,000円</u>
	エ 10 戸を 超え 25 戸 以下 の と き。 <u>522,000円</u>
	オ 25 戸を 超え 50 戸 以下 の と き。 <u>936,000円</u>
	カ 50 戸を 超え 100 戸 以下 の と き。 <u>1,611,000</u> <u>円</u>
	キ 100 戸を

	<u>円</u>
(略)	ア (略)
	イ 1 戸を 超え 5 戸 以下 の と き。 <u>167,000円</u>
	ウ 5 戸を 超え 10 戸 以下 の と き。 <u>267,000円</u>
	エ 10 戸を 超え 25 戸 以下 の と き。 <u>527,000円</u>
	オ 25 戸を 超え 50 戸 以下 の と き。 <u>945,000円</u>
	カ 50 戸を 超え 100 戸 以下 の と き。 <u>1,625,000</u> <u>円</u>
	キ 100 戸を

				<u>233,000円</u> ク 200戸を 超え300戸 以下のと き。 <u>287,000円</u> ケ 300戸を 超えると き。 <u>306,000円</u>
	(略)	(略)	ア～エ (略)	オ 25戸を 超え50戸 以下のと き。 <u>55,000円</u> カ 50戸を 超え100戸 以下のと き。 <u>95,000円</u> キ 100戸を 超え200戸 以下のと き。 <u>157,000円</u> ク 200戸を 超え300戸

				<u>236,000円</u> ク 200戸を 超え300戸 以下のと き。 <u>290,000円</u> ケ 300戸を 超えると き。 <u>309,000円</u>
	(略)	(略)	ア～エ (略)	オ 25戸を 超え50戸 以下のと き。 <u>56,000円</u> カ 50戸を 超え100戸 以下のと き。 <u>96,000円</u> キ 100戸を 超え200戸 以下のと き。 <u>159,000円</u> ク 200戸を 超え300戸

				以下のとき。 <u>193,000円</u> ケ 300戸を 超えるとき。 <u>206,000円</u>
	(略)	(略)	ア (略) イ 1戸を 超え5戸 以下のとき。 <u>89,000円</u> ウ 5戸を 超え10戸 以下のとき。 <u>142,000円</u> エ 10戸を 超え25戸 以下のとき。 <u>292,000円</u> オ 25戸を 超え50戸 以下のとき。 <u>535,000円</u> カ 50戸を	

				以下のとき。 <u>195,000円</u> ケ 300戸を 超えるとき。 <u>208,000円</u>
	(略)	(略)	ア (略) イ 1戸を 超え5戸 以下のとき。 <u>90,000円</u> ウ 5戸を 超え10戸 以下のとき。 <u>143,000円</u> エ 10戸を 超え25戸 以下のとき。 <u>295,000円</u> オ 25戸を 超え50戸 以下のとき。 <u>540,000円</u> カ 50戸を	

	超え100戸以下のとき。 <u>939,000円</u> キ 100戸を超え200戸以下のとき。 <u>1,761,000円</u> ク 200戸を超え300戸以下のとき。 <u>2,559,000円</u> ケ 300戸を超えるととき。 <u>3,166,000円</u>
(略)	ア 1戸のとき。 <u>52,000円</u> イ 1戸を超え5戸以下のとき。 <u>133,000円</u>

	超え100戸以下のとき。 <u>949,000円</u> キ 100戸を超え200戸以下のとき。 <u>1,780,000円</u> ク 200戸を超え300戸以下のとき。 <u>2,588,000円</u> ケ 300戸を超えるととき。 <u>3,201,000円</u>
(略)	ア 1戸のとき。 <u>53,000円</u> イ 1戸を超え5戸以下のとき。 <u>134,000円</u>

ウ	5 戸を 超え 10 戸 以下 の と き。 <u>211,000円</u>
エ	10 戸を 超え 25 戸 以下 の と き。 <u>434,000円</u>
オ	25 戸を 超え 50 戸 以下 の と き。 <u>795,000円</u>
カ	50 戸を 超え 100 戸 以下 の と き。 <u>1,396,000</u> <u>円</u>
キ	100 戸を 超え 200 戸 以下 の と き。 <u>2,618,000</u> <u>円</u>
ク	200 戸を 超え 300 戸

ウ	5 戸を 超え 10 戸 以下 の と き。 <u>213,000円</u>
エ	10 戸を 超え 25 戸 以下 の と き。 <u>438,000円</u>
オ	25 戸を 超え 50 戸 以下 の と き。 <u>802,000円</u>
カ	50 戸を 超え 100 戸 以下 の と き。 <u>1,409,000</u> <u>円</u>
キ	100 戸を 超え 200 戸 以下 の と き。 <u>2,642,000</u> <u>円</u>
ク	200 戸を 超え 300 戸

		以下のとき。 <u>3,805,000</u> 円 ケ 300戸を 超えるとき。 <u>4,707,000</u> 円
(略)	(略)	ア・イ (略) ウ 5戸を 超え10戸 以下のとき。 <u>14,000円</u> エ・オ (略) カ 50戸を 超え100戸 以下のとき。 <u>48,000円</u> キ 100戸 を超え200 戸以下の とき。 <u>87,000円</u> ク 200戸を

		以下のとき。 <u>3,841,000</u> 円 ケ 300戸を 超えるとき。 <u>4,750,000</u> 円
(略)	(略)	ア・イ (略) ウ 5戸を 超え10戸 以下のとき。 <u>15,000円</u> エ・オ (略) カ 50戸を 超え100戸 以下のとき。 <u>49,000円</u> キ 100戸を 超え200戸 以下のとき。 <u>88,000円</u> ク 200戸を

	超え300戸以下のとき。 <u>116,000円</u> ケ 300戸を超えるとき。 <u>145,000円</u>
(略)	ア～エ (略) オ 25戸を超え50戸以下のとき。 <u>57,000円</u> カ (略) キ 100戸を超え200戸以下のとき。 <u>129,000円</u> ク 200戸を超え300戸以下のとき。 <u>172,000円</u> ケ 300戸を超えるとき。

	超え300戸以下のとき。 <u>117,000円</u> ケ 300戸を超えるとき。 <u>146,000円</u>
(略)	ア～エ (略) オ 25戸を超え50戸以下のとき。 <u>58,000円</u> カ (略) キ 100戸を超え200戸以下のとき。 <u>130,000円</u> ク 200戸を超え300戸以下のとき。 <u>174,000円</u> ケ 300戸を超えるとき。

				<u>215,000円</u>	
(略)					
49 長期優良住宅維持計画認定申請手数料	(略)	(略)	(略)	ア・イ (略) ウ 5戸を超え10戸以下のとき。 <u>53,000円</u> エ 10戸を超え25戸以下のとき。 <u>88,000円</u> オ 25戸を超え50戸以下のとき。 <u>141,000円</u> カ 50戸を超え100戸以下のとき。 <u>215,000円</u> キ 100戸を超え200戸以下のとき。 <u>364,000円</u>	

				<u>217,000円</u>	
(略)					
49 長期優良住宅維持計画認定申請手数料	(略)	(略)	(略)	ア・イ (略) ウ 5戸を超え10戸以下のとき。 <u>54,000円</u> エ 10戸を超え25戸以下のとき。 <u>89,000円</u> オ 25戸を超え50戸以下のとき。 <u>142,000円</u> カ 50戸を超え100戸以下のとき。 <u>217,000円</u> キ 100戸を超え200戸以下のとき。 <u>367,000円</u>	

		ク 200戸を 超え300戸 以下のと き。 <u>461,000円</u> ケ 300戸を 超える時 き。 <u>523,000円</u>
(略)	(略)	ア (略) イ 1戸を 超え5戸 以下のと き。 <u>166,000円</u> ウ 5戸を 超え10戸 以下のと き。 <u>264,000円</u> エ 10戸を 超え25戸 以下のと き。 <u>522,000</u> オ 25戸を 超え50戸 以下のと き。

		ク 200戸を 超え300戸 以下のと き。 <u>465,000円</u> ケ 300戸を 超える時 き。 <u>528,000円</u>
(略)	(略)	ア (略) イ 1戸を 超え5戸 以下のと き。 <u>167,000円</u> ウ 5戸を 超え10戸 以下のと き。 <u>267,000円</u> エ 10戸を 超え25戸 以下のと き。 <u>527,000円</u> オ 25戸を 超え50戸 以下のと き。

				<u>936,000円</u> カ 50戸を 超え100戸 以下のと き。 <u>1,611,000</u> 円 キ 100戸を 超え200戸 以下のと き。 <u>2,982,000</u> 円 ク 200戸を 超え300戸 以下のと き。 <u>4,266,000</u> 円 ケ 300戸を 超えるとき。 <u>5,230,000</u> 円	
50 長期優良住宅維持保全計画変更認定申請手	(略)	(略)	(略)	ア～エ (略) オ 25戸を 超え50戸 以下のと	

				<u>945,000円</u> カ 50戸を 超え100戸 以下のと き。 <u>1,625,000</u> 円 キ 100戸を 超え200戸 以下のと き。 <u>3,010,000</u> 円 ク 200戸を 超え300戸 以下のと き。 <u>4,305,000</u> 円 ケ 300戸を 超えるとき。 <u>5,278,000</u> 円	
50 長期優良住宅維持保全計画変更認定申請手	(略)	(略)	(略)	ア～エ (略) オ 25戸を 超え50戸 以下のと	

数料	カ	50 戸を 超え100 戸 以下 の と き。 <u>82,000円</u>
	キ	100 戸を 超え200 戸 以下 の と き。 <u>142,000円</u>
	ク	200 戸を 超え300 戸 以下 の と き。 <u>233,000円</u>
	ケ	300 戸を 超え る と き。 <u>287,000円</u>
		<u>306,000円</u>
(略)	(略)	ア 1 戸 の とき。 <u>52,000円</u>
	イ	1 戸 を 超え 5 戸 以下 の と き。 <u>133,000円</u>

数料	カ	50 戸を 超え100 戸 以下 の と き。 <u>83,000円</u>
	キ	100 戸を 超え200 戸 以下 の と き。 <u>143,000円</u>
	ク	200 戸を 超え300 戸 以下 の と き。 <u>236,000円</u>
	ケ	300 戸を 超え る と き。 <u>290,000円</u>
		<u>309,000円</u>
(略)	(略)	ア 1 戸 の とき。 <u>53,000円</u>
	イ	1 戸 を 超え 5 戸 以下 の と き。 <u>134,000円</u>

ウ	5 戸を 超え 10 戸 以下 の と き。 <u>211,000円</u>
エ	10 戸を 超え 25 戸 以下 の と き。 <u>434,000円</u>
オ	25 戸を 超え 50 戸 以下 の と き。 <u>795,000円</u>
カ	50 戸を 超え 100 戸 以下 の と き。 <u>1,396,000 円</u>
キ	100 戸を 超え 200 戸 以下 の と き。 <u>2,618,000 円</u>
ク	200 戸を 超え 300 戸

ウ	5 戸を 超え 10 戸 以下 の と き。 <u>213,000円</u>
エ	10 戸を 超え 25 戸 以下 の と き。 <u>438,000円</u>
オ	25 戸を 超え 50 戸 以下 の と き。 <u>802,000円</u>
カ	50 戸を 超え 100 戸 以下 の と き。 <u>1,409,000 円</u>
キ	100 戸を 超え 200 戸 以下 の と き。 <u>2,642,000 円</u>
ク	200 戸を 超え 300 戸

		以下のとき。 <u>3,805,000</u> 円 ケ 300戸を 超えるとき。 <u>4,707,000</u> 円
(略)	(略)	ア～エ (略) オ 25戸を 超え50戸 以下のとき。 <u>57,000円</u> カ (略) キ 100戸を 超え200戸 以下のとき。 <u>129,000円</u> ク 200戸を 超え300戸 以下のとき。 <u>172,000円</u> ケ 300戸を 超えるとき。

		以下のとき。 <u>3,841,000</u> 円 ケ 300戸を 超えるとき。 <u>4,750,000</u> 円
(略)	(略)	ア～エ (略) オ 25戸を 超え50戸 以下のとき。 <u>58,000円</u> カ (略) キ 100戸を 超え200戸 以下のとき。 <u>130,000円</u> ク 200戸を 超え300戸 以下のとき。 <u>174,000円</u> ケ 300戸を 超えるとき。

				き。 215,000円	
(略)					
52 低炭素	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項第1号	認定申請に係る建築物1棟	ア 1戸のとき。 6,000円	1 当該認定に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けよう申し出る場合にあっては、当該建	
建築物新築等計画認定申請手数料	に掲げる基準に係る技術的審査に適合すると認められた計画（以下「低炭素建築物事前審査適合計画」という。）であることを証明する書類の提出がある場合	の全部又は一部が住宅である場合の住宅部分（共同住宅の共用部分を除く。）	イ 1戸を超え5戸以下のとき。 11,000円	ウ 5戸を超え10戸以下のとき。 18,000円	
			エ 10戸を超え25戸以下のとき。 29,000円	オ 25戸を超え50戸以下のとき。 48,000円	
			カ 50戸を超え100戸以下のとき。		

				き。 217,000円	
(略)					
52 低炭素	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項第1号	認定申請に係る建築物1棟	ア 1戸のとき。 6,000円	1 当該認定に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けよう申し出る場合にあっては、当該建	
建築物新築等計画認定申請手数料	に掲げる基準に係る技術的審査に適合すると認められた計画（以下「低炭素建築物事前審査適合計画」という。）であることを証明する書類の提出がある場合	の全部又は一部が住宅である場合の住宅部分	イ 1戸を超え5戸以下のとき。 11,000円	ウ 5戸を超え10戸以下のとき。 18,000円	
			エ 10戸を超え25戸以下のとき。 29,000円	オ 25戸を超え50戸以下のとき。 48,000円	
			カ 50戸を超え100戸以下のとき。		

	<u>き。</u> <u>85,000円</u> <u>キ 100戸を</u> <u>超え200戸</u> <u>以下のと</u> <u>き。</u> <u>134,000円</u> <u>ク 200戸を</u> <u>超え300戸</u> <u>以下のと</u> <u>き。</u> <u>169,000円</u> <u>ケ 300戸を</u> <u>超えると</u> <u>き。</u> <u>181,000円</u>	<u>建築物の</u> <u>床面積</u> <u>の区分</u> <u>並びに</u> <u>建築設</u> <u>備及び</u> <u>工作物</u> <u>の件数</u> <u>に応じ</u> <u>、別表</u> <u>第2に</u> <u>掲げる</u> <u>金額を</u> <u>加えた</u> <u>金額と</u> <u>する。</u>
認定申 請に係 る建築 物1棟 の全部 又は一 部が非 住宅で ある場 合の非 住宅部 分及び 共同住	<u>ア 床面積</u> <u>の合計が</u> <u>300平方メ</u> <u>ートル以</u> <u>内のもの</u> <u>11,000円</u> <u>イ 床面積</u> <u>の合計が</u> <u>300平方メ</u> <u>ートルを</u> <u>超え2,000</u> <u>平方メー</u> <u>トル以内</u>	<u>2 認定</u> <u>申請に係</u> <u>る建築物</u> <u>が住宅と</u> <u>非住宅の</u> <u>複合建築</u> <u>物である</u> <u>場合は、</u> <u>それぞれ</u> <u>の区分に</u> <u>より算定</u> <u>した額の</u> <u>合計とす</u>

	<u>もの</u> <u>20,000円</u> <u>ウ 床面積</u> <u>の合計が</u> <u>2,000平方</u> <u>メートル</u> <u>以上5,000</u> <u>平方メー</u> <u>トル未満</u> <u>のもの</u> <u>43,000円</u> <u>エ 床面積</u> <u>の合計が</u> <u>5,000平方</u> <u>メートル</u> <u>以上のも</u> <u>の</u> <u>77,000円</u>	<u>建築物の</u> <u>床面積</u> <u>の区分</u> <u>並びに</u> <u>建築設</u> <u>備及び</u> <u>工作物</u> <u>の件数</u> <u>に応じ</u> <u>、別表</u> <u>第2に</u> <u>掲げる</u> <u>金額を</u> <u>加えた</u> <u>金額と</u> <u>する。</u>
認定申 請に係 る建築 物1棟 の全部 又は一 部が非 住宅で ある場 合の非 住宅部	<u>ア 床面積</u> <u>の合計が</u> <u>300平方メ</u> <u>ートル未</u> <u>満のもの</u> <u>10,000</u> <u>円</u> <u>イ 床面積</u> <u>の合計が</u> <u>300平方メ</u> <u>ートル以</u>	<u>2 認定</u> <u>申請に係</u> <u>る建築物</u> <u>が住宅と</u> <u>非住宅の</u> <u>複合建築</u> <u>物である</u> <u>場合は、</u> <u>それぞ</u> <u>れの区</u> <u>分に</u>

宅の共 用部分	の<u>もの</u> 29,000円 ウ 床面積 の合計が 2,000平方 メートル を 超 え 5,000平方 メートル 以内の<u>もの</u> 85,000円 エ 床面積 の合計が 5,000平方 メートル を 超 え 10,000平方 メートル以内の <u>もの</u> 134,000円 オ 床面積 の合計が 10,000平方 メートル を 超 え 25,000平方 メートル	る。
分	上1,000平方 メートル未満の <u>もの</u> 16,000円 ウ 床面積 の合計が 1,000平方 メートル 以上2,000 平方メートル未満 <u>のもの</u> 26,000円 エ 床面積 の合計が 2,000平方 メートル 以上5,000 平方メートル未満 <u>のもの</u> 77,000円 オ 床面積 の合計が 5,000平方 メートル 以 上 10,000平方	より算 定した 額の合 計とす <u>る。</u>

		ル以内のもの 169,000円
		カ 床面積 の合計が 25,000 平 方メートルを 超えるもの 211,000円
低炭素建築物事前 審査適合計画であること を証明する書類の 提出がない場合	認定申請に係る建築物1棟 の全部又は一部が住宅である場合 の住宅部分（共同住宅の共用部分を除く。）	ア 1戸のとき。 38,000円 イ 1戸を超え5戸以下のとき。 75,000円 ウ 5戸を超え10戸以下のとき。 104,000円 エ 10戸を超え25戸以下のとき。 146,000円 オ 25戸を

		方メートル未満のもの 121,000円
		カ 床面積 の合計が 10,000 平 方メートル以上 25,000 平 方メートル未満のもの 152,000円
		キ 床面積 の合計が 25,000 平 方メートル以上のもの 190,000円
低炭素建築物事前 審査適合計画である	認定申請に係る建築物1棟につき	ア 床面積 の合計が 200平方メートル未満のもの 35,000 円 イ 床面積
	建築物エネルギー消費性能基準等 を定める省令（平成28年経済産業省・	

	<u>超え 50 戸</u> <u>以下のと</u> <u>き。</u> <u>208,000円</u>
	<u>カ 50 戸を</u> <u>超え 100 戸</u> <u>以下のと</u> <u>き。</u> <u>298,000円</u>
	<u>キ 100 戸を</u> <u>超え 200 戸</u> <u>以下のと</u> <u>き。</u> <u>402,000円</u>
	<u>ク 200 戸を</u> <u>超え 300 戸</u> <u>以下のと</u> <u>き。</u> <u>526,000円</u>
	<u>ケ 300 戸を</u> <u>超え ると</u> <u>き。</u> <u>617,000円</u>
認定申 請に係 る建築 物 1 棟 の全部 又は一	<u>ア 床面</u> <u>積の合計</u> <u>が 300 平方</u> <u>メートル</u> <u>以内のも</u> <u>の</u>

るこは一	国土交通	の合計が
とを部が	省令第 1	200平方メ
証明住宅	号。以下	ートル以
するであ	「省令」	上のもの
書類る場	という。	38,000
の提合の	第 10 条	円
出が住宅	第 2 号イ	ア 床面積
ない部分	(1) 及	の合計が
場合	びロ (1	300平方メ
	) の基準	ートル未
	に係る部	満のもの
	分	67,000
		円
		イ 床面積
		の合計が
		300平方メ
		ートル以
		上 2,000 平
		方メート
		ル未満の
		もの
		111,000円
		ウ 床面積
		の合計が
		2,000平方
		メートル
		以上5,000
		平方メー
		トル未満

部が非	117,000円
住宅でイ	床面積
ある場	の合計が
合の非	300平方メ
住宅部	ートルを
分及び	超え2,000
共同住	平方メー
宅の共	トル以内
用部分	のもの
	191,000円
ウ	床面積
	の合計が
	2,000平方
	メートル
	を 超 え
	5,000 平方
	メートル
	以内 の も
	の
	297,000円
エ	床面積
	の合計が
	5,000 平方
	メートル
	を 超 え
	10,000 平
	方メート
	ル以内 の
	もの

		のもの
		187,000円
	エ	床面積
		の合計が
		5,000 平方
		メートル
		以上 の も
		の
		267,000円
省令第10	戸建住ア	床面積
条第2号	宅1棟	の合計が
イ(2)	につき	200平方メ
及びロ(		ートル未
2)の基		満のもの
準に係る		19,000円
部分		イ 床面積
		の合計が
		200平方メ
		ートル以
		上のもの
		20,000円
	共同住ア	床面積
	宅1棟	の合計が
	につき	300平方メ
		ートル未
		満のもの
		33,000円
	イ	床面積
		の合計が

	<u>380,000円</u> オ 床面積 の合計が <u>10,000 平</u> <u>方メート</u> <u>ルを超え</u> <u>25,000 平</u> <u>方メート</u> <u>ル以内の</u> <u>もの</u> <u>454,000円</u> カ 床面積 の合計が <u>25,000 平</u> <u>方メート</u> <u>ルを超え</u> <u>るもの</u> <u>528,000円</u>
認定申 請に係 る建築 物1棟 の全部 又は一 部が非 住宅で ある場 合の非 住宅部	ア 床面積 の合計が <u>300平方メ</u> <u>ートル以</u> <u>内のもの</u> <u>138,000円</u> イ 床面積 の合計が <u>300平方メ</u> <u>ートルを</u> <u>超え2,000</u>

	<u>300平方メ</u> <u>ートル以</u> <u>上2,000 平</u> <u>方メート</u> <u>ル未満の</u> <u>もの</u> <u>56,000円</u> ウ 床面積 の合計が <u>2,000 平</u> <u>方メート</u> <u>ル以上5,000</u> <u>平方メー</u> <u>トル未満</u> <u>のもの</u> <u>99,000円</u> エ 床面積 の合計が <u>5,000 平</u> <u>方メート</u> <u>ル以上のも</u> <u>の</u> <u>149,000円</u>
省令第10 条第2号 イ(1)及 びロ(2) 又は第2号イ	戸建住宅1棟 につき ア 床面積 の合計が <u>200平方メ</u> <u>ートル未</u> <u>満のもの</u> <u>26,000</u>

分の外	平方メー
皮性能	トル以内
評価に	のもの
係る加	214,000円
算額	ウ 床面積
	の合計が
	2,000平方
	メートル
	を超え
	5,000平方
	メートル
	以内のも
	の
	279,000円
	エ 床面積
	の合計が
	5,000平方
	メートル
	を超え
	10,000平
	方メート
	ル以内の
	もの
	325,000円
	オ 床面積
	の合計が
	10,000平
	方メート
	ルを超え

(2) 及	円
びロ (1	イ 床面積
) の基準	の合計が
に係る部	200平方メ
分	ートル以
	上のもの
	29,000
	円
	共同住
	宅1棟
	につき
	ア 床面積
	の合計が
	300平方メ
	ートル未
	満のもの
	50,000
	円
	イ 床面積
	の合計が
	300平方メ
	ートル以
	上2,000平
	方メート
	ル未満の
	もの
	83,000円
	ウ 床面積
	の合計が
	2,000平方
	メートル
	以上5,000

25,000 平方メートル以内のもの
377,000円

カ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの
420,000円

			<u>平方メートル未満のもの</u> <u>143,000円</u>
			エ <u>床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの</u> <u>208,000円</u>
認定申請に係る建築物1棟の全部又は一部が非住宅である場合の非住宅部分	省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)の基準に係る部分	ア <u>床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u> <u>217,000円</u>	
		イ <u>床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u> <u>271,000円</u>	
		ウ <u>床面積の合計が</u>	

	<u>1,000平方</u>
	<u>メートル</u>
	<u>以上2,000</u>
	<u>平方メー</u>
	<u>トル未満</u>
	<u>のもの</u>
	<u>349,000円</u>
エ	<u>床面積</u>
	<u>の合計が</u>
	<u>2,000平方</u>
	<u>メートル</u>
	<u>以上5,000</u>
	<u>平方メー</u>
	<u>トル未満</u>
	<u>のもの</u>
	<u>497,000円</u>
オ	<u>床面積</u>
	<u>の合計が</u>
	<u>5,000平方</u>
	<u>メートル</u>
	<u>以上</u>
	<u>10,000平</u>
	<u>方メート</u>
	<u>ル未満の</u>
	<u>もの</u>
	<u>612,000円</u>
カ	<u>床面積</u>
	<u>の合計が</u>
	<u>10,000平</u>

	方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの 722,000円
	キ 床面積の合計が 25,000平方メートル以上のもの 824,000円
省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)の基準に係る部分	ア 床面積の合計が 300平方メートル未満のもの 84,000円
	イ 床面積の合計が 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの

	<u>107,000円</u>
ウ	床面積
	の合計が
	<u>1,000平方</u>
	<u>メートル</u>
	<u>以上2,000</u>
	<u>平方メー</u>
	<u>トル未満</u>
	<u>のもの</u>
	<u>140,000円</u>
エ	床面積
	の合計が
	<u>2,000平方</u>
	<u>メートル</u>
	<u>以上5,000</u>
	<u>平方メー</u>
	<u>トル未満</u>
	<u>のもの</u>
	<u>225,000円</u>
オ	床面積
	の合計が
	<u>5,000平方</u>
	<u>メートル</u>
	<u>以上</u>
	<u>10,000平</u>
	<u>方メート</u>
	<u>ル未満の</u>
	<u>もの</u>
	<u>293,000円</u>

宅の共用部分を除く。)	9,000円	用する	用する
エ 10戸を	10戸を	同法第	同法第
超え25戸	超え25戸	54条第	54条第
以下のと	以下のと	2項の	2項の
き。	き。	規定に	規定に
14,500円	14,500円	より建	より建
オ 25戸を	25戸を	築基準	築基準
超え50戸	超え50戸	関係規	関係規
以下のと	以下のと	定に適	定に適
き。	き。	合する	合する
24,000円	24,000円	かどうか	かどうか
カ 50戸を	50戸を	かの審	かの審
超え100戸	超え100戸	査を受	査を受
以下のと	以下のと	けるよ	けるよ
き。	き。	う申し	う申し
42,500円	42,500円	出る場	出る場
キ 100戸を	100戸を	合にあ	合にあ
超え200戸	超え200戸	っては	っては
以下のと	以下のと	、当該	、当該
き。	き。	建築物	建築物
67,000円	67,000円	の床面	の床面
ク 200戸を	200戸を	積の区	積の区
超え300戸	超え300戸	分並び	分並び
以下のと	以下のと	に建築	に建築
き。	き。	設備及	設備及
84,500円	84,500円	び工作	び工作
ケ 300戸を	300戸を	物の件	物の件
超えると	超えると	数に応	数に応
き。	き。	じ、別	じ、別

	90,500円	表第2
認定申請に係る建築物1棟の全部又は一部が非住宅である場合の非住宅部分及び共同住宅の共用部分	ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 5,500円 イ 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 14,500円 ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 42,500円 エ 床面積の合計が5,000平方	に掲げる金額を加えた金額とする。 2 認定申請に係る建築物が住宅と非住宅の複合建築物である場合は、それぞれの区分により算定した額の合計とする。

	表第2
	に掲げる金額を加えた金額とする。 2 認定申請に係る建築物が住宅と非住宅の複合建築物である場合は、それぞれの区分により算定した額の合計とする。

		メートル を超え 10,000 平 方メート ル以内の もの 67,000円
		オ 床面積 の合計が 10,000 平 方メート ルを超え 25,000 平 方メート ル以内の もの 84,500円
		カ 床面積 の合計が 25,000 平 方メート ルを超え るもの 105,500円
低炭素建築物事前審 査適合計画であるこ とを証明する書類の 提出がない場合	認定申 請に係 る建築 物 1 棟 の全部	ア 1 戸の とき。 19,000円 イ 1 戸を 超え 5 戸

又は一	以 下 の と
部が住	き。
宅であ	<u>37,500円</u>
る場合	ウ 5 戸を
の住宅	超 え 10 戸
部分（	以 下 の と
共同住	き。
宅の共	<u>52,000円</u>
用部分	エ 10 戸を
を除く	超 え 2 5 戸
。）	以 下 の と
	き。
	<u>73,000円</u>
	オ 25 戸を
	超 え 50 戸
	以 下 の と
	き。
	<u>104,000円</u>
	カ 50 戸を
	超 え 100 戸
	以 下 の と
	き。
	<u>149,000円</u>
	キ 100 戸を
	超 え 200 戸
	以 下 の と
	き。
	<u>201,000円</u>
	ク 200 戸を

	<u>超え 300 戸</u> <u>以 下 の と</u> <u>き。</u> <u>263,000円</u> <u>ケ 300戸を</u> <u>超 え る と</u> <u>き。</u> <u>308,500円</u>
認定申 請に係 る建築 物 1 棟 の全部 又は一 部が非 住宅で ある場 合の非 住宅部 分及び 共同住 宅の共 用部分	<u>ア 床面積</u> <u>の合計が</u> <u>300平方メ</u> <u>ートル以</u> <u>内のもの</u> <u>58,500円</u> <u>イ 床面積</u> <u>の合計が</u> <u>300平方メ</u> <u>ートルを</u> <u>超え 2,000</u> <u>平方メー</u> <u>トル以内</u> <u>のもの</u> <u>95,500円</u> <u>ウ 床面積</u> <u>の合計が</u> <u>2,000平方</u> <u>メートル</u> <u>を 超 え</u> <u>5,000平方</u>

	るもの 264,000円
認定申請に係る建築物1棟の全部又は一部が非住宅である場合の非住宅部分の外皮性能評価に係る加算額	ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 69,000円 イ 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 107,000円 ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの の 139,500円 エ 床面積の合計が

[illegible]

一 消費性向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第34条第1項又は第3項の規定に基づ	的審査に適合すると認められた計画であることを証明する書類（以下「適合証（平等）」という。）の提出がある場合	イ 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの <u>20,000円</u>	省エネ法第35条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けよう申し出る場合にあっては、当該建築物の床面積の区分並びに建築設備及び工作物の件数に	画認定申請手数料	一 消費性向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第29条第1項又は第3項の規定に基	的審査に適合すると認められた計画であることを証明する書類（以下「適合証等（の提出がある場合）」という。）の提出がある場合	イ 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの <u>19,000円</u>	省エネ法第30条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けよう申し出る場合にあっては、当該建築物の床面積の区分並びに建築設備及び工作物の件数に
		ウ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの <u>44,000円</u>	ウ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの <u>42,000円</u>				エ 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの <u>78,000円</u>	エ 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの <u>76,000円</u>
		（略）	（略）				（略）	（略）
		ア 床面積の合計が300平方メ	ア 床面積の合計が300平方メ				イ 床面積の合計が300平方メ	イ 床面積の合計が300平方メ

第2に掲げる金額を加えた金額とする。	2・3 (略)	4 認定申請に係る建築物の全部又は一部が共同住宅の場合であって、 <u>省令第4条第3項第2号</u> の数値を設計一次エネルギー消費量とするとき
メートル以上 <u>1,000平方メートル未満のもの</u> <u>16,000円</u>	ウ 床面積の合計が <u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> <u>25,000円</u>	エ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの <u>76,000円</u>
メートル以上 <u>2,000平方メートル未満のもの</u> <u>26,000円</u>	エ 床面積の合計が5,000平方メートル以上	オ 床面積の合計が5,000平方メートル以上

く 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請に対する審査

第2に掲げる金額を加えた金額とする。	2・3 (略)	4 認定申請に係る建築物の全部又は一部が共同住宅の場合であって、 <u>建築物エネルギー消費性能基準</u> 等を定める <u>省令(平成28年経済産業省・</u>
メートル以上 <u>2,000平方メートル未満のもの</u> <u>26,000円</u>	ウ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの <u>78,000円</u>	エ 床面積の合計が5,000平方メートル以上

く 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請に対する審査

	10,000 平方メートル未満のもの <u>123,000円</u>	<u>国土交通省令第1号</u> 。以下この項及び55の項において「 <u>省令</u> 」という。)第4条第3項第2号の数値を設計一次エネルギー消費量とするときは、床面積の合計から共用部分の床面積を除いて算定
	オ 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの <u>156,000円</u>	
	カ 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの <u>195,000円</u>	
認定申請に係る建築物1棟の全部又は一部が戸	ア 床面積の合計が200平方メートル未満のもの <u>34,000円</u>	

	10,000 平方メートル未満のもの <u>120,000円</u>				は、床面積の合計から共用部分の床面積を除いて算定した額とする。
	カ 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの <u>151,000円</u>				
	キ 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの <u>189,000円</u>				
適合証等の提出がない場合	認定申請に係る建築物1棟の全	省令第10条第2号イ(及び	戸建住宅1棟につき	ア 床面積の合計が200平方メートル未満のもの <u>34,000円</u>	

建住宅イ	床面積	した額とする。
である	の合計が	
場合の	200平方メ	
住宅部	ートル以	
分	上のもの	
	38,000	
	円	
認定申ア	床面積	
請に係	の合計が	
る建築	300平方メ	
物1棟	ートル未	
の全部	満のもの	
又は一	68,000	
部が共	円	
同住宅イ	床面積	
である	の合計が	
場合の	300平方メ	
住宅部	ートル以	
分	上2,000平	
	方メートル	
	ル未満の	
	もの	
	112,000円	
ウ	床面積	
	の合計が	
	2,000平方	
	メートル	
	以上5,000	
	平方メー	

部又ロ	(	イ	床面積
は一	1)	の合計が	
部が	の基	200平方メ	
住宅	準に	ートル以	
であ	係る	上のもの	
る場	部分	37,000	
合の		円	
住宅	共同住	ア	床面積
部分	宅1棟	の合計が	
	につき	300平方メ	
		ートル未	
		満のもの	
		66,000	
		円	
		イ	床面積
		の合計が	
		300平方メ	
		ートル以	
		上2,000平	
		方メートル	
		ル未満の	
		もの	
		110,000円	
		ウ	床面積
		の合計が	
		2,000平方	
		メートル	
		以上5,000	
		平方メー	

	トル未満 のもの 191,000円
エ	床面積 の合計が 5,000平方 メートル 以上のも の 273,000円
認定申 請に係 る建築 物1棟 の全部 又は一 部が非 住宅で ある場 合の省 令第10 条第1 号イ（ 1）及 びロ（ 1）に より計 画され た非住	ア 床面積 の合計が 300平方メ ートル未 満のもの 221,000円 イ 床面積 の合計が 300平方メ ートル以 上2,000平 方メート ル未満の もの 358,000円 ウ 床面積 の合計が 2,000平方 メートル

		トル未満 のもの 186,000円
		エ 床面積 の合計が 5,000平方 メートル 以上のも の 266,000円
省令 第10 条第 2号 イ（ 2） 及び ロ（ 2） の基 準に 係る 部分	戸建住 宅1棟 につき 共同住 宅1棟 につき	ア 床面積 の合計が 200平方メ ートル未 満のもの 18,000円 イ 床面積 の合計が 200平方メ ートル以 上のもの 19,000円 ア 床面積 の合計が 300平方メ ートル未 満のもの 32,000円 イ 床面積

宅部分	以上 5,000 平方メー トル未満 のもの 510,000円
エ	床面積 の合計が 5,000 平方 メートル 以上 10,000 平 方メート ル未満の もの 628,000円
オ	床面積 の合計が 10,000 平 方メート ル以上 25,000 平 方メート ル未満の もの 742,000円
カ	床面積 の合計が 25,000 平 方メート

		の合計が 300平方メ ートル以 上 2,000 平 方メート ル未満の もの 55,000円
		ウ 床面積 の合計が 2,000 平方 メートル 以上 5,000 平方メー トル未満 のもの 99,000円
		エ 床面積 の合計が 5,000 平方 メートル 以上のもの 148,000円
省令	戸建住宅	ア 床面積
第 10 条 第 2 号	宅 1 棟につき	の合計が 200 平方メ ートル未 満のもの
イ（		

	ル以上の もの 846,000円
認定申請に係る建築物1棟の全部又は一部が非住宅である場合の省令第10条第1号イ（2）及びロ（2）により計画された非住宅部分	ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 85,000円 イ 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 142,000円 ウ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 230,000円 エ 床面積

1）及びロ（2）又は第2号イ（2）及びロ（1）の基準に係る部分		25,000円 イ 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 28,000円 ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 49,000円 イ 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 82,000円 ウ 床面積の合計が2,000平方メートル
	共同住宅1棟につき	

	<u>の合計が</u>
	<u>1,000平方</u>
	<u>メートル</u>
	<u>以上2,000</u>
	<u>平方メー</u>
	<u>トル未満</u>
	<u>のもの</u>
	<u>348,000円</u>
エ	<u>床面積</u>
	<u>の合計が</u>
	<u>2,000平方</u>
	<u>メートル</u>
	<u>以上5,000</u>
	<u>平方メー</u>
	<u>トル未満</u>
	<u>のもの</u>
	<u>496,000円</u>
オ	<u>床面積</u>
	<u>の合計が</u>
	<u>5,000平方</u>
	<u>メートル</u>
	<u>以上</u>
	<u>10,000平</u>
	<u>方メート</u>
	<u>ル未満の</u>
	<u>もの</u>
	<u>611,000円</u>
カ	<u>床面積</u>
	<u>の合計が</u>

	10,000 平 方メート ル 以 上 25,000 平 方メート ル未満の もの 722,000円 キ 床面積 の合計が 25,000平 方メート ル以上の もの 823,000円
省令第 10条第 1号イ (2) 及びロ (2) の基準 に係る 部分	ア 床面積 の合計が 300平方メ ートル未 満のもの 83,000 円 イ 床面積 の合計が 300平方メ ートル以 上1,000平 方メート ル未満の

	<u>もの</u>
	<u>106,000円</u>
ウ	床面積
	の合計が
	<u>1,000平方</u>
	<u>メートル</u>
	<u>以上2,000</u>
	<u>平方メー</u>
	<u>トル未満</u>
	<u>のもの</u>
	<u>139,000円</u>
エ	床面積
	の合計が
	<u>2,000平方</u>
	<u>メートル</u>
	<u>以上5,000</u>
	<u>平方メー</u>
	<u>トル未満</u>
	<u>のもの</u>
	<u>224,000円</u>
オ	床面積
	の合計が
	<u>5,000平方</u>
	<u>メートル</u>
	<u>以上</u>
	<u>10,000平</u>
	<u>方メート</u>
	<u>ル未満の</u>
	<u>もの</u>

[illegible]

物 の	ある場合	分		ぞれの
エ ネ		認定申	ア 床面積	区分に
ル ギ		請に係	の合計が	より算
一 消		る建築	300平方メ	定した
費 性		物1棟	ートル未	額の合
能 に		の全部	満のもの	計とす
係 る		又は一	9,000円	る。
認 定		部が共	イ 床面積	2 認定
の 申		同住宅	の合計が	申請に
請 に		である	300平方メ	係る建
対 す		場合の	ートル以	築物が
る 審		住宅部	上2,000平	共同住
査		分	方メート	宅の場
			ル未満の	合であ
			もの	って、
			20,000円	省令第
		ウ 床面積	の合計が	4条第
		の合計が	2,000平方	3項第
		メートル	以上5,000	2号の
		平方メー	トル未満	数値に
		トル未満	のもの	よると
		44,000円		きは、
		エ 床面積	の合計が	床面積
		の合計が	5,000平方	の合計
		メートル		から共
				用部分
				の床面
				積を除
				いて算

	以上のも の 78,000円	定した 額とす る。
認定申 請に係 る建築 物1棟 の全部 又は一 部が非 住宅で ある場 合の非 住宅部 分	ア 床面積 の合計が 300平方メ ートル未 満のもの 9,000円 イ 床面積 の合計が 300平方メ ートル以 上2,000平 方メート ル未満の もの 26,000円 ウ 床面積 の合計が 2,000平方 メートル 以上5,000 平方メー トル未満 のもの 78,000円 エ 床面積 の合計が	

		5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの 123,000円
		オ 床面積の合計が10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの 156,000円
		カ 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 195,000円
適合証等の提出がない場合	認定申請に係る建築物1棟	ア 床面積の合計が200平方メートル未

の全部	満のもの
又は一	34,000
部が戸	円
建住宅イ	床面積
である	の合計が
場合の	200平方メ
省令第	ートル以
1条第	上のもの
1項第	38,000
2号イ	円
(1)	
及びロ	
(1)	
により	
エネル	
ギー消	
費性能	
を確か	
められ	
た住宅	
部分	
認定申ア	床面積
請に係	の合計が
る建築	300平方メ
物1棟	ートル未
の全部	満のもの
又は一	68,000
部が共	円
同住宅イ	床面積

である	の合計が
場合の	300平方メ
省令第	ートル以
1条第	上2,000平
1項第	方メート
2号イ	ル未満の
(1)	もの
及びロ	112,000円
(1)ウ	床面積
により	の合計が
エネル	2,000平方
ギー消	メートル
費性能	以上5,000
を確か	平方メー
められ	トル未満
た住宅	のもの
部分	191,000円
	エ 床面積
	の合計が
	5,000平方
	メートル
	以上のも
	の
	273,000円
認定申	ア 床面積
請に係	の合計が
る建築	200平方メ
物の全	ートル未
部又は	満のもの

一部が	18,000
戸建住	円
宅であ	イ 床面積
る場合	の合計が
の省令	200平方メ
第1条	ートル以
第1項	上のもの
第2号	19,000
イ(2	円
)及び	
ロ(2	
)によ	
りエネ	
ルギー	
消費性	
能を確	
かめら	
れたれ	
た住宅	
部分	
認定申	ア 床面積
請に係	の合計が
る建築	300平方メ
物の全	ートル未
部又は	満のもの
一部が	32,000円
共同住	イ 床面積
宅であ	の合計が
る場合	300平方メ

の省令	一 トル以
第 1 条	上 2,000 平
第 1 項	方メート
第 2 号	ル未満の
イ（2	もの
）及び	55,000円
ロ（2ウ	床面積
）によ	の合計が
リエネ	2,000 平方
ルギー	メートル
消費性	以上 5,000
能を確	平方メー
かめら	トル未満
れた住	のもの
宅部分	98,000円
	エ 床面積
	の合計が
	5,000 平方
	メートル
	以上のも
	の
	148,000円
認定申	ア 床面積
請に係	の合計が
る建築	200平方メ
物 1 棟	ートル未
の全部	満のもの
又は一	18,000
部が戸	円

建住宅イ	床面積
である	の合計が
場合の	200平方メ
省令第	ートル以
1条第	上のもの
1項第	19,000
2号イ	円
(3)	
及びロ	
(3)	
により	
エネル	
ギー消	
費性能	
を確か	
められ	
た住宅	
部分	
認定申ア	床面積
請に係	の合計が
る建築	300平方メ
物1棟	ートル未
の全部	満のもの
又は一	33,000
部が共	円
同住宅イ	床面積
である	の合計が
場合の	300平方メ
省令第	ートル以

1 条 第	上 2,000 平
1 項 第	方 メ ー ト
2 号 イ	ル 未 満 の
(3)	もの
及びロ	56,000円
(3) ウ	床 面 積
により	の 合 計 が
エ ネ ル	2,000 平 方
ギ ー 消	メ ー ト ル
費 性 能	以 上 5,000
を 確 か	平 方 メ ー
め ら れ	ト ル 未 満
た 住 宅	の 物 の
部 分	101,000円
	エ 床 面 積
	の 合 計 が
	5,000 平 方
	メ ー ト ル
	以 上 の も
	の
	152,000円
認 定 申	ア 床 面 積
請 に 係	の 合 計 が
る 建 築	300 平 方 メ
物 1 棟	ー ト ル 未
の 全 部	満 の も の
又 は 一	221,000
部 が 非	円
住 宅 で	イ 床 面 積

ある場	の合 計 が
合の省	300平方メ
令第1	ートル以
条第1	上2,000平
項第1	方メート
号イに	ル未満の
よりエ	もの
ネルギ	358,000円
ー消費	ウ 床面積
性能を	の合 計 が
確かめ	2,000平方
られた	メートル
非住宅	以上5,000
部分	平方メー
	トル未満
	のもの
	510,000円
	エ 床面積
	の合 計 が
	5,000平方
	メートル
	以 上
	10,000平
	方メート
	ル未満の
	もの
	628,000円
	オ 床面積
	の合 計 が

	10,000 平方メートル以上
	25,000 平方メートル未満のもの
	742,000円
	カ 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの
	846,000円
認定申請に係る建築物1棟の全部又は一部が非住宅である場合の省令第1条第1項第1号ロに	ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの
	85,000円
	イ 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの

よりエ	もの
エネルギー消費	142,000円
性能を確かめられた非住宅部分	ウ 床面積 の合計が 2,000平方 メートル 以上5,000 平方メー トル未満 のもの 230,000円 エ 床面積 の合計が 5,000平方 メートル 以上 10,000平 方メート ル未満の もの 300,000円 オ 床面積 の合計が 10,000平 方メート ル以上 25,000平 方メート ル未満の

				<u>もの</u> <u>360,000円</u> <u>カ 床面積</u> <u>の合計が</u> <u>25,000平</u> <u>方メートル</u> <u>以上の</u> <u>もの</u> <u>422,000円</u>	
56	建築物 エネルギー 消費性 能確保計 画適合性 判定手 数料	建築物省エネ法第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査	省令第1条第1項第1号イの基準に係る部分	ア 建築物 エネルギー 消費性 能基準へ の適合を 要する部 分（増築 し、又は 改築する 場合に あっては、 その増築 又は改築 に係る部 分に限る 。以下「 適合義務 対象部分 」という 。）の床	「建築物 エネルギー 消費性 能基準」 とは、建 築物省エ ネ法第2 条第3号 の建築物 エネルギー 消費性 能基準を いう。

55	建築物エネルギー消費性能確保計画適合性判定手数料	建築物省エネ法第11条第1項又は第12条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能確保に係る建築物1棟の全部又は一部が非住宅である場合	適合性判定に	省令第1条第1項第1号イの基準に係る部分	ア 建築物エネルギー消費性能基準への適合を要する部分（増築し、又は改築する場合にあっては、その増築又は改築に係る部分に限る。以下「適合義務対象部分」という。）の床	1 「建築物エネルギー消費性能基準」とは、建築物省エネ法第2条第3号の建築物エネルギー消費性能基準をいう。	2 適合性判定
----	--------------------------	---	--------	----------------------	---	---	---------

面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの			保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査		面積の合計が300平方メートル未満のもの	に係る建築物が住宅と非住宅の複合建築物である場合は、それぞれの区分により算定した額の合計とする。
イ 適合義務対象部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの					216,000円	
ウ 適合義務対象部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの					イ 適合義務対象部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	
					270,000円	
					ウ 適合義務対象部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	
					348,000円	

	方メートル未満のもの
	628,000円
	エ 適合義務対象部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの
	742,000円
	オ 適合義務対象部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの
	846,000円
省令第1条第1項第1号ロ	ア 適合義務対象部分の床面積の合計

エ 適合義務対象部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
496,000円
オ 適合義務対象部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの
611,000円
カ 適合義務対象部分の床面積の合計が10,000

の基準 に係る 部分	が300平方 メートル 以上2,000 平方メー トル未満 のもの
	142,000円
イ	適合義 務対象部 分の床面 積の合計 が2,000平 方メー トル以上 5,000平方 メートル 未満のも の
ウ	適合義 務対象部 分の床面 積の合計 が5,000平 方メー トル以上 10,000平 方メー トル未満の

	平方メー トル以上 25,000平 方メー トル未満の もの
	722,000円
キ	適合義 務対象部 分の床面 積の合計 が25,000 平方メー トル以上 のもの
	823,000円
省令第 1条第 1項第 1号口 の基準 に係る 部分	ア 適合義 務対象部 分の床面 積の合計 が300平方 メートル 未満のも の
	84,000円
	イ 適合義 務対象部 分の床面 積の合計

<u>もの</u>
<u>300,000円</u>
エ <u>適合義</u>
<u>務対象部</u>
<u>分の床面</u>
<u>積の合計</u>
<u>が 10,000</u>
<u>平方メー</u>
<u>トル以上</u>
<u>25,000 平</u>
<u>方メート</u>
<u>ル未満の</u>
<u>もの</u>
<u>360,000円</u>
オ <u>適合義</u>
<u>務対象部</u>
<u>分の床面</u>
<u>積の合計</u>
<u>が 25,000</u>
<u>平方メー</u>
<u>トル以上</u>
<u>のもの</u>
<u>422,000円</u>

<u>が300平方</u>
<u>メートル</u>
<u>以上1,000</u>
<u>平方メー</u>
<u>トル未満</u>
<u>のもの</u>
<u>106,000円</u>
ウ <u>適合義</u>
<u>務対象部</u>
<u>分の床面</u>
<u>積の合計</u>
<u>が1,000平</u>
<u>方メート</u>
<u>ル以上</u>
<u>2,000平方</u>
<u>メートル</u>
<u>未満のも</u>
<u>の</u>
<u>139,000円</u>
エ <u>適合義</u>
<u>務対象部</u>
<u>分の床面</u>
<u>積の合計</u>
<u>が2,000平</u>
<u>方メート</u>
<u>ル以上</u>
<u>5,000平方</u>
<u>メートル</u>
<u>未満のも</u>

の
224,000円
オ 適合義
務対象部
分の床面
積の合計
が5,000平
方メート
ル以上
10,000平
方メート
ル未満の
もの
292,000円
カ 適合義
務対象部
分の床面
積の合計
が 10,000
平方メー
トル以上
25,000 平
方メート
ル未満の
もの
351,000円
キ 適合義
務対象部
分の床面

			積の合計 が 25,000 平方メー トル以上 のもの 411,000円
適合 性判 定に 係る 建築 物1 棟の 全部 又は 一部 が住 宅で ある 場合	省令第1 条第1項 第2号イ (1)及 びロ(1) の基準 に係る部 分	戸建住 宅1棟 につき	ア 適合義 務対象部 分の床面 積の合計 が200平方 メートル 未満のも の 34,000円 イ 適合義 務対象部 分の床面 積の合計 が200平方 メートル 以上のも の 38,000円
		共同住 宅1棟 につき	ア 適合義 務対象部 分の床面 積の合計 が300平方

	<u>メートル</u>
	<u>未満のもの</u>
	<u>の</u>
	<u>67,000円</u>
イ	<u>適合義</u>
	<u>務対象部</u>
	<u>分の床面</u>
	<u>積の合計</u>
	<u>が300平方</u>
	<u>メートル</u>
	<u>以上2,000</u>
	<u>平方メー</u>
	<u>トル未満</u>
	<u>のもの</u>
	<u>110,000円</u>
ウ	<u>適合義</u>
	<u>務対象部</u>
	<u>分の床面</u>
	<u>積の合計</u>
	<u>が2,000平</u>
	<u>方メート</u>
	<u>ル以上</u>
	<u>5,000平方</u>
	<u>メートル</u>
	<u>未満のもの</u>
	<u>の</u>
	<u>186,000円</u>
エ	<u>適合義</u>
	<u>務対象部</u>

		分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 266,000円
省令第1条第1項第2号イ	戸建住宅1棟につき	ア 適合義務対象部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 26,000円
(1) 及びロ(2)		
又は第2号イ(2)及びロ(1)		
の基準に係る部分		イ 適合義務対象部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 28,000円
	共同住宅1棟につき	ア 適合義務対象部分の床面積の合計

	が 300 平方
	メートル
	未 満 の も
	の
	50,000円
イ	適 合 義
	務 対 象 部
	分 の 床 面
	積 の 合 計
	が 300 平方
	メートル
	以 上 2,000
	平 方 メ ー
	トル 未 満
	の も の
	82,000円
ウ	適 合 義
	務 対 象 部
	分 の 床 面
	積 の 合 計
	が 2,000 平
	方 メ ー ト
	ル 以 上
	5,000 平 方
	メ ー ト ル
	未 満 の も
	の
	142,000円
エ	適 合 義

[illegible]

受けた 部分を いう。

能 確 保 計 画 の 建 築 物 エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 適 合 性 判 定 に 係 る 査 査
--

受けた 部分を いう。

	合計が300平方メートル以上の場合当該床面積の合計の区分に応じ56の項に掲げる金額と同一の金額
省令第1条第1項第1号ロの基準に係る部分	当該増加に係る適合義務対象部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる金額
	(1) 当該床面積の合計が300平方メートル未満の場合85,000円
	(2) 当該床面積の合計が300

一 消 費 性 能 確 保 計 画 の 建 築 物 エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 適 合 性 判 定 に 係 る 査 査
--

			平方メートル以上の場合 当該床面積の合計の区分に応じ56の項に掲げる金額と同一の金額
	(略)	省令第1条第1項第1号イの基準に係る部分	当初判定部分の床面積の合計の区分に応じ、56の項に掲げる金額の2分の1に相当する金額
		省令第1条第1項第1号ロの基準に係る部分	当初判定部分の床面積の合計の区分に応じ、56の項に掲げる金額の2分の1に相当する金額
	(略)	建築物1棟につき	当初判定部分の床面積の合計の区分に応じ、55の項に掲げる金額の2分の1に相当する金額

58	建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微変更該当証明書交付手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定による建築物ネ	(略)	省令第1条第1項第1号イの基準に係る部分	当該増加に係る適合義務対象部分の床面積の合計に応じて、次に掲げる金額	1 (略) 2 「当初判定部分」とは、建築物省エネ法第12条第1項又は第13条第2項の規定により建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた部分をいう。
					(1) 当該床面積の合計が300平方メートル未満の場合 221,000円 (2) 当該床面積の合計が300平方メートル以上の場合 当該床面積の合計の区分に	
57	建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微変更該当証明書交付手数料	建築物1棟につき	(略)	省令第1条第1項第1号イの基準に係る部分	当該増加に係る適合義務対象部分の床面積の合計に応じて、当該床面積の合計の区分に応じ55の項に掲げる金額と同一の金額	1 (略) 2 「当初判定部分」とは、建築物省エネ法第11条第1項又は第12条第2項の規定により建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた部分をいう。

	<u>応じ56の</u> <u>項に掲げ</u> <u>る金額と</u> <u>同一の金</u> <u>額</u>
省令第	当該増加に
1条第	係る適合義
1項第	務対象部分
1号ロ	の床面積の
の基準	合計に応じ
に係る	て、次に掲
部分	<u>げる金額</u> (1) 当該 <u>床面積の</u> <u>合計が300</u> <u>平方メー</u> <u>トル未満</u> <u>の場合</u> <u>85,000円</u> (2) 当該 <u>床面積の</u> <u>合計が300</u> <u>平方メー</u> <u>トル以上</u> <u>の場合</u> <u>当該床面</u> <u>積の合計</u> <u>の区分に</u> <u>応じ56の</u>

ギ消性
 ルー費能
 確保
 計画
 の微
 変に
 関す
 証書
 交付

				項に掲げる金額と同一の金額
		(略)	省令第1条第1項第1号イの基準に係る部分	当初判定部分の床面積の合計の区分に応じ、56の項に掲げる金額の2分の1に相当する金額
			省令第1条第1項第1号ロの基準に係る部分	当初判定部分の床面積の合計の区分に応じ、56の項に掲げる金額の2分の1に相当する金額

別表第2（第2条、第6条の2関係）

種類	区分	単位	金額	備考
1 建築物に関する確認申請又は	建築基準法第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合	(略)	ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの <u>7,000円</u> イ 床面積の合計が30平方メートルを超え	

		(略)	建築物1棟につき	当初判定部分の床面積の合計の区分に応じ、55の項に掲げる金額の2分の1に相当する金額

別表第2（第2条、第6条の2関係）

種類	区分	単位	金額	備考
1 建築物に関する確認申請又は	基 本 額 建築基準法第6条第1項（同法第87条第1項において準	(略)	ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの <u>11,000円</u> イ 床面積の合計が30平方メートルを超え	1 建築物 エネ ルギ ー消

計画通知審査手数料を含む。)の建築物の確認の申請又は同法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による建築物の計画の通知に対する審査		、100平方メートル以内のもの <u>13,000円</u>	計画通知審査手数料	用する場合を含む。)の建築物の確認の申請又は同法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による建築物の計画の通知に対する審査		、100平方メートル以内のもの <u>20,000円</u>	費性能仕様基準に係る審査を行う必要がある場合の手数料は、基本額に建築物エネルギー消費性能基準加算額を加えた額とす
	ウ	床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの <u>20,000円</u>			ウ	床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの <u>31,000円</u>	
	エ	床面積の合計が200平方メートルを超え、 <u>500平方メートル</u> 以内のもの <u>28,000円</u>			エ	床面積の合計が200平方メートルを超え、 <u>300平方メートル</u> 以内のもの <u>43,000円</u>	
	オ	(略)			オ	床面積の合計が300平方メートルを超え、 <u>500平方メートル</u> 以内のもの <u>46,000円</u>	
	カ	(略)			カ	(略)	
	キ	(略)			キ	(略)	
	ク	(略)			ク	(略)	
	ケ	(略)			ケ	(略)	
	コ	(略)			コ	(略)	
	建築物エネルギー消費性能仕様基準加算額	申請に係る建築物1棟の全部又は一部が戸建住宅である場合			申請に係る建築物1棟の全部又は一部が戸建住宅である場合	ア	
			イ	床面積の合計が200平方メートル以上のもの <u>13,000円</u>	イ	床面積の合計が200平方メートル以上のもの <u>13,000円</u>	

係る建	平方メートル未満の	る。
築物 1	もの 22,000円	2 「
棟の全	イ 床面積の合計が300	建築
部又は	平方メートル以上	物エ
一部が	2,000平方メートル未	ネル
共同住	満のもの 35,000円	ギー
宅であ	ウ 床面積の合計が	消費
る場合	2,000平方メートル以	性能
	上5,000平方メートル	仕様
	未満のもの 55,000	基準
	円	』と
	エ 床面積の合計が	は、
	5,000平方メートル以	建築
	上のもの 71,000円	物の
		エネ
		ルギ
		ー消
		費性
		能の
		向上
		等に
		関す
		る法
		律施
		行規
		則第
		2条
		第1
		項第

(略)					
備考 (略)					
別表第3 (第2条、第6条の2関係)					
種類	区分	単位	金額	備考	
1 建築物に 関する 完了 検査 申請 又は 完了 通知 審査 手数料	建築基準法第7条 第1項の規定に基 づく建築物の工事 の完了検査の申請 又は同法第18条第 16項の規定に基 づく建築物の工事完 了の通知に対する 審査(同法第7条 の3第1項の規定 に基づく特定工程 に係る工事の検査 又は同法第18条第 19項の規定に基 づく通知の審査を要 した建築物に關す るものを除く。)	(略)	ア 床面積の合計が 30平方メートル以 内のもの <u>14,000</u> 円 イ 床面積の合計が 30平方メートルを 超え、100平方メ ートル以内のもの <u>17,000円</u> ウ 床面積の合計が 100平方メートル を超え、200平方 メートル以内のも の <u>23,000円</u> エ 床面積の合計が 200平方メートル を超え、 <u>500平方</u>	(略)	

					1号 イ又 はロ に掲 げる 基準 をい う。
(略)					
備考 (略)					
別表第3 (第2条、第6条の2関係)					
種類	区分	単位	金額	備考	
1 建築物に 関する 完了 検査 申請 又は 完了 通知 審査 手数料	建築基準法第7条 第1項の規定に基 づく建築物の工事 の完了検査の申請 又は同法第18条第 20項の規定に基 づく建築物の工事完 了の通知に対する 審査(同法第7条 の3第1項の規定 に基づく特定工程 に係る工事の検査 又は同法第18条第 28項の規定に基 づく通知の審査を要 した建築物に關す るものを除く。)	(略)	ア 床面積の合計が 30平方メートル以 内のもの <u>24,000</u> 円 イ 床面積の合計が 30平方メートルを 超え、100平方メ ートル以内のもの <u>27,000円</u> ウ 床面積の合計が 100平方メートル を超え、200平方 メートル以内のも の <u>37,000円</u> エ 床面積の合計が 200平方メートル を超え、 <u>300平方</u>	(略)	

			メートル以内のもの の <u>32,000円</u>				メートル以内のもの の <u>50,000円</u>
			オ (略)			オ 床面積の合計が	
			カ (略)			300平方メートル	
			キ (略)			を超え、500平方	
			ク (略)			メートル以内のもの	
			ケ (略)			の <u>52,000円</u>	
			コ (略)			カ (略)	
						キ (略)	
						ク (略)	
						ケ (略)	
						コ (略)	
建築基準法第7条 第1項の規定に基づ く建築物の工事 の完了検査の申請 又は同法第18条第 16項の規定に基づ く建築物の工事完 了の通知に対する 審査（同法第7条 の3第1項の規定 に基づく特定工程 に係る工事の検査 又は同法第18条第 19項の規定に基づ く通知の審査を要 した建築物に関す るものに限る。）	(略)	ア 床面積の合計が 30平方メートル以 内のもの <u>13,000</u> <u>円</u>		建築基準法第7条 第1項の規定に基づ く建築物の工事 の完了検査の申請 又は同法第18条第 20項の規定に基づ く建築物の工事完 了の通知に対する 審査（同法第7条 の3第1項の規定 に基づく特定工程 に係る工事の検査 又は同法第18条第 28項の規定に基づ く通知の審査を要 した建築物に関す るものに限る。）	(略)	ア 床面積の合計が 30平方メートル以 内のもの <u>22,000</u> <u>円</u>	
		イ 床面積の合計が 30平方メートルを 超え、100平方メ ートル以内のもの <u>16,000円</u>				イ 床面積の合計が 30平方メートルを 超え、100平方メ ートル以内のもの <u>26,000円</u>	
		ウ 床面積の合計が 100平方メートル を超え、200平方 メートル以内のも の <u>22,000円</u>				ウ 床面積の合計が 100平方メートル を超え、200平方 メートル以内のも の <u>35,000円</u>	
		エ 床面積の合計が 200平方メートル を超え、 <u>500平方</u>				エ 床面積の合計が 200平方メートル を超え、 <u>300平方</u>	

			メートル以内のもの の <u>30,000円</u>				メートル以内のもの の <u>46,000円</u>		
			オ (略)				オ 床面積の合計が 300平方メートル を超え、500平方 メートル以内のもの の <u>49,000円</u>		
			カ (略)				カ (略)		
			キ (略)				キ (略)		
			ク (略)				ク (略)		
			ケ (略)				ケ (略)		
			コ (略)				コ (略)		
		(略)				(略)			
2	建築基準法第87条の 2において準用する 同法第7条第1項の 規定に基づく建築設 備の完了検査の申請 又は同法第18条第16 項の規定に基づく建 築設備の工事完了の 通知に対する審査 手数料	(略)		2	建築基準法第87条の 2において準用する 同法第7条第1項の 規定に基づく建築設 備の完了検査の申請 又は同法第18条第20 項の規定に基づく建 築設備の工事完了の 通知に対する審査 手数料	(略)		3	建築基準法第88条第 1項若しくは第2項 において準用する同
3	建築基準法第88条第 1項若しくは第2項 において準用する同			3	建築基準法第88条第 1項若しくは第2項 において準用する同				

する 完了 検査 申請 又は 完了 通知 審査 手数料	法第7条第1項の規定に基づく工作物の完了検査の申請又は同法第18条第16項の規定に基づく工作物の工事完了の通知に対する審査	(略)		
4 建築物に関する中間検査申請又は通知審査手数料	建築基準法第7条の3第1項の規定に係る建築物の工事の検査又は同法第18条第19項の規定に基づく通知に対する審査	(略)		
ア 中間検査を行う部分の床面積の合計が30平方メートル以内のもの <u>13,000円</u> イ 中間検査を行う部分の床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの <u>16,000円</u> ウ 中間検査を行う部分の床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの <u>22,000円</u> エ 中間検査を行う部分の床面積の合				
する 完了 検査 申請 又は 完了 通知 審査 手数料	法第7条第1項の規定に基づく工作物の完了検査の申請又は同法第18条第20項の規定に基づく工作物の工事完了の通知に対する審査	(略)		
4 建築物に関する中間検査申請又は通知審査手数料	建築基準法第7条の3第1項の規定に係る建築物の工事の検査又は同法第18条第28項の規定に基づく通知に対する審査	(略)		
ア 中間検査を行う部分の床面積の合計が30平方メートル以内のもの <u>20,000円</u> イ 中間検査を行う部分の床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの <u>24,000円</u> ウ 中間検査を行う部分の床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの <u>33,000円</u> エ 中間検査を行う部分の床面積の合				

			計が200平方メートルを超え、 <u>500平方メートル以内</u> のもの <u>28,000円</u>				計が200平方メートルを超え、 <u>300平方メートル以内</u> のもの <u>40,000円</u> オ 床面積の合計が <u>300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの</u> <u>45,000円</u> カ (略) キ (略) ク (略) ケ (略) コ (略)
5	建築基準法第87条の2において準用する同法第7条の3第1項の規定に基づく建築設備の特定工程に係る工事の検査又は同法第18条第19項の規定に基づく通知に対する審査手数料	(略)		5	建築基準法第87条の2において準用する同法第7条の3第1項の規定に基づく建築設備の特定工程に係る工事の検査又は同法第18条第28項の規定に基づく通知に対する審査手数料	(略)	
6	建築基準法第88条第1項において準用する同法第7条の3第	(略)		6	建築基準法第88条第1項において準用する同法第7条の3第	(略)	

す る 中 間 検 査 申 請 又 は 通 知 審 査 手 数 料	1 項の規定に基づく 工作物の特定工程に 係る工事の検査又は 同法第18条第19項の 規定に基づく通知に 対する審査		す る 中 間 検 査 申 請 又 は 通 知 審 査 手 数 料	1 項の規定に基づく 工作物の特定工程に 係る工事の検査又は 同法第18条第28項の 規定に基づく通知に 対する審査	
備考 (略)			備考 (略)		

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：土木部建築対策課】

条例名	都城市手数料条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	☐ 新規制定 ☒ 一部改正 ☐ 全部改正 ☐ 廃止		
施行予定日	令和 7 年 4 月 1 日	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の 目的・背景	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の改正に伴い、原則として全ての建築物に建築物エネルギー消費性能基準への適合が義務付けられることなどから手数料を見直すため、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	(1) 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料（第 52 項）及び低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料（第 53 項）の改正 計算手法に応じた単位の改正及び戸数単位による金額設定を面積単位に改正するもの。 (2) 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料（第 54 項）の改正 計算手法の改正に伴う単位の改正、戸建住宅の認定における棟単位による金額設定を面積単位に改正及び法改正に伴う条項ずれの改正するもの。 (3) 建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料（第 55 項）の削除 制度の廃止に伴い、手数料区分を削除するもの。 (4) 建築物エネルギー消費性能確保計画適合性判定手数料（第 56 項）及び変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画適合性判定手数料（第 57 項）の改正 面積区分の改正、住宅建築物を対象とした手数料の新設及び改正並びに法改正に伴う条項ずれの改正を行うもの。 (5) 建築物に関する確認申請又は計画通知審査手数料の改正（第 1 項） 建築基準法第 6 条第 1 項の建築物の確認の申請又は同法第 18 条第 2 項の規定による建築物の計画の通知に対する審査を基本額とし、建築物エネルギー消費性能基準審査加算額を手数料への加算額として新設、建築物エネルギー消費性能基準審査加算額に戸建住宅である場合と共同住宅である場合を新設、基本額において手数料を増額し、面積 200 ㎡超 500 ㎡以下の区分を 200 超 300 ㎡以下及び 300 ㎡超 500 ㎡以下に分ける改正を行うもの。 (6) 建築物に関する完了検査申請又完了通知審査手数料の改正（第 1 項） 基本額において、手数料を増額し、面積 200 ㎡超 500 ㎡以下を 200 ㎡超 300 ㎡以下及び 300 ㎡超 500 ㎡以下に分ける改正を行うもの。 (7) 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料（第 45 項）、長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料（第 46 項）、長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料（第 49 項）及び長期優良住宅維持保全計画変更認定申請手数料（第 50 項）の改正 手数料の増額及び人件費単価の見直しにより改正を行うもの。		
関係する法令 及びその条項	建築基準法 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律		

	都市の低炭素化の促進に関する法律 長期優良住宅の普及の促進に関する法律
制定改廃を要する関係条例等	なし
備考	

議案第 39 号

都城市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について

都城市企業立地促進条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 20 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市企業立地促進条例の一部を改正する条例

都城市企業立地促進条例（平成18年条例第207号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1） 工場 日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号。以下「分類表」という。）に規定する製造業に供する施設（分類表に規定する清涼飲料製造業のうち、ミネラルウォーター製造業及び炭酸水製造業を除く。）をいう。ただし、工場敷地内にある農業施設（施設内で環境（光、温度、湿度、二酸化炭素濃度、養分、水分等）を制御して栽培を行う施設のうち、環境及び生育のモニタリングを基礎として、高度な環境制御を行うことにより、野菜、きのこ等の周年・計画生産が可能な植物工場等の施設に限る。）が当該製造業に関連する<u>場合</u>と市長が認める場合は、工場とみなす。 （2）～（22） （略） （奨励措置の適用） 第4条 市長は、前条第2項第1号アからカまでに掲げる要件を満たす指定事業者及び立地支援企業（立地支援企業にあっては、雇用増加要件は指定事業者が満たす場合に限る。）に対して次に掲げる奨励措置を行うことができる。 （1）～（7） （略） 2・3 （略） 別表第1（第5条関係）	（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1） 工場 日本標準産業分類（<u>令和5年総務省告示第256号</u>。以下「分類表」という。）に規定する製造業に供する施設（分類表に規定する清涼飲料製造業のうち、ミネラルウォーター製造業及び炭酸水製造業を除く。）をいう。ただし、工場敷地内にある農業施設（施設内で環境（光、温度、湿度、二酸化炭素濃度、養分、水分等）を制御して栽培を行う施設のうち、環境及び生育のモニタリングを基礎として、高度な環境制御を行うことにより、野菜、きのこ等の周年・計画生産が可能な植物工場等の施設に限る。）が当該製造業に関連すると市長が認める場合は、工場とみなす。 （2）～（22） （略） （奨励措置の適用） 第4条 市長は、前条第2項第1号アからカまでに掲げる要件を満たす指定事業者及び立地支援企業（立地支援企業にあっては、雇用増加要件は指定事業者が満たす場合に限る。）に対して次に掲げる奨励措置を行うことができる。<u>ただし、市税の滞納がない場合に限る。</u> （1）～（7） （略） 2・3 （略） 別表第1（第5条関係）

奨励措置の種類	要件	内容	限度額
固定資産税の免除	(略)	設置した工場等が操業を開始した日以後において、新たに固定資産税を課することになる年度から3年間について、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定により、固定資産税を免除する。ただし、都城市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例（平成30年条例第22号）第2条及び都城市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（令和3年条例第30号）第3条による固定資産税の課税免除を受けよう	(略)

奨励措置の種類	要件	内容	限度額
固定資産税の免除	(略)	設置した工場等が操業を開始し、第3条第2項第1号に定める要件を満たした日以後最初の1月1日を賦課期日とする年度から3年度分に限り、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定により、設置した工場等の用に供する家屋及び償却資産並びに家屋の建築面積に相当する土地に対して課する固定資産税を免除する。ただし、都城市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例（平成30年条例第22号）第2条及び都城市過	(略)

て規則で定める額。
(4) (略)

て規則で定める額
(4) (略)
(5) 前各号の規定にかかわらず、指定事業者が設置した工場等において、雇用奨励金交付の申請時に雇用する障害者の数が、雇用する労働者の数に障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第2項に規定する障害者雇用率を乗じて得た数（その数に1人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）に満たない場合は、前各号の規定に基づ

							<u>き算出した合計額に規則で定める数を乗じて得た額とする。ただし、当該額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。</u>		
工場等 用地取得 補助金の 交付	第4条第1項及び 次の各号のいずれ かに該当する者 （1） 工場等の 設置に伴って 1,000平方メ ートル以上の 土地を取得 し、その土地 を取得した日 の翌日から起 算して3年を 超えない期間 内に <u>操業を開 始した</u> 指定事 業者	（略）	（略）		工場等 用地取得 補助金の 交付	第4条第1項及び 次の各号のいずれ かに該当する者 （1） 工場等の 設置に伴って 1,000平方メ ートル以上 <u>（ただし、情 報サービス施 設の設置に伴 う場合は、こ の限りでな い。次号にお いて同じ。）</u> の土地を取得 し、その土地 を取得した日 の翌日から起	（略）	（略）	

	(2) 工場等の設置に伴って1,000平方メートル以上の土地を取得し、その土地を取得した日の翌日から起算して3年を超えない期間内に <u>操業した</u> 指定事業者 _に 用地を賃貸する立地支援企業		
(略)			

備考 (略)

別表第2 (第5条関係)

奨励措置の種類	要件	内容	限度額
固定資産税の免除	(略)	設置した工場等が操業を開始した日以後において、新たに固定資産税を	(略)

	算して3年を超えない期間内に <u>着工した</u> 指定事業 (2) 工場等の設置に伴って1,000平方メートル以上の土地を取得し、その土地を取得した日の翌日から起算して3年を超えない期間内に <u>着工した</u> 指定事業者 _に 用地を賃貸する立地支援企業		
(略)			

備考 (略)

別表第2 (第5条関係)

奨励措置の種類	要件	内容	限度額
固定資産税の免除	(略)	設置した工場等が操業を開始し、 <u>条例第3条第2項に定める要件を満た</u>	(略)

課することになる
年度から3年間に
ついて、地方税法
第6条第1項の規
定により、固定資
産税（償却資産に
関する部分に限
る。）を免除す
る。ただし、都城
市地域経済牽引事
業の促進のための
固定資産税の課税
免除に関する条例
第2条及び都城市
過疎地域における
固定資産税の課税
免除に関する条例
第3条による固定
資産税の課税免除
を受けようとする
償却資産について
は、適用しない。

した日以後最初の
1月1日を賦課期
日とする年度から
3年度分に限り、
地方税法第6条第
1項の規定によ
り、設置した工場
等の用に供する家
屋及び償却資産並
びに家屋の建築面
積に相当する土地
に対して課する固
定資産税（償却資
産に関する部分に
限る。）を免除す
る。ただし、都城
市地域経済牽引事
業の促進のための
固定資産税の課税
免除に関する条例
第2条及び都城市
過疎地域における
固定資産税の課税
免除に関する条例
第3条による固定
資産税の課税免除
を受けようとする
償却資産について
は、適用しない。

雇用奨励金の交付	第4条第1項に該当し、かつ、設置した工場、流通施設又は卸売施設において、雇用奨励金交付の申請時に、雇用する労働者の数に障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第2項に規定する障害者雇用率を乗じて得た数以上の障害者を雇用している者。ただし、移設を除く。	次に掲げる額を交付するものとし、交付の回数は、設置した1工場、1流通施設又は1卸売施設につき規則で定める適用申請者の区分ごとに1回に限る。	(略) (1)・(2) (略)	雇用奨励金の交付	第4条第1項に該当する者。ただし、移設を除く。	次に掲げる額を交付するものとし、交付の回数は、設置した1工場、1流通施設又は1卸売施設につき規則で定める適用申請者の区分ごとに1回に限る。 (1)・(2) (略) (3) 前2号の規定にかかわらず、指定事業者が設置した工場等において、雇用奨励金交付の申請時に雇用する障害者の数が、雇用する労働者の数に障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第2項に規定する障害者雇用率を乗じて得た数(その数に1人未満の端	(略)
----------	--	--	--------------------------------------	----------	--------------------------------	--	------------

						<u>数があるときは、その端数は、切り捨てる。）に満たない場合は、前各号の規定に基づき算出した合計額に規則で定める数を乗じて得た額とする。ただし、当該額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。</u>
(略)				(略)		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に指定事業者の申請及び立地支援企業の届出をした者に対する奨励措置については、なお従前の例による。

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：商工部企業立地課】

条例名	都城市企業立地促進条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	☐ 新規制定 ☒ 一部改正 ☐ 全部改正 ☐ 廃止		
施行予定日	令和 7 年 4 月 1 日	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の 目的・背景	企業立地促進を目的とし、奨励措置の要件等を見直すため、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	(1) 雇用奨励金における障害者雇用の要件の改正 設置した工場等において、法定雇用率に満たないものの、一定の障害者雇用を行っている指定事業者について、法定雇用率の達成度に応じた雇用奨励金の交付をできるように改正する。 (2) 工場等用地取得補助金における要件の改正 指定事業者が用地取得後、操業を開始するまでの期間が長期にわたる場合もあるため、一定期間内での操業開始ではなく、着工を要件に改正する。 併せて、「1,000 m²以上の土地」という制限について、情報サービス施設等の事業所用地取得にも対応できるように改正する。 (3) 固定資産税免除の対象及び適用時期の明確化 固定資産税免除の対象及び適用時期について明確にするため改正する。 (4) その他文言の修正		
関係する法令 及びその条項	なし		
制定改廃を要する 関係条例等	なし		
備考			

議案第40号

工事請負契約の締結について

R6企工第6号 工業団地造成事業 都城インター工業団地高木北地区（3－2工区）造成等工事の施行に伴い、次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年2月20日提出

都城市長 池 田 宜 永

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | R6企工第6号 工業団地造成事業
都城インター工業団地高木北地区（3－2工区）造成等工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 834,130,000円 |
| 4 契約の相手方 | 丸昭・徳満・南星 特定建設工事共同企業体
代表者 都城市山田町山田2112番地3
株式会社 丸昭建設 |

議案第40号関係資料

R6企工第6号 工業団地造成事業

都城インター工業団地高木北地区（3-2工区）造成等工事

1 工事概要

- ・開発区域 $A=84,146 \text{ m}^2$
- ・造成工 切土 $V=5,011 \text{ m}^3$
- ・造成工 盛土 $V=212,676 \text{ m}^3$
- ・道路築造工 $N=一式$
- ・緑地工 $N=一式$
- ・撤去工 $N=一式$
- ・仮設工 $N=一式$
- ・農業用配水管工 $N=一式$
- ・調整池工 $N=一式$
- ・防災施設工 $N=一式$
- ・敷地境界工 $N=一式$
- ・旧河川護岸撤去 $N=一式$

- 2 予定価格 842,647,300円（消費税及び地方消費税込み）
766,043,000円（消費税及び地方消費税抜き）

- 3 落札価格 834,130,000円（消費税及び地方消費税込み）
758,300,000円（消費税及び地方消費税抜き）

- 4 落札率 98.98%

5 入札参加業者及び入札結果

入札参加業者	第1回入札金額(円)	摘要
丸昭・徳満・南星 特定建設工事共同企業体 (45 : 35 : 20)	758,300,000	落札
大淀・都北・福永 特定建設工事共同企業体 (50 : 30 : 20)	759,900,000	
桜木・丸宮・坂元 特定建設工事共同企業体 (50 : 30 : 20)	766,000,000	
吉原・木場・上村 特定建設工事共同企業体 (50 : 30 : 20)	辞退	

備考 入札金額は、消費税及び地方消費税抜きの金額である。

議案第 4 1 号

工事請負契約の締結について

R 6 企工第 5 号 工業団地造成事業 都城インター工業団地高木北地区（3－1 工区）造成等工事の施行に伴い、次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 2 0 日提出

都城市長 池 田 宜 永

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | R 6 企工第 5 号 工業団地造成事業
都城インター工業団地高木北地区（3－1 工区）造成等工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 6 7 5, 6 2 0, 0 0 0 円 |
| 4 契約の相手方 | 大淀・都北・福永 特定建設工事共同企業体
代表者 都城市上長飯町 5 4 2 7 番地 1
大淀開発 株式会社 |

議案第41号関係資料

R6企工第5号 工業団地造成事業

都城インター工業団地高木北地区（3-1工区）造成等工事

1 工事概要

- ・開発区域 $A=60,878 \text{ m}^2$
- ・造成工 盛土 $V=171,245 \text{ m}^3$
- ・道路築造工 $N=一式$ ・消防水利工 $N=一式$
- ・地区外道路工 $N=一式$ ・緑地工 $N=一式$
- ・防災施設工 $N=一式$ ・撤去工 $N=一式$
- ・旧河道護岸撤去 $N=一式$ ・仮設工 $N=一式$

2 予定価格 681,122,200円（消費税及び地方消費税込み）

619,202,000円（消費税及び地方消費税抜き）

3 落札価格 675,620,000円（消費税及び地方消費税込み）

614,200,000円（消費税及び地方消費税抜き）

4 落札率 99.19%

5 入札参加業者及び入札結果

入札参加業者	第1回入札金額（円）	摘要
大淀・都北・福永 特定建設工事共同企業体 （50：30：20）	614,200,000	落札
桜木・丸宮・坂元 特定建設工事共同企業体 （50：30：20）	619,000,000	
吉原・木場・上村 特定建設工事共同企業体 （50：30：20）	辞退	

備考 入札金額は、消費税及び地方消費税抜きの金額である。

議案第 4 2 号

工事請負契約の締結について

R 6 企工第 2 号 工業団地造成事業 都城インター工業団地高木北地区（2 工区）造成等工事の施行に伴い、次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 2 0 日提出

都城市長 池 田 宜 永

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | R 6 企工第 2 号 工業団地造成事業
都城インター工業団地高木北地区（2 工区）造成等工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 6 5 9 , 1 2 0 , 0 0 0 円 |
| 4 契約の相手方 | 吉原・木場・上村 特定建設工事共同企業体
代表者 都城市中原町 3 2 街区 1 号
吉原建設 株式会社 |

議案第42号関係資料

R 6 企工第2号 工業団地造成事業

都城インター工業団地高木北地区（2工区）造成等工事

1 工事概要

・開発区域	A = 52,906 m ²		
・造成工 切土	V = 2,020 m ³	・造成工 盛土	V = 76,599 m ³
・道路築造工	N = 一式	・雨水排水工	N = 一式
・調整池工	N = 一式	・緑地工	N = 一式
・防災施設工	N = 一式	・消防水利工	N = 一式
・撤去工	N = 一式	・敷地境界工	N = 一式
・仮設工	N = 一式	・地区外道路工	N = 一式
・市道改良工	N = 一式	・旧河川護岸撤去	N = 一式

2 予定価格 665,826,700円（消費税及び地方消費税込み）
605,297,000円（消費税及び地方消費税抜き）

3 落札価格 659,120,000円（消費税及び地方消費税込み）
599,200,000円（消費税及び地方消費税抜き）

4 落札率 98.99%

5 入札参加業者及び入札結果

入札参加業者	第1回入札金額（円）	摘要
吉原・木場・上村 特定建設工事共同企業体 （50：30：20）	599,200,000	落札
桜木・丸宮・坂元 特定建設工事共同企業体 （50：30：20）	605,000,000	

備考 入札金額は、消費税及び地方消費税抜きの金額である。

議案第 4 3 号

議決事項の変更について

令和 5 年 1 2 月 1 8 日に議決された議案第 1 3 7 号「工事請負契約の締結について」の一部を下記のとおり変更する。

令和 7 年 2 月 2 0 日提出

都城市長 池 田 宜 永

記

契約の金額を次のように改める。

3 契約の金額 6 2 7 , 2 2 9 , 9 0 0 円

議案第137号

工事請負契約の締結について

社会資本整備総合交付金事業 山之口運動公園東側（北工区）外構工事の施行に伴い、次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年11月29日提出

都城市長 池 田 宜 永

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 社会資本整備総合交付金事業 山之口運動公園東側（北工区）外構工事 |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契約の金額 | 582,703,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 大淀・都北・清水 特定建設工事共同企業体
代表者 都城市上長飯町5427番地1
大淀開発 株式会社 |

社会資本整備総合交付金事業 山之口運動公園東側（北工区）外構工事

- 1 工事概要
- | | |
|--------|-----------------------------|
| 土工 | N = 1 式 |
| 排水工 | N = 1 式 |
| 路側工 | N = 1 式 |
| 舗装工 | A = 20,569.0 m ² |
| 区画線工 | L = 1,047.9m |
| 防護柵工 | N = 1 式 |
| 公園施設工 | N = 1 式 |
| 構造物取壊工 | N = 1 式 |
| 復旧工 | N = 1 式 |
| サイン工 | N = 1 7 基 |
- 2 予定価格
- 5 9 4, 5 9 8, 4 0 0 円（消費税及び地方消費税込み）
- 5 4 0, 5 4 4, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税抜き）
- 3 落札価格
- 5 8 2, 7 0 3, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税込み）
- 5 2 9, 7 3 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税抜き）
- 4 落 札 率
- 9 7. 9 9 %

5 入札参加業者及び入札結果

入札参加業者	第1回入札金額（円）	摘要
大淀・都北・清水 特定建設工事共同企業体 （4 5 : 3 5 : 2 0）	529,730,000	落札
徳満・丸昭・南星 特定建設工事共同企業体 （4 0 : 3 0 : 3 0）	534,000,000	

備考 入札金額は、消費税及び地方消費税抜きの金額である。

専決第 6 0 号

専 決 処 分 書

地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された工事
の変更契約の締結について、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 1 月 1 4 日専決

都城市長 池 田 宜 永

議決年月日	令和 5 年 1 2 月 1 8 日（令和 5 年議案第 1 3 7 号）		
工 事 件 名	社会資本整備総合交付金事業 山之口運動公園東側（北工区）外構工事		
相 手 方	大淀・都北・清水 特定建設工事共同企業体		
変 更 事 項	契約金額	議決のあった契約金額	5 8 2, 7 0 3, 0 0 0 円
		今回変更後の契約金額	5 8 2, 8 2 0, 7 0 0 円
		議決金額からの増減額	1 1 7, 7 0 0 円 増額 (増減率 0. 0 2 %増)
変 更 理 由	次の理由により、契約金額の変更を行うもの。 ・現場発生土の一部について、搬出先の変更に伴う増額変更。 ・主競技場北側の電柱及び支柱の目隠しとして、植栽帯及びベンチを追加し増額するもの。 ・体育館改修工事の影響範囲となる舗装について、一部施工減により減額するもの。 ・その他、施工の実施に合わせ数量の増減等により減額するもの。		

（文書取扱 総務部契約課）

1 変更理由

工事請負契約約款第25条第6項(インフレスライド条項)に基づく請負代金額の変更をおこなうもの。

2 変更内訳

工 種	変更内容	追加費用額 (円)
—	インフレスライド	40,372,000
合計 (税抜)		40,372,000
消費税及び地方消費税額		4,037,200
追加費用総計		44,409,200

スライド額の算定 (増額スライドの場合)

$$S = [P2 - P1 - (P1 \times 1 / 100)]$$

S = スライド額

P1 = 変動前残工事請負代金額

P2 = 変動後残工事請負代金額

3 変更後の契約金額

現在の契約金額	582,820,700円
追加費用額	44,409,200円
変更後の契約金額	627,229,900円

議案第 4 4 号

財産の取得について

次のとおり事業用大型天体望遠鏡及び附帯機材を取得することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 2 0 日提出

都城市長 池 田 宜 永

- | | |
|-------------|-------------------------------------|
| 1 取 得 財 産 | 事業用大型天体望遠鏡及び附帯機材 |
| 2 数 量 | 一式 |
| 3 契 約 の 方 法 | 随意契約 |
| 4 取 得 金 額 | 4 4 , 9 2 2 , 9 0 0 円 |
| 5 契約の相手方 | 富山県富山市月岡町 6 - 1 3 3 8
株式会社 エルデ光器 |

議案第44号関係資料

1 取得財産 事業用大型天体望遠鏡及び附帯機材

2 数 量 一式

3 契約金額 44,922,900円（消費税及び地方消費税込み）

40,839,000円（消費税及び地方消費税抜き）

4 契約相手の選定理由

たちばな天文台については、令和7年度からリニューアル工事を実施するに当たり、来館者が天体を観察する際に使用する大型天体望遠鏡を更新する予定である。

今回、随意契約で調達する大型天体望遠鏡は、令和元年製の中古品であるが、天文台等の業務で使用されたものではないため、使用頻度も比較的少なく、状態が良い。また、大型天体望遠鏡の心臓とも言える鏡の性能も良く、一般の来館者のみならず、天文に詳しい者にも満足いただけるような、高崎町の星像が届けられる見込みである。

新品の大型天体望遠鏡は非常に高額である一方、新品に比べ安価な中古の大型天体望遠鏡の流通数は少なく、当該望遠鏡のように状態の良い大型天体望遠鏡は珍しいことから、当該望遠鏡を取り扱っている、株式会社エルデ光器を契約の相手方とするものである。

議案第 4 5 号

財産の取得について

次のとおり真空冷却機を取得することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 2 0 日提出

都城市長 池 田 宜 永

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 取 得 財 産 | 真空冷却機 |
| 2 | 数 量 | 2 台 |
| 3 | 契 約 の 方 法 | 随意契約 |
| 4 | 取 得 金 額 | 2 8 , 8 2 0 , 0 0 0 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 都城市若葉町 5 4 号 7 番地東ビル 5 0 5 号室
株式会社都城アイホー |

議案第45号関係資料

1 取得財産 真空冷却機

2 数 量 2台

3 契約金額 28,820,000円（消費税及び地方消費税込み）

26,200,000円（消費税及び地方消費税抜き）

4 契約相手の選定理由

今回取得する真空冷却機は、都城学校給食センターの和え物室に設置するものである。

和え物調理をする際は、使用する食材をパレットに乗せ、専用のカートで蒸し器に入れて加熱した後、パレットに触れることなくカートを真空冷却機に移動し冷却するという、一連の作業動線によって行う必要がある。

しかしながら、蒸し器と真空冷却機で使用している専用カートは、現在使用している株式会社アイホー製の真空冷却機以外のものと互換性がないため、他社製の真空冷却機を導入した場合には、蒸し器の更新も必要となる。

さらに、真空冷却機に通じる蒸気配管は、同社製真空冷却機専用となっているため、他社製の真空冷却機を導入した場合には、配管の交換等が発生する可能性が高く、結果として大幅なコストの増加及び工期の延長が見込まれる。

以上の理由から同社製品の市内唯一の取扱業者である株式会社都城アイホーを契約の相手方とするものである。

議案第46号

財産の取得について(追認)

次のとおり平成27年度小学校教師用教科書及び指導書を取得したことについて、地方自治法第96条第1項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の追認を求める。

令和7年2月20日提出

都城市長 池田 宜永

- | | |
|----------|--|
| 1 取得財産 | 平成27年度小学校教師用教科書及び指導書 |
| 2 数 量 | 小学校教師用教科書 2,058冊
小学校教師用指導書 2,456冊 |
| 3 契約の方法 | 随意契約 |
| 4 取得金額 | 30,830,180円 |
| 5 契約の相手方 | 都城市中原町19街区3号
田中書店 株式会社
代表取締役 田中 義久 |

議案第 4 6 号関係資料

- 1 取得財産 平成 2 7 年度小学校教師用教科書及び指導書
- 2 数 量 小学校教師用教科書 2, 0 5 8 冊
小学校教師用指導書 2, 4 5 6 冊
- 3 購入価格 3 0, 8 3 0, 1 8 0 円（消費税及び地方消費税込み）
2 8, 5 9 6, 5 6 7 円（消費税及び地方消費税抜き）

4 契約相手の選定理由

教科書の発行者は、各学校まで確実に教科書を供給することが事実上困難なため、教科書供給業者と契約を結んで供給を行っている。教科書供給業者は、各都道府県におおむね 1 か所ずつあり、宮崎県における教科書供給業者は宮崎県教科図書販売株式会社である。

田中書店 株式会社は、供給業務を完遂するための条件を具備する書店として宮崎県教科図書販売株式会社から都城市管内の教科書取扱書店 6 者のうちの 1 者として指定されている。

これまでの取扱実績及び経営規模感等を考慮し、また、業務の性質上短期間での納品が必要であり、その対応が可能であった田中書店 株式会社を契約相手方としたもの。

議案第 4 7 号

財産の取得について(追認)

次のとおり令和 2 年度小学校教師用教科書及び指導書を取得したことについて、
地方自治法第 9 6 条第 1 項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得
又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の追認を求める。

令和 7 年 2 月 2 0 日提出

都城市長 池 田 宜 永

- | | |
|-------------|--|
| 1 取 得 財 産 | 令和 2 年度小学校教師用教科書及び指導書 |
| 2 数 量 | 小学校教師用教科書 2, 0 1 7 冊
小学校教師用指導書 2, 3 2 4 冊 |
| 3 契 約 の 方 法 | 随意契約 |
| 4 取 得 金 額 | 4 5, 3 8 1, 9 2 0 円 |
| 5 契約の相手方 | 都城市上町 6 街区 8 号
有限会社 都城金海堂
代表取締役 中村 吉寛 |

議案第 4 7 号関係資料

- 1 取得財産 令和 2 年度小学校教師用教科書及び指導書
- 2 数 量 小学校教師用教科書 2, 0 1 7 冊
小学校教師用指導書 2, 3 2 4 冊
- 3 購入価格 4 5, 3 8 1, 9 2 0 円（消費税及び地方消費税込み）
4 1, 3 2 8, 9 9 4 円（消費税及び地方消費税抜き）

4 契約相手の選定理由

教科書の発行者は、各学校まで確実に教科書を供給することが事実上困難なため、教科書供給業者と契約を結んで供給を行っている。教科書供給業者は、各都道府県におおむね 1 か所ずつあり、宮崎県における教科書供給業者は宮崎県教科図書販売株式会社である。

有限会社 都城金海堂は、供給業務を完遂するための条件を具備する書店として宮崎県教科図書販売株式会社から都城市管内の教科書取扱書店 3 者のうちの 1 者として指定されている。

これまでの取扱実績及び経営規模感等を考慮し、また、業務の性質上短期間での納品が必要であり、その対応が可能であった有限会社 都城金海堂を契約相手方としたもの。

議案第 48 号

財産の取得について(追認)

次のとおり令和 2 年度小学校教師用教科書及び指導書を取得したことについて、
地方自治法第 96 条第 1 項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得
又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の追認を求める。

令和 7 年 2 月 20 日提出

都城市長 池 田 宜 永

- | | |
|----------|--|
| 1 取得財産 | 令和 2 年度小学校教師用教科書及び指導書 |
| 2 数 量 | 小学校教師用教科書 2, 942 冊
小学校教師用指導書 3, 245 冊 |
| 3 契約の方法 | 随意契約 |
| 4 取得金額 | 65, 040, 430 円 |
| 5 契約の相手方 | 都城市中原町 19 街区 3 号
田中書店 株式会社
代表取締役 田中 義久 |

議案第 48 号関係資料

- 1 取得財産 令和 2 年度小学校教師用教科書及び指導書
- 2 数 量 小学校教師用教科書 2, 9 4 2 冊
小学校教師用指導書 3, 2 4 5 冊
- 3 購入価格 6 5, 0 4 0, 4 3 0 円（消費税及び地方消費税込み）
5 9, 2 3 4, 0 4 3 円（消費税及び地方消費税抜き）

4 契約相手の選定理由

教科書の発行者は、各学校まで確実に教科書を供給することが事実上困難なため、教科書供給業者と契約を結んで供給を行っている。教科書供給業者は、各都道府県におおむね 1 か所ずつあり、宮崎県における教科書供給業者は宮崎県教科図書販売株式会社である。

田中書店 株式会社は、供給業務を完遂するための条件を具備する書店として宮崎県教科図書販売株式会社から都城市管内の教科書取扱書店 3 者のうちの 1 者として指定されている。

これまでの取扱実績及び経営規模感等を考慮し、また、業務の性質上短期間での納品が必要であり、その対応が可能であった田中書店 株式会社を契約相手方としたもの。

議案第49号

財産の取得について(追認)

次のとおり令和6年度小学校教師用教科書及び指導書を取得したことについて、地方自治法第96条第1項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の追認を求める。

令和7年2月20日提出

都城市長 池田 宜永

- | | |
|----------|---|
| 1 取得財産 | 令和6年度小学校教師用教科書及び指導書 |
| 2 数 量 | 小学校教師用教科書 1, 652冊
小学校教師用指導書 1, 404冊 |
| 3 契約の方法 | 随意契約 |
| 4 取得金額 | 40, 046, 877円 |
| 5 契約の相手方 | 都城市上町6街区8号
有限会社 都城金海堂
代表取締役 中村 吉寛 |

議案第 49 号関係資料

- 1 取得財産 令和 6 年度小学校教師用教科書及び指導書
- 2 数 量 小学校教師用教科書 1, 6 5 2 冊
小学校教師用指導書 1, 4 0 4 冊
- 3 購入価格 4 0, 0 4 6, 8 7 7 円（消費税及び地方消費税込み）
3 6, 4 6 7, 3 4 4 円（消費税及び地方消費税抜き）

4 契約相手の選定理由

教科書の発行者は、各学校まで確実に教科書を供給することが事実上困難なため、教科書供給業者と契約を結んで供給を行っている。教科書供給業者は、各都道府県におおむね 1 か所ずつあり、宮崎県における教科書供給業者は宮崎県教科図書販売株式会社である。

有限会社 都城金海堂は、供給業務を完遂するための条件を具備する書店として宮崎県教科図書販売株式会社から都城市管内の教科書取扱書店 3 者のうちの 1 者として指定されている。

これまでの取扱実績及び経営規模感等を考慮し、また、業務の性質上短期間での納品が必要であり、その対応が可能であった有限会社 都城金海堂を契約相手方としたもの。

議案第 5 0 号

財産の取得について(追認)

次のとおり令和 6 年度小学校教師用教科書及び指導書を取得したことについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の追認を求める。

令和 7 年 2 月 2 0 日提出

都城市長 池 田 宜 永

- | | |
|-------------|---|
| 1 取 得 財 産 | 令和 6 年度小学校教師用教科書及び指導書 |
| 2 数 量 | 小学校教師用教科書 2, 7 8 4 冊
小学校教師用指導書 2, 0 7 6 冊 |
| 3 契 約 の 方 法 | 随意契約 |
| 4 取 得 金 額 | 5 5, 6 2 6, 1 8 5 円 |
| 5 契約の相手方 | 都城市中原町 1 9 街区 3 号
田中書店 株式会社
代表取締役 田中 義久 |

議案第 5 0 号関係資料

- 1 取得財産 令和 6 年度小学校教師用教科書及び指導書
- 2 数 量 小学校教師用教科書 2, 7 8 4 冊
小学校教師用指導書 2, 0 7 6 冊
- 3 購入価格 5 5, 6 2 6, 1 8 5 円（消費税及び地方消費税込み）
5 0, 6 7 5, 1 9 0 円（消費税及び地方消費税抜き）

4 契約相手の選定理由

教科書の発行者は、各学校まで確実に教科書を供給することが事実上困難なため、教科書供給業者と契約を結んで供給を行っている。教科書供給業者は、各都道府県におおむね 1 か所ずつあり、宮崎県における教科書供給業者は宮崎県教科図書販売株式会社である。

田中書店 株式会社は、供給業務を完遂するための条件を具備する書店として宮崎県教科図書販売株式会社から都城市管内の教科書取扱書店 3 者のうちの 1 者として指定されている。

これまでの取扱実績及び経営規模感等を考慮し、また、業務の性質上短期間での納品が必要であり、その対応が可能であった田中書店 株式会社を契約相手方としたもの。

議案第 5 1 号

三股町との定住自立圏の形成に関する変更協定の締結について

三股町と別紙のとおり定住自立圏の形成に関する変更協定を締結することについて、地方自治法第 9 6 条第 2 項の規定に基づき議会の議決すべき事件を定める条例の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 2 0 日提出

都城市長 池田 宜永

定住自立圏の形成に関する協定書

都 城 市
三 股 町

定住自立圏の形成に関する協定書

都城市（以下「甲」という。）と三股町（以下「乙」という。）とは、平成 21 年 10 月 6 日に締結した定住自立圏（以下「圏域」という。）の形成に関する協定書について、次のとおりその全部を変更する。

（目的）

第 1 条 この協定は、定住自立圏構想推進要綱（平成 20 年 12 月 26 日総行応第 39 号総務事務次官通知）第 4 の規定に基づく中心市宣言を行った甲と甲が行った当該宣言に賛同した乙が、相互に役割を分担し、連携し、安心して暮らせる圏域に必要となる都市機能及び生活機能を確保するとともに、定住を促進するための圏域を形成することを目的とする。

（基本方針）

第 2 条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次条各項に規定する政策分野において、相互に役割を定めて分担するとともに、協力及び連携を行う。

（連携する具体的事項）

第 3 条 甲及び乙が協力及び連携して取り組む政策分野並びにその取組の内容及び当該取組における甲及び乙の役割は、次に掲げるとおりとする。

1 生活機能の強化に係る政策分野

（1）医療

① 医療体制の維持・強化

ア 取組の内容

（ア） 圏域の救急医療提供体制を確保するため、救急医療拠点施設の維持及び充実を図る。

（イ） 休日急患診療体制、歯科休日急患診療体制及び都城夜間急病センターにおける夜間救急診療体制（以下「休日・夜間救急診療体制等」という。）を維持するとともに、その充実を図る。

（ウ） 圏域の高度急性期医療の充実を図るため、都城市郡医師会病院「心臓・脳血管センター」の整備に必要な協力等を実施する。

（エ） 関係機関と連携し、圏域の救急医療提供体制に必要な医療従事者の確保を図る。

イ 甲の役割

（ア） 関係機関と連携し、救急医療拠点施設及び国立病院機構都城医療センターにおける医療従事者の確保対策に取り組むとともに、将来的な視点で医療従事者の育成を支援する。

（イ） 初期救急医療における休日・夜間救急診療体制等を維持する。

- (ウ) 二次救急医療における休日・夜間の診療体制の維持を支援する。
- (エ) 圏域の救急医療提供体制を確保するため、関係機関と協力して救急医療拠点施設の維持及び充実を図る。

ウ 乙の役割

- (ア) 甲の実施する医療従事者の確保対策に協力する。
- (イ) 甲の実施する休日・夜間救急診療体制等を維持するため、受益に応じた経費を負担する。
- (ウ) 二次救急医療における休日及び夜間の診療体制の維持を支援するため、受益に応じた経費を負担する。
- (エ) 甲と協議の上、救急医療拠点施設の維持又は充実を支援する。

② 小児科等の医療体制強化

ア 取組の内容

- (ア) 圏域の小児・産科医療体制を確保するため、関係機関と連携し、必要な医療従事者の確保及び医療施設の開院を図る。
- (イ) 健康寿命延伸のため、生活習慣病等の予防対策に取り組む。

イ 甲の役割

- (ア) 小児・産科医等を確保し、圏域の医療の受け皿としての役割を維持する。
- (イ) 生活習慣病等の予防対策に関する圏域ネットワークを構築する。

ウ 乙の役割

- (ア) 甲が行う小児・産科医等の確保のための取組に協力する。
- (イ) 甲が行う生活習慣病等の予防対策に関する圏域ネットワークの構築に協力する。

③ 連携・搬送体制の強化

ア 取組の内容

- (ア) 救急搬送体制を強化するとともに、圏域内における災害、感染症等の発生に対応できる搬送体制を確保する。
- (イ) 多様化・高度化する救急医療ニーズに対応するため、救急医療拠点施設をはじめとする医療機関及び関係機関との連携体制を強化する。

イ 甲の役割

- (ア) 圏域内における救急搬送機能を強化する。
- (イ) 救急搬送機能を確保するため、救急車の適切な利用等について啓発を行う。
- (ウ) 計画的に救急救命士の育成を行う。
- (エ) 救急医療拠点施設を核とする高度な救急医療を提供するため、医療連携体制を構築する。

ウ 乙の役割

- (ア) 甲の行う圏域の救急搬送機能の確保に協力し、救急車の適切な利用等について啓発を行う。
- (イ) 甲の行う救急救命士の育成について協力する。
- (ウ) 甲が行う医療連携体制の構築に協力する。
- (2) 都城志布志道路・志布志港を活用した産業振興
 - ① 都城志布志道路・志布志港等の更なる活用
 - ア 取組の内容
 - 都城志布志道路及び志布志港を活用し、農林畜水産業、商工業等の圏域内産業の活性化を図る。
 - イ 甲の役割
 - (ア) 乙と連携し、都城志布志道路の活用促進を図る。
 - (イ) 乙と連携し、志布志港の活用促進を図る。
 - ウ 乙の役割
 - (ア) 甲と連携し、都城志布志道路の活用促進を図る。
 - (イ) 甲と連携し、志布志港の活用促進に取り組む。
 - ② 企業立地等の促進
 - ア 取組の内容
 - 都城志布志道路や志布志港等の地の利を生かした企業立地の促進を図る。
 - イ 甲の役割
 - (ア) 新たな工業団地を整備する。
 - (イ) 乙と連携し、企業立地活動に取り組む。
 - ウ 乙の役割
 - 甲と連携し、企業立地活動に取り組む。
- (3) 基幹産業の振興
 - ① 農林畜水産業の振興
 - ア 取組の内容
 - (ア) 農林畜産業をはじめとする地域の特性及び地域資源を有効に活用した産業振興を図る。
 - (イ) 農業従事者の確保、経営支援策等により持続可能な営農体制を確保する。
 - イ 甲の役割
 - 圏域内の主要産業である農林畜産業等の振興及び営農支援に取り組む。
 - ウ 乙の役割
 - 甲と連携し、圏域内の主要産業である農林畜産業等の振興及び営農支援に取り組む。
- (4) 教育及び文化

① 特色ある教育の推進

ア 取組の内容

圏域内の自然・歴史・文化・人材を活用した特色ある教育を推進するとともに、質の高い教育環境を整備する。

イ 甲の役割

圏域内の豊富な地域資源及び高等教育機関を活用した教育を推進する。

ウ 乙の役割

甲と連携し、地域資源及び高等教育機関を活用した教育を推進する。

② 公共施設の相互利用

ア 取組の内容

図書館をはじめとする公共施設の相互利用を推進し、圏域住民の利便性及び生活の質の向上を図る。

イ 甲の役割

図書館をはじめとする公共施設の相互利用を推進する。

ウ 乙の役割

圏域内の公共施設の相互利用を推進する。

(5) 防災及び消防

① 広域防災体制の強化と地域防災力の向上

ア 取組の内容

圏域内の防災力の向上を図るため、大規模災害発生時における広域防災体制の整備及び強化を図る。

イ 甲の役割

大規模災害発生時における災害備蓄品等の提供、職員の派遣等、圏域内の相互応援体制の整備及び強化を図る。

ウ 乙の役割

甲と連携し、大規模災害発生時における災害備蓄品等の提供、職員の派遣等、圏域内の相互応援体制の整備及び強化を図る。

② 災害時救急医療体制の強化

ア 取組の内容

災害、感染症等の発生に備えて、圏域内の地域災害医療センターをはじめとする関係機関との相互連携を構築する。

イ 甲の役割

関係機関と連携し、災害派遣医療チームの編成、感染症等への対応等、圏域内の地域災害医療センターの機能を充実させるとともに、圏域内における災害等に備えた相互応

援体制を構築する。

ウ 乙の役割

甲と連携し、地域災害医療センターの機能を充実させ、圏域内の災害等に備えた相互
応援体制を構築する。

2 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

(1) 道路等の交通インフラの整備

① 都城末吉道路、国道 222 号牛ノ峠バイパス及び曾於志布志道路の整備促進とネットワー
クの構築

ア 取組の内容

- (ア) 都城末吉道路、国道 222 号牛ノ峠バイパス及び曾於志布志道路の早期事業化等、
新たなネットワーク構築に向けた施策を実施する。
- (イ) 高規格道路等のネットワークを生かし、アクセス性の向上や防災・経済・医療な
ど各分野での効果促進を図る。

イ 甲の役割

- (ア) 早期事業化に向けた機運醸成のため、乙と連携し、圏域住民を対象としたシンポ
ジウム等を実施する。
- (イ) 高規格道路等へのアクセス性の向上や効果促進を図るため、必要な道路等を整備
する。

ウ 乙の役割

- (ア) 3つの道路の早期事業化に向けた機運醸成のため、甲と連携し、圏域住民を対象
としたシンポジウム等を実施する。
- (イ) 高規格道路等へのアクセス性の向上や効果促進を図るため、必要な道路等を整備
する。

(2) 観光・スポーツ

① 情報発信の強化と新たな観光資源の活用

ア 取組の内容

- (ア) 観光・スポーツ資源等のネットワーク化、対外的な情報発信を強化する。
- (イ) 都城志布志道路及び志布志港を活用した圏域内での観光・スポーツ団体等の受入
体制を整備するとともに、その魅力を高め、圏域内外の住民との交流及び観光
を推進する。

イ 甲の役割

- (ア) 観光・スポーツ資源等のネットワーク化及び圏域外への情報発信の強化を図る。
- (イ) 圏域内外の住民の交流を促進するとともに、圏域内の歴史、自然、体育施設等
の資源を生かした観光及びスポーツ交流を推進する。

ウ 乙の役割

(ア) 甲と協力し、観光・スポーツ資源等のネットワーク化及び圏域外への情報発信の強化を図る。

(イ) 甲と協力し、圏域内外の住民の交流を促進するとともに、圏域内の資源を生かした観光及びスポーツ交流を推進する。

(3) 定住及び移住

① 雇用創出等による定住・移住促進

ア 取組の内容

企業及び団体と連携した雇用創出等の取組により、定住・移住促進を図る。

イ 甲の役割

圏域内の企業及び団体と連携した雇用創出活動等により、圏域への定住・移住を誘導する。

ウ 乙の役割

甲と連携し、雇用創出活動等を推進するとともに、圏域内の自然及び住みやすさを生かし、定住及び移住人口の増加に対応した居住エリアの整備を図る。

② 多様な人材の活躍・共生

ア 取組の内容

(ア) 企業及び団体と連携し、外国人の受入環境の整備や必要な支援策を検討する。

(イ) 地域住民の多文化共生や国際交流への理解を深める。

イ 甲の役割

圏域内の企業及び団体と連携した環境整備、定着支援により、外国人が安心して暮らすことができる地域作りを図る。

ウ 乙の役割

甲と連携し、外国人の定着支援、多文化共生及び国際交流の取組を推進する。

(4) 地域公共交通

① 地域公共交通の維持・活性化

ア 取組の内容

広域的な地域公共交通の課題について検討し、圏域間を結ぶバス、鉄道路線等住民の日常生活及び経済活動に必要な公共交通の利便性の向上及び運行の維持・活性化を図る。

イ 甲の役割

広域的な地域公共交通の課題について検討するとともに、圏域間を結ぶ公共交通の利便性の向上及び運行の維持・活性化を図る。

ウ 乙の役割

甲と連携し、広域的な地域公共交通の課題について検討するとともに、圏域間を結ぶ

公共交通の利便性の向上及び運行の維持・活性化を図る。

3 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

(1) 人材の育成・連携

① 圏域行政マネジメント能力の強化

ア 取組の内容

圏域内における行政機能の相互補完による事務事業等の効率化・多様化・高度化を目指し、職員の育成を行う。

イ 甲の役割

(ア) 圏域マネジメントの強化を図るため、職員研修等を企画運営する。

(イ) 職員の資質の向上を図る取組を推進する。

ウ 乙の役割

(ア) 甲が行う職員研修等に協力する。

(イ) 職員の資質の向上を図る取組を推進する。

② 圏域協働・民活マネジメント能力の強化

ア 取組の内容

(ア) 新たな公共分野で活動している特定非営利活動法人、地域情報を発信し地域活動の中心となっている団体等（以下「NPO法人等」という。）の活性化のため、活動人材の育成、活動支援体制及び行政との連携支援体制等の整備を行う。

(イ) 民間人材の育成及び高度な技術等の民間資源を活用した取組を推進する。

イ 甲の役割

(ア) NPO法人等の地域活動団体の設立及び活動を中間的な立場で支援する体制を整える。

(イ) 圏域内のNPO法人等の連携を図るとともに、NPO法人等による圏域全体での新たな公共活動の実施支援を検討する。

(ウ) 圏域全体の地域力向上のため、民間資源を活用した取組並びにそれを支える民間の人材の育成及び活用を図る。

ウ 乙の役割

(ア) 甲の体制づくりに協力し、圏域内のNPO法人等の情報を甲に提供する。

(イ) 甲の取組に協力し、民間資源の活用及び民間人材の育成を図る。

(2) デジタル化の推進

① 推進基盤の強化と連携

ア 取組の内容

デジタル化を推進するため、デジタルによる課題解決手法の検討及び人材育成等の取組を行なう。

イ 甲の役割

専門家による研修会等を実施するとともに、最先端技術の情報収集を行い、人材育成及びデジタル化推進のための体制を構築する。

ウ 乙の役割

甲が行う研修会等に参加するとともに、情報を相互に共有し、人材育成及びデジタル化推進のための体制構築に協力する。

(連携、協力及び費用負担)

第4条 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、相互に役割を分担するとともに、連携し、及び協力して事務の執行に当たるものとする。

2 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、同条に規定するもののほか、必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度を勘案して当該費用を負担するものとする。

3 第1項の規定により必要となる手続及び人員の確保に係る負担並びに前条及び前項に規定する費用の負担については、その都度甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(協定の変更)

第5条 この協定を変更しようとする場合は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経なければならない。

(協定の廃止)

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上で、その旨を他方に通告するものとする。

2 前項の規定による通告は、書面により行うものとし、議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(疑義による決定)

第7条 この協定の各条項の解釈に関する疑義又はこの協定に定めのない事項の取扱いについては、甲乙協議の上、解釈又は取扱いを決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

宮崎県都城市姫城町6街区21号

甲 都城市
代表者 市長

宮崎県北諸県郡三股町五本松 1 番地 1

乙 三股町
代表者 町長

三股町との定住自立圏の形成に関する協定書（新旧対照）

変更前	変更後
（目的） 第1条 この協定は、定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4の規定に基づく中心市宣言を行った甲と甲が行った当該宣言に賛同した乙が、相互に役割を分担し、連携し、安心して暮らせる圏域に必要となる都市機能及び生活機能を確保するとともに、定住を促進するための圏域を形成することを目的とする。 （基本方針） 第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次条各項に規定する政策分野において、相互に役割を定めて分担するとともに、協力及び連携を行う。 （連携する具体的事項） 第3条 甲及び乙が連携して取り組む政策分野並びにその取組の内容及び当該取組における甲及び乙の役割は、次に掲げるとおりとする。 1 生活機能の強化に係る政策分野 （1）医療 ① 医療体制の維持 ア 取組の内容 圏域の救急医療提供体制を確保するため、救急医療拠点施設の維持及び充実を図る。 休日急患診療体制、歯科休日急患診療体制及び都城夜間急病センターにおける夜間救急診療体制（以下「休日・夜間救急診療体制等」という。）を維持するとともに、その充実を図る。 関係機関と連携し、圏域の救急医療提供体制に必要な医療従事者の確保を図る。 イ 甲の役割	（目的） 第1条 この協定は、定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4の規定に基づく中心市宣言を行った甲と甲が行った当該宣言に賛同した乙が、相互に役割を分担し、連携し、安心して暮らせる圏域に必要となる都市機能及び生活機能を確保するとともに、定住を促進するための圏域を形成することを目的とする。 （基本方針） 第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次条各項に規定する政策分野において、相互に役割を定めて分担するとともに、協力及び連携を行う。 （連携する具体的事項） 第3条 甲及び乙が連携して取り組む政策分野並びにその取組の内容及び当該取組における甲及び乙の役割は、次に掲げるとおりとする。 1 生活機能の強化に係る政策分野 （1）医療 ① 医療体制の維持・<u>強化</u> ア 取組の内容 <u>（ア）</u> 圏域の救急医療提供体制を確保するため、救急医療拠点施設の維持及び充実を図る。 <u>（イ）</u> 休日急患診療体制、歯科休日急患診療体制及び都城夜間急病センターにおける夜間救急診療体制（以下「休日・夜間救急診療体制等」という。）を維持するとともに、その充実を図る。 <u>（ウ）</u> <u>圏域の高度急性期医療の充実を図るため、都城市郡医師会病院「心臓・脳血管センター」の整備に必要な協力等を実施する。</u> <u>（エ）</u> 関係機関と連携し、圏域の救急医療提供体制に必要な医療従事者の確保を図る。 イ 甲の役割

関係機関と連携し、救急医療拠点施設及び国立病院機構都城医療センターにおける医療従事者の確保対策に取り組むとともに、将来的な視点で医療従事者の育成を支援する。

初期救急医療における休日・夜間救急診療体制等を維持する。

二次救急医療における休日及び夜間の診療体制の維持を支援する。

圏域の救急医療提供体制を確保するため、関係機関と協力して救急医療拠点施設の維持及び充実を図る。

ウ 乙の役割

甲の実施する医療従事者の確保対策に協力する。

甲の実施する休日・夜間救急診療体制等を維持するため、受益に応じた経費を負担する。

二次救急医療における休日及び夜間の診療体制の維持を支援するため、受益に応じた経費を負担する。

甲と協議の上、救急医療拠点施設の維持又は充実を支援する。

② 連携体制の強化

ア 取組の内容

多様化・高度化する救急医療ニーズに対応するため、救急医療拠点施設をはじめとする医療機関及び関係機関との連携体制を強化する。

健康寿命延伸のため、生活習慣病等の予防対策に取り組む。

イ 甲の役割

救急医療拠点施設を核とする高度な救急医療を提供するため、乙とともに医療連携体制を構築する。

生活習慣病等の予防対策に関する圏域ネットワークを構築する。

ウ 乙の役割

甲が行う医療連携体制の構築に協力する。

甲が行う生活習慣病等の予防対策に関する圏域ネットワークの構築に協力する。

③ 災害時の対応

(ア) 関係機関と連携し、救急医療拠点施設及び国立病院機構都城医療センターにおける医療従事者の確保対策に取り組むとともに、将来的な視点で医療従事者の育成を支援する。

(イ) 初期救急医療における休日・夜間救急診療体制等を維持する。

(ウ) 二次救急医療における休日・夜間の診療体制の維持を支援する。

(エ) 圏域の救急医療提供体制を確保するため、関係機関と協力して救急医療拠点施設の維持及び充実を図る。

ウ 乙の役割

(ア) 甲の実施する医療従事者の確保対策に協力する。

(イ) 甲の実施する休日・夜間救急診療体制等を維持するため、受益に応じた経費を負担する。

(ウ) 二次救急医療における休日及び夜間の診療体制の維持を支援するため、受益に応じた経費を負担する。

(エ) 甲と協議の上、救急医療拠点施設の維持又は充実を支援する。

ア 取組の内容

災害、感染症等の発生に備えて、圏域内の地域災害医療センターをはじめとする関係機関との相互連携を構築する。

イ 甲の役割

関係機関と連携し、災害派遣医療チームの編成、感染症等への対応等圏域内の地域災害医療センターの機能を充実させるとともに、圏域内における災害等に備えた相互応援体制を構築する。

ウ 乙の役割

甲とともに地域災害医療センターの充実に協力し、圏域内の災害等に備えた相互応援体制を構築する。

④ 搬送体制の確保

ア 取組の内容

救急搬送体制を強化するとともに、圏域内における災害、感染症等の発生に対応できる搬送体制を確保する。

イ 甲の役割

区域内における救急搬送機能を強化する。

救急搬送機能を確保するため、救急車の適切な利用等について啓発を行う。

計画的に救急救命士の育成を行う。

ウ 乙の役割

甲の行う区域の救急搬送機能の確保に協力し、救急車の適切な利用等について啓発を行う。

甲の行う救急救命士の育成について協力する。

② 小児科等の医療体制強化

ア 取組の内容

(ア) 圏域の小児・産科医療体制を確保するため、関係機関と連携し、必要な医療従事者の確保及び医療施設の開院を図る。

(イ) 健康寿命延伸のため、生活習慣病等の予防対策に取り組む。

イ 甲の役割

(2) 産業振興 ① 都城志布志道路・志布志港を活用した産業振興	(ア) <u>小児・産科医等を確保し、圏域の医療の受け皿としての役割を維持する。</u> (イ) <u>生活習慣病等の予防対策に関する圏域ネットワークを構築する。</u> ウ 乙の役割 (ア) <u>甲が行う小児・産科医等の確保のための取組に協力する。</u> (イ) <u>甲が行う生活習慣病等の予防対策に関する圏域ネットワークの構築に協力する。</u> ③ <u>連携・搬送体制の強化</u> ア 取組の内容 (ア) <u>救急搬送体制を強化するとともに、圏域内における災害、感染症等の発生に対応できる搬送体制を確保する。</u> (イ) <u>多様化・高度化する救急医療ニーズに対応するため、救急医療拠点施設をはじめとする医療機関及び関係機関との連携体制を強化する。</u> イ 甲の役割 (ア) <u>圏域内における救急搬送機能を強化する。</u> (イ) <u>救急搬送機能を確保するため、救急車の適切な利用等について啓発を行う。</u> (ウ) <u>計画的に救急救命士の育成を行う。</u> (エ) <u>救急医療拠点施設を核とする高度な救急医療を提供するため、医療連携体制を構築する。</u> ウ 乙の役割 (ア) <u>甲の行う圏域の救急搬送機能の確保に協力し、救急車の適切な利用等について啓発を行う。</u> (イ) <u>甲の行う救急救命士の育成について協力する。</u> (ウ) <u>甲が行う医療連携体制の構築に協力する。</u> (2) <u>都城志布志道路・志布志港を活用した産業振興</u> ① <u>都城志布志道路・志布志港等の更なる活用</u>
--	--

ア 取組の内容

都城志布志道路・志布志港を活用し、圏域の産業の活性化を図る。

イ 甲の役割

新たな工業団地を整備する。

乙と協力し、企業立地活動に取り組む。

乙と協力し、志布志港の利用促進活動に取り組む。

ウ 乙の役割

甲と連携し、企業立地活動に取り組む。

甲と連携し、志布志港の利用促進を図る。

② 地域資源を活用した産業振興

ア 取組の内容

地域の特性及び地域資源を有効に活用した産業振興を図る。

イ 甲の役割

乙と連携し、圏域内の主要産業である農林畜産業等地域の特性及び地域資源を活用した産業振興に取り組む。

ウ 乙の役割

甲と連携し、圏域内の主要産業である農林畜産業等地域の特性及び地域資源を活用した産業振興に取り組む。

ア 取組の内容

都城志布志道路及び志布志港を活用し、農林畜水産業、商工業等の圏域内産業の活性化を図る。

イ 甲の役割

(ア) 乙と連携し、都城志布志道路の活用促進を図る。

(イ) 乙と連携し、志布志港の活用促進を図る。

ウ 乙の役割

(ア) 甲と連携し、都城志布志道路の活用促進を図る。

(イ) 甲と連携し、志布志港の活用促進に取り組む。

② 企業立地等の促進

ア 取組の内容

都城志布志道路や志布志港等の地の利を生かした企業立地の促進を図る。

イ 甲の役割

(ア) 新たな工業団地を整備する。

(イ) 乙と連携し、企業立地活動に取り組む。

ウ 乙の役割

甲と連携し、企業立地活動に取り組む。

(3) 基幹産業の振興

(3) 教育及び文化

① 公共施設の相互利用

ア 取組の内容

図書館をはじめとする公共施設の相互利用を推進し、圏域住民の利便性及び生活の質の向上を図る。

イ 甲の役割

図書館をはじめとする公共施設の相互利用を推進する。

ウ 乙の役割

圏域内の公共施設の相互利用を推進する。

② 特色ある教育の推進

ア 取組の内容

圏域内の自然・歴史・文化・人材を活用した特色ある教育を推進するとともに、質の高い教育環境を整備する。

イ 甲の役割

圏域内の豊富な地域資源及び高等教育機関を活用した教育を推進する。

ウ 乙の役割

① 農林畜水産業の振興

ア 取組の内容

(ア) 農林畜産業をはじめとする地域の特性及び地域資源を有効に活用した産業振興を図る。

(イ) 農業従事者の確保、経営支援策等により持続可能な営農体制を確保する。

イ 甲の役割

乙と連携し、圏域内の主要産業である農林畜産業等の振興及び営農支援に取り組む。

ウ 乙の役割

甲と連携し、圏域内の主要産業である農林畜産業等の振興及び営農支援に取り組む。

(4) 教育及び文化

甲と連携し、地域資源及び高等教育機関を活用した教育を推進する。

(4) 防災及び消防

① 広域防災体制の整備及び強化

ア 取組の内容

圏域内の防災力の向上を図るため、大規模災害発生時における広域防災体制の整備及び強化を図る。

イ 甲の役割

大規模災害発生時における災害備蓄品等の提供、職員の派遣等、圏域内の相互応援体制の整備及び強化を図る。

ウ 乙の役割

甲と連携し、大規模災害発生時における災害備蓄品等の提供、職員

① 特色ある教育の推進

ア 取組の内容

圏域内の自然・歴史・文化・人材を活用した特色ある教育を推進するとともに、質の高い教育環境を整備する。

イ 甲の役割

圏域内の豊富な地域資源及び高等教育機関を活用した教育を推進する。

ウ 乙の役割

甲と連携し、地域資源及び高等教育機関を活用した教育を推進する。

② 公共施設の相互利用

ア 取組の内容

図書館をはじめとする公共施設の相互利用を推進し、圏域住民の利便性及び生活の質の向上を図る。

イ 甲の役割

図書館をはじめとする公共施設の相互利用を推進する。

ウ 乙の役割

圏域内の公共施設の相互利用を推進する。

(5) 防災及び消防

① 広域防災体制の強化と地域防災力の向上

ア 取組の内容

圏域内の防災力の向上を図るため、大規模災害発生時における広域防災体制の整備及び強化を図る。

イ 甲の役割

大規模災害発生時における災害備蓄品等の提供、職員の派遣等、圏域内の相互応援体制の整備及び強化を図る。

ウ 乙の役割

甲と連携し、大規模災害発生時における災害備蓄品等の提供、職員

の派遣等、圏域内の相互応援体制の整備及び強化を図る。

2 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

(1) 道路等の交通インフラの整備

① 都城志布志道路の整備促進及びネットワークの構築

ア 取組の内容

圏域の救急医療提供体制及び圏域内の活性化に必要不可欠である都城志布志道路の早期完成に向けた施策を実施する。

雇用創出、定住促進等のため、都城志布志道路を有効活用できるようアクセス性の向上を図る。

イ 甲の役割

都城志布志道路の早期完成に向けた機運醸成のため、乙と連携して圏域住民を対象としたシンポジウム等を実施する。

都城志布志道路へのアクセス性を高めるため、必要な道路を整備する。

ウ 乙の役割

都城志布志道路へのアクセス性を高めるため、必要な道路を整備する。

の派遣等、圏域内の相互応援体制の整備及び強化を図る。

② 災害時救急医療体制の強化

ア 取組の内容

災害、感染症等の発生に備えて、圏域内の地域災害医療センターをはじめとする関係機関との相互連携を構築する。

イ 甲の役割

関係機関と連携し、災害派遣医療チームの編成、感染症等への対応等、圏域内の地域災害医療センターの機能を充実させるとともに、圏域内における災害等に備えた相互応援体制を構築する。

ウ 乙の役割

甲と連携し、地域災害医療センターの機能を充実させ、圏域内の災害等に備えた相互応援体制を構築する。

2 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

(1) 道路等の交通インフラの整備

① 都城末吉道路、国道222号牛ノ峠バイパス及び曾於志布志道路の整備促進とネットワークの構築

ア 取組の内容

(ア) 都城末吉道路、国道222号牛ノ峠バイパス及び曾於志布志道路の早期事業化等、新たなネットワーク構築に向けた施策を実施する。

(イ) 高規格道路等のネットワークを生かし、アクセス性の向上や防災・経済・医療など各分野での効果促進を図る。

イ 甲の役割

(ア) 早期事業化に向けた機運醸成のため、乙と連携し、圏域住民を対象としたシンポジウム等を実施する。

(イ) 高規格道路等へのアクセス性や効果促進を図るため、必要な道路等を整備する。

ウ 乙の役割

(ア) 3つの道路の早期事業化に向けた機運醸成のため、甲と連携

(2) 交流及び観光

① 圏域内外の住民との交流及び観光の推進

ア 取組の内容

観光・交流資源をネットワーク化し、都城志布志道路を活用した圏域内での観光客の受入体制を整備するとともに、その魅力を高め、圏域内外の住民との交流及び観光の推進を図る。

イ 甲の役割

乙と協力し、圏域内外の住民の交流を促進するとともに、圏域内の歴史、自然及び体育施設等の資源を活かした観光及びスポーツ交流の推進を図る。

ウ 乙の役割

甲と協力し、圏域内外の住民の交流を促進するとともに、圏域内の資源を活かした観光及びスポーツ交流の推進を図る。

(3) 定住及び移住

① 雇用創出等による定住促進

ア 取組の内容

企業及び団体と連携した雇用創出等の取組により、定住促進を図る。

イ 甲の役割

圏域内の企業及び団体と連携した雇用創出活動等により、圏域への

し、圏域住民を対象としたシンポジウム等を実施する。

(イ) 高規格道路等へのアクセス性向上や効果促進を図るため、必要な道路等を整備する。

(2) 観光・スポーツ

① 情報発信の強化と新たな観光資源の活用

ア 取組の内容

(ア) 観光・スポーツ資源等のネットワーク化、対外的な情報発信を強化する。

(イ) 都城志布志道路及び志布志港を活用した圏域内での観光・スポーツ団体等の受入体制を整備するとともに、その魅力を高め、圏域内外の住民との交流及び観光を推進する。

イ 甲の役割

(ア) 観光・スポーツ資源等のネットワーク化及び圏域外への情報発信の強化を図る。

(イ) 圏域内外の住民の交流を促進するとともに、圏域内の歴史、自然、体育施設等の資源を生かした観光及びスポーツ交流を推進する。

ウ 乙の役割

(ア) 甲と協力し、観光・スポーツ資源等のネットワーク化及び圏域外への情報発信の強化を図る。

(イ) 甲と協力し、圏域内外の住民の交流を促進するとともに、圏域内の資源を生かした観光及びスポーツ交流を推進する。

(3) 定住及び移住

① 雇用創出等による定住・移住促進

ア 取組の内容

企業及び団体と連携した雇用創出等の取組により、定住・移住促進を図る。

イ 甲の役割

圏域内の企業及び団体と連携した雇用創出活動等により、圏域への

定住を誘導する。

ウ 乙の役割

甲と連携し、雇用創出活動等を推進するとともに、区域内の自然及び住みやすさを活かし、定住人口の増加に対応した居住エリアの整備を図る。

② 情報発信等による移住促進

ア 取組の内容

圏域内における移住を促進するため、圏域全体で新たな魅力の向上及び受入体制の充実を図るとともに、圏域外にその魅力及び情報を発信する。

イ 甲の役割

圏域の魅力の向上及び受入体制の充実を図るとともに、圏域外に向け情報を発信する。

ウ 乙の役割

甲と連携し、圏域の魅力の向上及び受入体制の充実を図るとともに、圏域外に向け情報を発信する。

(4) 地域公共交通

① 地域公共交通の維持・活性化

定住・移住を誘導する。

ウ 乙の役割

甲と連携し、雇用創出活動等を推進するとともに、区域内の自然及び住みやすさを生かし、定住及び移住人口の増加に対応した居住エリアの整備を図る。

② 多様な人材の活躍・共生

ア 取組の内容

(ア) 企業及び団体と連携し、外国人の受入環境の整備や必要な支援策を検討する。

(イ) 地域住民の多文化共生や国際交流への理解を深める。

イ 甲の役割

圏域内の企業及び団体と連携した環境整備、定着支援により、外国人が安心して暮らすことができる地域作りを図る。

ウ 乙の役割

甲と連携し、外国人の定着支援、多文化共生及び国際交流の取組を推進する。

(4) 地域公共交通

① 地域公共交通の維持・活性化

ア 取組の内容 広域的な地域公共交通の課題について検討し、圏域間を結ぶバス、鉄道路線等住民の日常生活及び経済活動に必要な公共交通の利便性の向上及び運行の維持・活性化を図る。 イ 甲の役割 広域的な地域公共交通の課題について検討するとともに、圏域間を結ぶ公共交通の利便性の向上及び運行の維持・活性化を図る。 ウ 乙の役割 甲と連携し、広域的な地域公共交通の課題について検討するとともに、圏域間を結ぶ公共交通の利便性の向上及び運行の維持・活性化を図る。 3 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野 (1) <u>行政人材の育成</u> ① 圏域行政マネジメント能力の強化 ア 取組の内容 圏域内における行政機能の相互補完による事務事業等の効率化・多様化・高度化を目指し、職員の育成を行う。 イ 甲の役割 圏域マネジメントの強化を図るため、職員研修等を企画運営する。職員の資質の向上を図る取組を推進する。 ウ 乙の役割 甲が行う職員研修等に協力する。 職員の資質の向上を図る取組を推進する。 (2) <u>民間人材の育成</u> ① 圏域協働・民活マネジメント能力の強化 ア 取組の内容 新たな公共分野で活動している特定非営利活動法人、地域情報を発信し地域活動の中心となっている団体等（以下「NPO法人等」とい	ア 取組の内容 広域的な地域公共交通の課題について検討し、圏域間を結ぶバス、鉄道路線等住民の日常生活及び経済活動に必要な公共交通の利便性の向上及び運行の維持・活性化を図る。 イ 甲の役割 広域的な地域公共交通の課題について検討するとともに、圏域間を結ぶ公共交通の利便性の向上及び運行の維持・活性化を図る。 ウ 乙の役割 甲と連携し、広域的な地域公共交通の課題について検討するとともに、圏域間を結ぶ公共交通の利便性の向上及び運行の維持・活性化を図る。 3 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野 (1) <u>人材の育成・連携</u> ① 圏域行政マネジメント能力の強化 ア 取組の内容 圏域内における行政機能の相互補完による事務事業等の効率化・多様化・高度化を目指し、職員の育成を行う。 イ 甲の役割 <u>(ア)</u> 圏域マネジメントの強化を図るため、職員研修等を企画運営する。 <u>(イ)</u> 職員の資質の向上を図る取組を推進する。 ウ 乙の役割 <u>(ア)</u> 甲が行う職員研修等に協力する。 <u>(イ)</u> 職員の資質の向上を図る取組を推進する。 ② 圏域協働・民活マネジメント能力の強化 ア 取組の内容 <u>(ア)</u> 新たな公共分野で活動している特定非営利活動法人、地域情報を発信し地域活動の中心となっている団体等（以下「NPO法
---	--

う。)の活性化のため、活動人材の育成、活動支援体制及び行政との連携支援体制等の整備を行う。

民間人材の育成及び高度な技術等の民間資源を活用した取組を推進する。

イ 甲の役割

NPO法人等の地域活動団体の設立及び活動を中間的な立場で支援する体制を整える。

圏域内のNPO法人等の連携推進を図るとともに、NPO法人等による圏域全体での新たな公共活動の実施支援を検討する。

圏域全体の地域力向上のため、民間資源を活用した取組並びにそれを支える民間の人材の育成及び活用を図る。

ウ 乙の役割

甲の体制づくりに協力及び連携推進を支援するとともに、区域内のNPO法人等の情報を甲に提供する。

甲の取組を支援し、民間資源の活用及び民間人材の育成を図る。

(3) ICT化

① ICT化の推進

ア 取組の内容

ICT化の推進を図るため、ICTによる課題解決手法の検討及び人材育成等の取組を推進する。

イ 甲の役割

専門家による研修会等を実施するとともに、最先端技術の情報収集を行い、人材育成及びICT化推進のための体制を構築する。

ウ 乙の役割

甲が行う研修会等に参加するとともに、情報を相互に共有し、人材育成及びICT化推進のための体制構築に協力する。

(連携、協力及び費用負担)

第4条 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、相互に役割を分担

人等」という。)の活性化のため、活動人材の育成、活動支援体制及び行政との連携支援体制等の整備を行う。

(イ) 民間人材の育成及び高度な技術等の民間資源を活用した取組を推進する。

イ 甲の役割

(ア) NPO法人等の地域活動団体の設立及び活動を中間的な立場で支援する体制を整える。

(イ) 圏域内のNPO法人等の連携推進を図るとともに、NPO法人等による圏域全体での新たな公共活動の実施支援を検討する。

(ウ) 圏域全体の地域力向上のため、民間資源を活用した取組並びにそれを支える民間の人材の育成及び活用を図る。

ウ 乙の役割

(ア) 甲の体制づくりに協力及び連携推進を支援するとともに、圏域内のNPO法人等の情報を甲に提供する。

(イ) 甲の取組に協力し、民間資源の活用及び民間人材の育成を図る。

(2) デジタル化の推進

① 推進基盤の強化と連携

ア 取組の内容

デジタル化を推進するため、デジタルによる課題解決手法の検討及び人材育成等の取組を推進する。

イ 甲の役割

専門家による研修会等を実施するとともに、最先端技術の情報収集を行い、人材育成及びデジタル化推進のための体制を構築する。

ウ 乙の役割

甲が行う研修会等に参加するとともに、情報を相互に共有し、人材育成及びデジタル化推進のための体制構築に協力する。

(連携、協力及び費用負担)

第4条 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、相互に役割を分担

するとともに、連携し、及び協力して事務の執行に当たるものとする。 2 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、同条に規定するもののほか、必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度を勘案して当該費用を負担するものとする。 3 第1項の規定により必要となる手続及び人員の確保に係る負担並びに前条及び前項に規定する費用の負担については、その都度甲乙協議の上、別に定めるものとする。 (協定の変更) 第5条 この協定を変更しようとする場合は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経なければならない。 (協定の廃止) 第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上で、その旨を他方に通告するものとする。 2 前項の規定による通告は、書面により行うものとし、議会の議決書の写しを添付するものとする。 3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。 (疑義の決定) 第7条 この協定の各条項の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。	するとともに、連携し、及び協力して事務の執行に当たるものとする。 2 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、同条に規定するもののほか、必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度を勘案して当該費用を負担するものとする。 3 第1項の規定により必要となる手続及び人員の確保に係る負担並びに前条及び前項に規定する費用の負担については、その都度甲乙協議の上、別に定めるものとする。 (協定の変更) 第5条 この協定を変更しようとする場合は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経なければならない。 (協定の廃止) 第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上で、その旨を他方に通告するものとする。 2 前項の規定による通告は、書面により行うものとし、議会の議決書の写しを添付するものとする。 3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。 (疑義による決定) 第7条 この協定の各条項の解釈に<u>関する疑義又はこの協定に定めのない事項の取扱いについては、甲乙協議の上、解釈又は取扱いを決定するものとする。</u>
---	--

議案第 5 2 号

鹿児島県曾於市との定住自立圏の形成に関する変更協定の締結について

鹿児島県曾於市と別紙のとおり定住自立圏の形成に関する変更協定を締結することについて、地方自治法第 9 6 条第 2 項の規定に基づき議会の議決すべき事件を定める条例の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 2 0 日提出

都城市長 池田 宜永

定住自立圏の形成に関する協定書

都 城 市
曾 於 市

定住自立圏の形成に関する協定書

都城市（以下「甲」という。）と曾於市（以下「乙」という。）とは、平成 21 年 10 月 6 日に締結した定住自立圏（以下「圏域」という。）の形成に関する協定書について、次のとおりその全部を変更する。

（目的）

第 1 条 この協定は、定住自立圏構想推進要綱（平成 20 年 12 月 26 日総行応第 39 号総務事務次官通知）第 4 の規定に基づく中心市宣言を行った甲と甲が行った当該宣言に賛同した乙が、相互に役割を分担し、連携し、安心して暮らせる圏域に必要となる都市機能及び生活機能を確保するとともに、定住を促進するための圏域を形成することを目的とする。

（基本方針）

第 2 条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次条各項に規定する政策分野において、相互に役割を定めて分担するとともに、協力及び連携を行う。

（連携する具体的事項）

第 3 条 甲及び乙が協力及び連携して取り組む政策分野並びにその取組の内容及び当該取組における甲及び乙の役割は、次に掲げるとおりとする。

1 生活機能の強化に係る政策分野

（1）医療

① 医療体制の維持・強化

ア 取組の内容

（ア） 圏域の救急医療提供体制を確保するため、救急医療拠点施設の維持及び充実を図る。

（イ） 休日急患診療体制、歯科休日急患診療体制及び都城夜間急病センターにおける夜間救急診療体制（以下「休日・夜間救急診療体制等」という。）を維持するとともに、その充実を図る。

（ウ） 圏域の高度急性期医療の充実を図るため、都城市郡医師会病院「心臓・脳血管センター」の整備に必要な協力等を実施する。

（エ） 関係機関と連携し、圏域の救急医療提供体制に必要な医療従事者の確保を図る。

イ 甲の役割

（ア） 関係機関と連携し、救急医療拠点施設及び国立病院機構都城医療センターにおける医療従事者の確保対策に取り組むとともに、将来的な視点で医療従事者の育成を支援する。

（イ） 初期救急医療における休日・夜間救急診療体制等を維持する。

- (ウ) 二次救急医療における休日・夜間の診療体制の維持を支援する。
- (エ) 圏域の救急医療提供体制を確保するため、関係機関と協力して救急医療拠点施設の維持及び充実を図る。

ウ 乙の役割

- (ア) 甲の実施する医療従事者の確保対策に協力するとともに、救急医療拠点施設と連携し、その機能を補完する施設における医療従事者の確保を支援する。
- (イ) 甲の実施する休日・夜間救急診療体制等を維持するため、受益に応じた経費を負担する。
- (ウ) 二次救急医療における休日及び夜間の診療体制の維持を支援するため、受益に応じた経費を負担する。
- (エ) 救急医療拠点施設と連携し、その機能を補完する施設の整備を支援する。

② 小児科等の医療体制強化

ア 取組の内容

- (ア) 圏域の小児・産科医療体制を確保するため、関係機関と連携し、必要な医療従事者の確保及び医療施設の開院を図る。
- (イ) 健康寿命延伸のため、生活習慣病等の予防対策に取り組む。

イ 甲の役割

- (ア) 小児・産科医等を確保し、圏域の医療の受け皿としての役割を維持する。
- (イ) 乙が実施する小児・産科医療体制確保の取組に協力する。
- (ウ) 生活習慣病等の予防対策に関する圏域ネットワークを構築する。

ウ 乙の役割

- (ア) 甲が行う小児・産科医等の確保のための取組に協力する。
- (イ) 小児科の開設に向けた取組を推進する。
- (ウ) 甲が行う生活習慣病等の予防対策に関する圏域ネットワークの構築に協力する。

③ 連携・搬送体制の強化

ア 取組の内容

- (ア) 救急搬送体制を強化するとともに、圏域内における災害、感染症等の発生に対応できる搬送体制を確保する。
- (イ) 多様化・高度化する救急医療ニーズに対応するため、救急医療拠点施設をはじめとする医療機関及び関係機関との連携体制を強化する。

イ 甲の役割

- (ア) 圏域内における救急搬送機能を強化するとともに、乙及び大隅曽於地区消防組合と連携して圏域における搬送体制を確保する。
- (イ) 救急搬送機能を確保するため、救急車の適切な利用等について啓発を行う。

(ウ) 計画的に救急救命士の育成を行う。

(エ) 救急医療拠点施設を核とする高度な救急医療を提供するため、医療連携体制を構築する。

ウ 乙の役割

(ア) 甲及び大隅曾於地区消防組合と連携し、圏域の救急搬送機能を確保するとともに、救急車の適切な利用等について啓発を行う。

(イ) 大隅曾於地区消防組合と連携し、計画的に救急救命士の育成を行う。

(ウ) 甲が行う医療連携体制の構築に協力する。

(2) 都城志布志道路・志布志港を活用した産業振興

① 都城志布志道路・志布志港等の更なる活用

ア 取組の内容

都城志布志道路及び志布志港を活用し、農林畜水産業、商工業等の圏域内産業の活性化を図る。

イ 甲の役割

(ア) 乙と連携し、都城志布志道路の活用促進を図る。

(イ) 乙と連携し、志布志港の活用促進を図る。

ウ 乙の役割

(ア) 甲と連携し、都城志布志道路の活用促進を図る。

(イ) 甲と連携し、志布志港の活用促進に取り組む。

② 企業立地等の促進

ア 取組の内容

都城志布志道路や志布志港等の地の利を生かした企業立地の促進を図る。

イ 甲の役割

(ア) 新たな工業団地を整備する。

(イ) 乙と連携し、企業立地活動に取り組む。

ウ 乙の役割

甲と連携し、企業立地活動に取り組む。

(3) 基幹産業の振興

① 農林畜水産業の振興

ア 取組の内容

(ア) 農林畜産業をはじめとする地域の特性及び地域資源を有効に活用した産業振興を図る。

(イ) 農業従事者の確保、経営支援策等により持続可能な営農体制を確保する。

イ 甲の役割

圏域内の主要産業である農林畜産業等の振興及び営農支援に取り組む。

ウ 乙の役割

甲と連携し、圏域内の主要産業である農林畜産業等の振興及び営農支援に取り組む。

(4) 教育及び文化

① 特色ある教育の推進

ア 取組の内容

圏域内の自然・歴史・文化・人材を活用した特色ある教育を推進するとともに、質の高い教育環境を整備する。

イ 甲の役割

圏域内の豊富な地域資源及び高等教育機関を活用した教育を推進する。

ウ 乙の役割

甲と連携し、地域資源及び高等教育機関を活用した教育を推進する。

② 公共施設の相互利用

ア 取組の内容

図書館をはじめとする公共施設の相互利用を推進し、圏域住民の利便性及び生活の質の向上を図る。

イ 甲の役割

図書館をはじめとする公共施設の相互利用を推進する。

ウ 乙の役割

圏域内の公共施設の相互利用を推進する。

(5) 防災及び消防

① 広域防災体制の強化と地域防災力の向上

ア 取組の内容

圏域内の防災力の向上を図るため、大規模災害発生時における広域防災体制の整備及び強化を図る。

イ 甲の役割

大規模災害発生時における災害備蓄品等の提供、職員の派遣等、圏域内の相互応援体制の整備及び強化を図る。

ウ 乙の役割

甲と連携し、大規模災害発生時における災害備蓄品等の提供、職員の派遣等、圏域内の相互応援体制の整備及び強化を図る。

② 災害時救急医療体制の強化

ア 取組の内容

災害、感染症等の発生に備えて、圏域内の地域災害医療センターをはじめとする関係

機関との相互連携を構築する。

イ 甲の役割

関係機関と連携し、災害派遣医療チームの編成、感染症等への対応等、圏域内の地域災害医療センターの機能を充実させるとともに、圏域内における災害等に備えた相互応援体制を構築する。

ウ 乙の役割

甲と連携し、地域災害医療センターの機能を充実させ、圏域内の災害等に備えた相互応援体制を構築する。

2 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

(1) 道路等の交通インフラの整備

① 都城末吉道路、国道 222 号牛ノ峠バイパス及び曾於志布志道路の整備促進とネットワークの構築

ア 取組の内容

(ア) 都城末吉道路、国道 222 号牛ノ峠バイパス及び曾於志布志道路の早期事業化等、新たなネットワーク構築に向けた施策を実施する。

(イ) 高規格道路等のネットワークを生かし、アクセス性の向上や防災・経済・医療など各分野での効果促進を図る。

イ 甲の役割

(ア) 早期事業化に向けた機運醸成のため、乙と連携し、圏域住民を対象としたシンポジウム等を実施する。

(イ) 高規格道路等へのアクセス性の向上や効果促進を図るため、必要な道路等を整備する。

ウ 乙の役割

(ア) 3つの道路の早期事業化に向けた機運醸成のため、甲と連携し、圏域住民を対象としたシンポジウム等を実施する。

(イ) 高規格道路等へのアクセス性の向上や効果促進を図るため、必要な道路等を整備する。

(2) 観光・スポーツ

① 情報発信の強化と新たな観光資源の活用

ア 取組の内容

(ア) 観光・スポーツ資源等のネットワーク化、対外的な情報発信を強化する。

(イ) 都城志布志道路及び志布志港を活用した圏域内での観光・スポーツ団体等の受入体制を整備するとともに、その魅力を高め、圏域内外の住民との交流及び観光を推進する。

イ 甲の役割

(ア) 観光・スポーツ資源等のネットワーク化及び圏域外への情報発信の強化を図る。

(イ) 圏域内外の住民の交流を促進するとともに、圏域内の歴史、自然、体育施設等の資源を生かした観光及びスポーツ交流を推進する。

ウ 乙の役割

(ア) 甲と協力し、観光・スポーツ資源等のネットワーク化及び圏域外への情報発信の強化を図る。

(イ) 甲と協力し、圏域内外の住民の交流を促進するとともに、圏域内の資源を生かした観光及びスポーツ交流を推進する。

(3) 定住及び移住

① 雇用創出等による定住・移住促進

ア 取組の内容

企業及び団体と連携した雇用創出等の取組により、定住・移住促進を図る。

イ 甲の役割

圏域内の企業及び団体と連携した雇用創出活動等により、圏域への定住・移住を誘導する。

ウ 乙の役割

甲と連携し、雇用創出活動等を推進するとともに、圏域内の自然及び住みやすさを生かし、定住及び移住人口の増加に対応した居住エリアの整備を図る。

② 多様な人材の活躍・共生

ア 取組の内容

(ア) 企業及び団体と連携し、外国人の受入環境の整備や必要な支援策を検討する。

(イ) 地域住民の多文化共生や国際交流への理解を深める。

イ 甲の役割

圏域内の企業及び団体と連携した環境整備、定着支援により、外国人が安心して暮らすことができる地域作りを図る。

ウ 乙の役割

甲と連携し、外国人の定着支援、多文化共生及び国際交流の取組を推進する。

(4) 地域公共交通

① 地域公共交通の維持・活性化

ア 取組の内容

広域的な地域公共交通の課題について検討し、圏域間を結ぶバス、鉄道路線等住民の日常生活及び経済活動に必要な公共交通の利便性の向上及び運行の維持・活性化を図る。

イ 甲の役割

広域的な地域公共交通の課題について検討するとともに、圏域間を結ぶ公共交通の利便性の向上及び運行の維持・活性化を図る。

ウ 乙の役割

甲と連携し、広域的な地域公共交通の課題について検討するとともに、圏域間を結ぶ公共交通の利便性の向上及び運行の維持・活性化を図る。

3 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

(1) 人材の育成・連携

① 圏域行政マネジメント能力の強化

ア 取組の内容

圏域内における行政機能の相互補完による事務事業等の効率化・多様化・高度化を目指し、職員の育成を行う。

イ 甲の役割

(ア) 圏域マネジメントの強化を図るため、職員研修等を企画運営する。

(イ) 職員の資質の向上を図る取組を推進する。

ウ 乙の役割

(ア) 甲が行う職員研修等に協力する。

(イ) 職員の資質の向上を図る取組を推進する。

② 圏域協働・民活マネジメント能力の強化

ア 取組の内容

(ア) 新たな公共分野で活動している特定非営利活動法人、地域情報を発信し地域活動の中心となっている団体等（以下「NPO法人等」という。）の活性化のため、活動人材の育成、活動支援体制及び行政との連携支援体制等の整備を行う。

(イ) 民間人材の育成及び高度な技術等の民間資源を活用した取組を推進する。

イ 甲の役割

(ア) NPO法人等の地域活動団体の設立及び活動を中間的な立場で支援する体制を整える。

(イ) 圏域内のNPO法人等の連携を図るとともに、NPO法人等による圏域全体での新たな公共活動の実施支援を検討する。

(ウ) 圏域全体の地域力向上のため、民間資源を活用した取組並びにそれを支える民間の人材の育成及び活用を図る。

ウ 乙の役割

(ア) 甲の体制づくりに協力し、圏域内のNPO法人等の情報を甲に提供する。

(イ) 甲の取組に協力し、民間資源の活用及び民間人材の育成を図る。

(2) デジタル化の推進

① 推進基盤の強化と連携

ア 取組の内容

デジタル化を推進するため、デジタルによる課題解決手法の検討及び人材育成等の取組を行なう。

イ 甲の役割

専門家による研修会等を実施するとともに、最先端技術の情報収集を行い、人材育成及びデジタル化推進のための体制を構築する。

ウ 乙の役割

甲が行う研修会等に参加するとともに、情報を相互に共有し、人材育成及びデジタル化推進のための体制構築に協力する。

(連携、協力及び費用負担)

第4条 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、相互に役割を分担するとともに、連携し、及び協力して事務の執行に当たるものとする。

2 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、同条に規定するもののほか、必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度を勘案して当該費用を負担するものとする。

3 第1項の規定により必要となる手続及び人員の確保に係る負担並びに前条及び前項に規定する費用の負担については、その都度甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(協定の変更)

第5条 この協定を変更しようとする場合は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経なければならない。

(協定の廃止)

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上で、その旨を他方に通告するものとする。

2 前項の規定による通告は、書面により行うものとし、議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(疑義による決定)

第7条 この協定の各条項の解釈に関する疑義又はこの協定に定めのない事項の取扱いについては、甲乙協議の上、解釈又は取扱いを決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

宮崎県都城市姫城町 6 街区 21 号

甲 都城市

代表者 市長

鹿児島県曾於市末吉町二之方 1980 番地

乙 曾於市

代表者 市長

鹿児島県曾於市との定住自立圏の形成に関する協定書（新旧対照）

変更前	変更後
（目的） 第1条 この協定は、定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4の規定に基づく中心市宣言を行った甲と甲が行った当該宣言に賛同した乙が、相互に役割を分担し、連携し、安心して暮らせる圏域に必要となる都市機能及び生活機能を確保するとともに、定住を促進するための圏域を形成することを目的とする。 （基本方針） 第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次条各項に規定する政策分野において、相互に役割を定めて分担するとともに、協力及び連携を行う。 （連携する具体的事項） 第3条 甲及び乙が連携して取り組む政策分野並びにその取組の内容及び当該取組における甲及び乙の役割は、次に掲げるとおりとする。 1 生活機能の強化に係る政策分野 （1）医療 ① 医療体制の維持 ア 取組の内容 圏域の救急医療提供体制を確保するため、救急医療拠点施設の維持及び充実を図る。 休日急患診療体制、歯科休日急患診療体制及び都城夜間急病センターにおける夜間救急診療体制（以下「休日・夜間救急診療体制等」という。）を維持するとともに、その充実を図る。 関係機関と連携し、圏域の救急医療提供体制に必要な医療従事者の確保を図る。 イ 甲の役割 関係機関と連携し、救急医療拠点施設及び国立病院機構都城医療センターにおける医療従事者の確保対策に取り組むとともに、将来的な視点で医療従事者の育成を支援する。	（目的） 第1条 この協定は、定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4の規定に基づく中心市宣言を行った甲と甲が行った当該宣言に賛同した乙が、相互に役割を分担し、連携し、安心して暮らせる圏域に必要となる都市機能及び生活機能を確保するとともに、定住を促進するための圏域を形成することを目的とする。 （基本方針） 第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次条各項に規定する政策分野において、相互に役割を定めて分担するとともに、協力及び連携を行う。 （連携する具体的事項） 第3条 甲及び乙が協力及び連携して取り組む政策分野並びにその取組の内容及び当該取組における甲及び乙の役割は、次に掲げるとおりとする。 1 生活機能の強化に係る政策分野 （1）医療 ① 医療体制の維持・強化 ア 取組の内容 <u>（ア）</u> 圏域の救急医療提供体制を確保するため、救急医療拠点施設の維持及び充実を図る。 <u>（イ）</u> 休日急患診療体制、歯科休日急患診療体制及び都城夜間急病センターにおける夜間救急診療体制（以下「休日・夜間救急診療体制等」という。）を維持するとともに、その充実を図る。 <u>（ウ）</u> <u>圏域の高度急性期医療の充実を図るため、都城市郡医師会病院「心臓・脳血管センター」の整備に必要な協力等を実施する。</u> <u>（エ）</u> 関係機関と連携し、圏域の救急医療提供体制に必要な医療従事者の確保を図る。 イ 甲の役割 <u>（ア）</u> 関係機関と連携し、救急医療拠点施設及び国立病院機構都城医

初期救急医療における休日・夜間救急診療体制等を維持する。
二次救急医療における休日及び夜間の診療体制の維持を支援する。
圏域の救急医療提供体制を確保するため、関係機関と協力して救急医療拠点施設の維持及び充実を図る。

ウ 乙の役割

甲の実施する医療従事者の確保対策に協力するとともに、救急医療拠点施設と連携し、その機能を補完する施設における医療従事者の確保を支援する。

甲の実施する休日・夜間救急診療体制及び都城夜間急病センターにおける夜間救急医療体制を維持するため、受益に応じた経費を負担する。

二次救急医療における休日及び夜間の診療体制の維持を支援するため、受益に応じた経費を負担する。

救急医療拠点施設と連携し、その機能を補完する施設の整備を支援する。

② 連携体制の強化

ア 取組の内容

多様化・高度化する救急医療ニーズに対応するため、救急医療拠点施設をはじめとする医療機関及び関係機関との連携体制を強化する。

健康寿命延伸のため、生活習慣病等の予防対策に取り組む。

イ 甲の役割

救急医療拠点施設を核とする高度な救急医療を提供するため、乙とともに医療連携体制を構築する。

生活習慣病等の予防対策に関する圏域ネットワークを構築する。

ウ 乙の役割

甲が行う医療連携体制の構築に協力する。

甲が行う生活習慣病等の予防対策に関する圏域ネットワークの構

療センターにおける医療従事者の確保対策に取り組むとともに、将来的な視点で医療従事者の育成を支援する。

(イ) 初期救急医療における休日・夜間救急診療体制等を維持する。

(ウ) 二次救急医療における休日・夜間の診療体制の維持を支援する。

(エ) 圏域の救急医療提供体制を確保するため、関係機関と協力して救急医療拠点施設の維持及び充実を図る。

ウ 乙の役割

(ア) 甲の実施する医療従事者の確保対策に協力するとともに、救急医療拠点施設と連携し、その機能を補完する施設における医療従事者の確保を支援する。

(イ) 甲の実施する休日・夜間救急診療体制等を維持するため、受益に応じた経費を負担する。

(ウ) 二次救急医療における休日及び夜間の診療体制の維持を支援するため、受益に応じた経費を負担する。

(エ) 救急医療拠点施設と連携し、その機能を補完する施設の整備を支援する。

築に協力する。

③ 災害時の対応

ア 取組の内容

災害、感染症等の発生に備えて、圏域内の地域災害医療センターをはじめとする関係機関との相互連携を構築する。

イ 甲の役割

関係機関と連携し、災害派遣医療チームの編成、感染症等への対応等圏域内の地域災害医療センターの機能を充実させるとともに、圏域内における災害等に備えた相互応援体制を構築する。

ウ 乙の役割

関係機関と連携し、地域災害医療センターの機能を充実させるとともに、甲と協力して圏域内における災害等に備えた相互応援体制を構築する。

④ 搬送体制の確保

ア 取組の内容

救急搬送体制を強化するとともに、圏域内における災害、感染症等の発生に対応できる搬送体制を確保する。

イ 甲の役割

区域内における救急搬送機能を強化するとともに、乙及び大隅曾於地区消防組合と連携して圏域における搬送体制を確保する。

救急搬送機能を確保するため、救急車の適切な利用等について啓発を行う。

計画的に救急救命士の育成を行う。

ウ 乙の役割

甲及び大隅曾於地区消防組合と連携し、圏域の救急搬送体制を確保するとともに、救急車の適切な利用等について啓発を行う。

大隅曾於地区消防組合と連携して、計画的に救急救命士の育成を行う。

② 小児科等の医療体制強化

ア 取組の内容

- (ア) 圏域の小児・産科医療体制を確保するため、関係機関と連携し、必要な医療従事者の確保及び医療施設の開院を図る。
- (イ) 健康寿命延伸のため、生活習慣病等の予防対策に取り組む。

イ 甲の役割

- (ア) 小児・産科医等を確保し、圏域の医療の受け皿としての役割を維持する。
- (イ) 乙が実施する小児・産科医療体制確保の取組に協力する。
- (ウ) 生活習慣病等の予防対策に関する圏域ネットワークを構築する。

ウ 乙の役割

- (ア) 甲が行う小児・産科医等の確保のための取組に協力する。
- (イ) 小児科の開設に向けた取組を推進する。
- (ウ) 甲が行う生活習慣病等の予防対策に関する圏域ネットワークの構築に協力する。

③ 連携・搬送体制の強化

ア 取組の内容

- (ア) 救急搬送体制を強化するとともに、圏域内における災害、感染症等の発生に対応できる搬送体制を確保する。
- (イ) 多様化・高度化する救急医療ニーズに対応するため、救急医療拠点施設をはじめとする医療機関及び関係機関との連携体制を強化する。

イ 甲の役割

- (ア) 圏域内における救急搬送機能を強化するとともに、乙及び大隅曾於地区消防組合と連携して圏域における搬送体制を確保する。
- (イ) 救急搬送機能を確保するため、救急車の適切な利用等について啓発を行う。

(2) 産業振興

① 都城志布志道路・志布志港を活用した産業振興

ア 取組の内容

都城志布志道路・志布志港を活用し、圏域の産業の活性化を図る。

イ 甲の役割

新たな工業団地を整備する。

乙と協力し、企業立地活動に取り組む。

乙と協力し、志布志港の利用促進活動に取り組む。

ウ 乙の役割

新たな工業団地を整備する。

甲と連携し、企業立地活動に取り組む。

甲と連携し、志布志港の利用促進を図る。

(ウ) 計画的に救急救命士の育成を行う。

(エ) 救急医療拠点施設を核とする高度な救急医療を提供するため、医療連携体制を構築する。

ウ 乙の役割

(ア) 甲及び大隅曾於地区消防組合と連携し、圏域の救急搬送機能を確保するとともに、救急車の適切な利用等について啓発を行う。

(イ) 大隅曾於地区消防組合と連携し、計画的に救急救命士の育成を行う。

(ウ) 甲が行う医療連携体制の構築に協力する。

(2) 都城志布志道路・志布志港を活用した産業振興

① 都城志布志道路・志布志港等の更なる活用

ア 取組の内容

都城志布志道路及び志布志港を活用し、農林畜水産業、商工業等の圏域内産業の活性化を図る。

イ 甲の役割

(ア) 乙と連携し、都城志布志道路の活用促進を図る。

(イ) 乙と連携し、志布志港の活用促進を図る。

ウ 乙の役割

(ア) 甲と連携し、都城志布志道路の活用促進を図る。

(イ) 甲と連携し、志布志港の活用促進に取り組む。

② 企業立地等の促進

ア 取組の内容

都城志布志道路や志布志港等の地の利を生かした企業立地の促進を図る。

イ 甲の役割

(ア) 新たな工業団地を整備する。

(イ) 乙と連携し、企業立地活動に取り組む。

② 地域資源を活用した産業振興

ア 取組の内容

地域の特性及び地域資源を有効に活用した産業振興を図る。

イ 甲の役割

乙と連携し、圏域内の主要産業である農林畜産業等地域の特性及び地域資源を活用した産業振興に取り組む。

ウ 乙の役割

甲と連携し、圏域内の主要産業である農林畜産業等地域の特性及び地域資源を活用した産業振興に取り組む。

(3) 教育及び文化

① 公共施設の相互利用

ア 取組の内容

図書館をはじめとする公共施設の相互利用を推進し、圏域住民の利

ウ 乙の役割

甲と連携し、企業立地活動に取り組む。

(3) 基幹産業の振興

① 農林畜水産業の振興

ア 取組の内容

(ア) 農林畜産業をはじめとする地域の特性及び地域資源を有効に活用した産業振興を図る。

(イ) 農業従事者の確保、経営支援策等により持続可能な営農体制を確保する。

イ 甲の役割

乙と連携し、圏域内の主要産業である農林畜産業等の振興及び営農支援に取り組む。

ウ 乙の役割

甲と連携し、圏域内の主要産業である農林畜産業等の振興及び営農支援に取り組む。

(4) 教育及び文化

便性及び生活の質の向上を図る。

イ 甲の役割

図書館をはじめとする公共施設の相互利用を推進する。

ウ 乙の役割

圏域内の公共施設の相互利用を推進する。

② 特色ある教育の推進

ア 取組の内容

圏域内の自然・歴史・文化・人材を活用した特色ある教育を推進するとともに、質の高い教育環境を整備する。

イ 甲の役割

圏域内の豊富な地域資源及び高等教育機関を活用した教育を推進する。

ウ 乙の役割

甲と連携し、地域資源及び高等教育機関を活用した教育を推進する。

① 特色ある教育の推進

ア 取組の内容

圏域内の自然・歴史・文化・人材を活用した特色ある教育を推進するとともに、質の高い教育環境を整備する。

イ 甲の役割

圏域内の豊富な地域資源及び高等教育機関を活用した教育を推進する。

ウ 乙の役割

甲と連携し、地域資源及び高等教育機関を活用した教育を推進する。

② 公共施設の相互利用

ア 取組の内容

図書館をはじめとする公共施設の相互利用を推進し、圏域住民の利便性及び生活の質の向上を図る。

イ 甲の役割

(4) 防災及び消防 ① 広域防災体制の整備及び強化 ア 取組の内容 圏域内の防災力の向上を図るため、大規模災害発生時における広域防災体制の整備及び強化を図る。 イ 甲の役割 大規模災害発生時における災害備蓄品等の提供、職員の派遣等、圏域内の相互応援体制の整備及び強化を図る。 ウ 乙の役割 甲と連携し、大規模災害発生時における災害備蓄品等の提供、職員の派遣等、圏域内の相互応援体制の整備及び強化を図る。 2 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野 (1) 道路等の交通インフラの整備	<u>図書館をはじめとする公共施設の相互利用を推進する。</u> ウ 乙の役割 <u>圏域内の公共施設の相互利用を推進する。</u> (5) 防災及び消防 ① 広域防災体制の強化と地域防災力の向上 ア 取組の内容 圏域内の防災力の向上を図るため、大規模災害発生時における広域防災体制の整備及び強化を図る。 イ 甲の役割 大規模災害発生時における災害備蓄品等の提供、職員の派遣等、圏域内の相互応援体制の整備及び強化を図る。 ウ 乙の役割 甲と連携し、大規模災害発生時における災害備蓄品等の提供、職員の派遣等、圏域内の相互応援体制の整備及び強化を図る。 ② 災害時救急医療体制の強化 ア 取組の内容 <u>災害、感染症等の発生に備えて、圏域内の地域災害医療センターをはじめとする関係機関との相互連携を構築する。</u> イ 甲の役割 <u>関係機関と連携し、災害派遣医療チームの編成、感染症等への対応等、圏域内の地域災害医療センターの機能を充実させるとともに、圏域内における災害等に備えた相互応援体制を構築する。</u> ウ 乙の役割 <u>甲と連携し、地域災害医療センターの機能を充実させ、圏域内の災害等に備えた相互応援体制を構築する。</u> 2 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野 (1) 道路等の交通インフラの整備
--	---

① 都城志布志道路の整備促進及びネットワークの構築

ア 取組の内容

圏域の救急医療提供体制及び圏域内の活性化に必要不可欠である都城志布志道路の早期完成に向けた施策を実施する。

雇用創出、定住促進等のため、都城志布志道路を有効活用できるようアクセス性の向上を図る。

イ 甲の役割

都城志布志道路の早期完成に向けた機運醸成のため、乙と連携して圏域住民を対象としたシンポジウム等を実施する。

都城志布志道路へのアクセス性を高めるため、必要な道路を整備する。

ウ 乙の役割

都城志布志道路の早期完成に向けた機運醸成のため、圏域住民を対象としたシンポジウム等を甲と連携し実施する。

都城志布志道路へのアクセス性を高めるため、必要な道路を整備する。

(2) 交流及び観光

① 圏域内外の住民との交流及び観光の推進

ア 取組の内容

観光・交流資源をネットワーク化し、都城志布志道路を活用した圏域内での観光客の受入体制を整備するとともに、その魅力を高め、圏域内外の住民との交流及び観光の推進を図る。

イ 甲の役割

乙と協力し、圏域内外の住民の交流を促進するとともに、圏域内の歴史、自然及び体育施設等の資源を活かした観光及びスポーツ交流の

① 都城末吉道路、国道２２２号牛ノ峠バイパス及び曾於志布志道路の整備促進とネットワークの構築

ア 取組の内容

(ア) 都城末吉道路、国道２２２号牛ノ峠バイパス及び曾於志布志道路の早期事業化等、新たなネットワーク構築に向けた施策を実施する。

(イ) 高規格道路等のネットワークを生かし、アクセス性の向上や防災・経済・医療など各分野での効果促進を図る。

イ 甲の役割

(ア) 早期事業化に向けた機運醸成のため、乙と連携し、圏域住民を対象としたシンポジウム等を実施する。

(イ) 高規格道路等へのアクセス性や効果促進を図るため、必要な道路等を整備する。

ウ 乙の役割

(ア) ３つの道路の早期事業化に向けた機運醸成のため、甲と連携し、圏域住民を対象としたシンポジウム等を実施する。

(イ) 高規格道路等へのアクセス性向上や効果促進を図るため、必要な道路等を整備する。

(2) 観光・スポーツ

① 情報発信の強化と新たな観光資源の活用

ア 取組の内容

(ア) 観光・スポーツ資源等のネットワーク化、対外的な情報発信を強化する。

(イ) 都城志布志道路及び志布志港を活用した圏域内での観光・スポーツ団体等の受入体制を整備するとともに、その魅力を高め、圏域内外の住民との交流及び観光を推進する。

イ 甲の役割

(ア) 観光・スポーツ資源等のネットワーク化及び圏域外への情報発信の強化を図る。

推進を図る。

ウ 乙の役割

甲と協力し、圏域内外の住民の交流を促進するとともに、圏域内の資源を活かした観光及びスポーツ交流の推進を図る。

(3) 定住及び移住

① 雇用創出等による定住促進

ア 取組の内容

企業及び団体と連携した雇用創出等の取組により、定住促進を図る。

イ 甲の役割

圏域内の企業及び団体と連携した雇用創出活動等により、圏域への定住を誘導する。

ウ 乙の役割

甲と連携し、雇用創出活動等を推進するとともに、区域内の自然及び住みやすさを活かし、定住人口の増加に対応した居住エリアの整備を図る。

(イ) 圏域内外の住民の交流を促進するとともに、圏域内の歴史、自然、体育施設等の資源を生かした観光及びスポーツ交流を推進する。

ウ 乙の役割

(ア) 甲と協力し、観光・スポーツ資源等のネットワーク化及び圏域外への情報発信の強化を図る。

(イ) 甲と協力し、圏域内外の住民の交流を促進するとともに、圏域内の資源を生かした観光及びスポーツ交流を推進する。

(3) 定住及び移住

① 雇用創出等による定住・移住促進

ア 取組の内容

企業及び団体と連携した雇用創出等の取組により、定住・移住促進を図る。

イ 甲の役割

圏域内の企業及び団体と連携した雇用創出活動等により、圏域への定住・移住を誘導する。

ウ 乙の役割

甲と連携し、雇用創出活動等を推進するとともに、圏域内の自然及び住みやすさを生かし、定住及び移住人口の増加に対応した居住エリアの整備を図る。

② 多様な人材の活躍・共生

ア 取組の内容

(ア) 企業及び団体と連携し、外国人の受入環境の整備や必要な支援策を検討する。

(イ) 地域住民の多文化共生や国際交流への理解を深める。

イ 甲の役割

圏域内の企業及び団体と連携した環境整備、定着支援により、外国人が安心して暮らすことができる地域作りを図る。

ウ 乙の役割

② 情報発信等による移住促進

ア 取組の内容

圏域内における移住を促進するため、圏域全体で新たな魅力の向上及び受入体制の充実を図るとともに、圏域外にその魅力及び情報を発信する。

イ 甲の役割

圏域の魅力の向上及び受入体制の充実を図るとともに、圏域外に向け情報を発信する。

ウ 乙の役割

甲と連携し、圏域の魅力の向上及び受入体制の充実を図るとともに、圏域外に向け情報を発信する。

(4) 地域公共交通

① 地域公共交通の維持・活性化

ア 取組の内容

広域的な地域公共交通の課題について検討し、圏域間を結ぶバス、鉄道路線等住民の日常生活及び経済活動に必要な公共交通の利便性の向上及び運行の維持・活性化を図る。

イ 甲の役割

広域的な地域公共交通の課題について検討するとともに、圏域間を結ぶ公共交通の利便性の向上及び運行の維持・活性化を図る。

ウ 乙の役割

甲と連携し、広域的な地域公共交通の課題について検討するとともに、圏域間を結ぶ公共交通の利便性の向上及び運行の維持・活性化を図る。

3 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

(1) 行政人材の育成

① 圏域行政マネジメント能力の強化

甲と連携し、外国人の定着支援、多文化共生及び国際交流の取組を推進する。

(4) 地域公共交通

① 地域公共交通の維持・活性化

ア 取組の内容

広域的な地域公共交通の課題について検討し、圏域間を結ぶバス、鉄道路線等住民の日常生活及び経済活動に必要な公共交通の利便性の向上及び運行の維持・活性化を図る。

イ 甲の役割

広域的な地域公共交通の課題について検討するとともに、圏域間を結ぶ公共交通の利便性の向上及び運行の維持・活性化を図る。

ウ 乙の役割

甲と連携し、広域的な地域公共交通の課題について検討するとともに、圏域間を結ぶ公共交通の利便性の向上及び運行の維持・活性化を図る。

3 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

(1) 人材の育成・連携

① 圏域行政マネジメント能力の強化

ア 取組の内容 圏域内における行政機能の相互補完による事務事業等の効率化・多様化・高度化を目指し、職員の育成を行う。 イ 甲の役割 圏域マネジメントの強化を図るため、職員研修等を企画運営する。職員の資質の向上を図る取組を推進する。 ウ 乙の役割 甲が行う職員研修等に協力する。 職員の資質の向上を図る取組を推進する。 <u>(2) 民間人材の育成</u> <u>① 圏域協働・民活マネジメント能力の強化</u> ア 取組の内容 新たな公共分野で活動している特定非営利活動法人、地域情報を発信し地域活動の中心となっている団体等（以下「NPO法人等」という。）の活性化のため、活動人材の育成、活動支援体制及び行政との連携支援体制等の整備を行う。 民間人材の育成及び高度な技術等の民間資源を活用した取組を推進する。 イ 甲の役割 NPO法人等の地域活動団体の設立及び活動を中間的な立場で支援する体制を整える。 圏域内のNPO法人等の連携推進を図るとともに、NPO法人等による圏域全体での新たな公共活動の実施支援を検討する。 圏域全体の地域力向上のため、民間資源を活用した取組並びにそれを支える民間の人材の育成及び活用を図る。 ウ 乙の役割 甲の体制づくりに協力及び連携推進を支援するとともに、区域内の	ア 取組の内容 圏域内における行政機能の相互補完による事務事業等の効率化・多様化・高度化を目指し、職員の育成を行う。 イ 甲の役割 <u>(ア)</u> 圏域マネジメントの強化を図るため、職員研修等を企画運営する。 <u>(イ)</u> 職員の資質の向上を図る取組を推進する。 ウ 乙の役割 <u>(ア)</u> 甲が行う職員研修等に協力する。 <u>(イ)</u> 職員の資質の向上を図る取組を推進する。 <u>② 圏域協働・民活マネジメント能力の強化</u> ア 取組の内容 <u>(ア)</u> 新たな公共分野で活動している特定非営利活動法人、地域情報を発信し地域活動の中心となっている団体等（以下「NPO法人等」という。）の活性化のため、活動人材の育成、活動支援体制及び行政との連携支援体制等の整備を行う。 <u>(イ)</u> 民間人材の育成及び高度な技術等の民間資源を活用した取組を推進する。 イ 甲の役割 <u>(ア)</u> NPO法人等の地域活動団体の設立及び活動を中間的な立場で支援する体制を整える。 <u>(イ)</u> 圏域内のNPO法人等の連携推進を図るとともに、NPO法人等による圏域全体での新たな公共活動の実施支援を検討する。 <u>(ウ)</u> 圏域全体の地域力向上のため、民間資源を活用した取組並びにそれを支える民間の人材の育成及び活用を図る。 ウ 乙の役割 <u>(ア)</u> 甲の体制づくりに協力及び連携推進を支援するとともに、圏域内のNPO法人等の情報を甲に提供する。
---	--

NPO法人等の情報を甲に提供する。

甲の取組を支援し、民間資源の活用及び民間人材の育成を図る。

(3) ICT化

① ICT化の推進

ア 取組の内容

ICT化の推進を図るため、ICTによる課題解決手法の検討及び人材育成等の取組を推進する。

イ 甲の役割

専門家による研修会等を実施するとともに、最先端技術の情報収集を行い、人材育成及びICT化推進のための体制を構築する。

ウ 乙の役割

甲が行う研修会等に参加するとともに、情報を相互に共有し、人材育成及びICT化推進のための体制構築に協力する。

(連携、協力及び費用負担)

第4条 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、相互に役割を分担するとともに、連携し、及び協力して事務の執行に当たるものとする。

2 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、同条に規定するもののほか、必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度を勘案して当該費用を負担するものとする。

3 第1項の規定により必要となる手続及び人員の確保に係る負担並びに前条及び前項に規定する費用の負担については、その都度甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(協定の変更)

第5条 この協定を変更しようとする場合は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経なければならない。

(協定の廃止)

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上で、その旨を他方に通告するものとする。

(イ) 甲の取組に協力し、民間資源の活用及び民間人材の育成を図る。

(2) デジタル化の推進

① 推進基盤の強化と連携

ア 取組の内容

デジタル化を推進するため、デジタルによる課題解決手法の検討及び人材育成等の取組を推進する。

イ 甲の役割

専門家による研修会等を実施するとともに、最先端技術の情報収集を行い、人材育成及びデジタル化推進のための体制を構築する。

ウ 乙の役割

甲が行う研修会等に参加するとともに、情報を相互に共有し、人材育成及びデジタル化推進のための体制構築に協力する。

(連携、協力及び費用負担)

第4条 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、相互に役割を分担するとともに、連携し、及び協力して事務の執行に当たるものとする。

2 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、同条に規定するもののほか、必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度を勘案して当該費用を負担するものとする。

3 第1項の規定により必要となる手続及び人員の確保に係る負担並びに前条及び前項に規定する費用の負担については、その都度甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(協定の変更)

第5条 この協定を変更しようとする場合は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経なければならない。

(協定の廃止)

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上で、その旨を他方に通告するものとする。

2 前項の規定による通告は、書面により行うものとし、議会の議決書の写しを添付するものとする。 3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。 (疑義の決定) 第7条 この協定の各条項の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。	2 前項の規定による通告は、書面により行うものとし、議会の議決書の写しを添付するものとする。 3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。 (疑義による決定) 第7条 この協定の各条項の解釈に関する疑義又はこの協定に定めのない事項の取扱いについては、甲乙協議の上、<u>解釈又は取扱いを決定するものとする。</u>
---	--

議案第 53 号

鹿児島県志布志市との定住自立圏の形成に関する変更協定の締結について

鹿児島県志布志市と別紙のとおり定住自立圏の形成に関する変更協定を締結することについて、地方自治法第96条第2項の規定に基づき議会の議決すべき事件を定める条例の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年2月20日提出

都城市長 池田 宜永

定住自立圏の形成に関する協定書

都 城 市
志 布 志 市

定住自立圏の形成に関する協定書

都城市（以下「甲」という。）と志布志市（以下「乙」という。）とは、平成 21 年 10 月 6 日に締結した定住自立圏（以下「圏域」という。）の形成に関する協定書について、次のとおりその全部を変更する。

（目的）

第 1 条 この協定は、定住自立圏構想推進要綱（平成 20 年 12 月 26 日総行応第 39 号総務事務次官通知）第 4 の規定に基づく中心市宣言を行った甲と甲が行った当該宣言に賛同した乙が、相互に役割を分担し、連携し、安心して暮らせる圏域に必要となる都市機能及び生活機能を確保するとともに、定住を促進するための圏域を形成することを目的とする。

（基本方針）

第 2 条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次条各項に規定する政策分野において、相互に役割を定めて分担するとともに、協力及び連携を行う。

（連携する具体的事項）

第 3 条 甲及び乙が協力及び連携して取り組む政策分野並びにその取組の内容及び当該取組における甲及び乙の役割は、次に掲げるとおりとする。

1 生活機能の強化に係る政策分野

（1）医療

① 医療体制の維持・強化

ア 取組の内容

（ア） 圏域の救急医療提供体制を確保するため、救急医療拠点施設の維持及び充実を図る。

（イ） 休日急患診療体制、歯科休日急患診療体制及び都城夜間急病センターにおける夜間救急診療体制（以下「休日・夜間救急診療体制等」という。）を維持するとともに、その充実を図る。

（ウ） 圏域の高度急性期医療の充実を図るため、都城市郡医師会病院「心臓・脳血管センター」の整備に必要な協力等を実施する。

（エ） 関係機関と連携し、圏域の救急医療提供体制に必要な医療従事者の確保を図る。

イ 甲の役割

（ア） 関係機関と連携し、救急医療拠点施設及び国立病院機構都城医療センターにおける医療従事者の確保対策に取り組むとともに、将来的な視点で医療従事者の育成を支援する。

（イ） 初期救急医療における休日・夜間救急診療体制等を維持する。

- (ウ) 二次救急医療における休日・夜間の診療体制の維持を支援する。
- (エ) 圏域の救急医療提供体制を確保するため、関係機関と協力して救急医療拠点施設の維持及び充実を図る。

ウ 乙の役割

- (ア) 甲の実施する医療従事者の確保対策に協力するとともに、救急医療拠点施設と連携し、その機能を補完する施設における医療従事者の確保を支援する。
- (イ) 甲の実施する休日・夜間救急診療体制等を維持するため、受益に応じた経費を負担する。
- (ウ) 二次救急医療における休日及び夜間の診療体制の維持を支援するため、受益に応じた経費を負担する。
- (エ) 救急医療拠点施設と連携し、その機能を補完する施設の整備を支援する。

② 小児科等の医療体制強化

ア 取組の内容

- (ア) 圏域の小児・産科医療体制を確保するため、関係機関と連携し、必要な医療従事者の確保及び医療施設の開院を図る。
- (イ) 健康寿命延伸のため、生活習慣病等の予防対策に取り組む。

イ 甲の役割

- (ア) 小児・産科医等を確保し、圏域の医療の受け皿としての役割を維持する。
- (イ) 乙が実施する小児・産科医療体制確保の取組に協力する。
- (ウ) 生活習慣病等の予防対策に関する圏域ネットワークを構築する。

ウ 乙の役割

- (ア) 甲が行う小児・産科医等の確保のための取組に協力する。
- (イ) 小児科の開設に向けた取組を推進する。
- (ウ) 甲が行う生活習慣病等の予防対策に関する圏域ネットワークの構築に協力する。

③ 連携・搬送体制の強化

ア 取組の内容

- (ア) 救急搬送体制を強化するとともに、圏域内における災害、感染症等の発生に対応できる搬送体制を確保する。
- (イ) 多様化・高度化する救急医療ニーズに対応するため、救急医療拠点施設をはじめとする医療機関及び関係機関との連携体制を強化する。

イ 甲の役割

- (ア) 圏域内における救急搬送機能を強化するとともに、乙及び大隅曽於地区消防組合と連携して圏域における搬送体制を確保する。
- (イ) 救急搬送機能を確保するため、救急車の適切な利用等について啓発を行う。

- (ウ) 計画的に救急救命士の育成を行う。
- (エ) 救急医療拠点施設を核とする高度な救急医療を提供するため、医療連携体制を構築する。

ウ 乙の役割

- (ア) 甲及び大隅曾於地区消防組合と連携し、圏域の救急搬送機能を確保するとともに、救急車の適切な利用等について啓発を行う。
- (イ) 大隅曾於地区消防組合と連携し、計画的に救急救命士の育成を行う。
- (ウ) 甲が行う医療連携体制の構築に協力する。

(2) 都城志布志道路・志布志港を活用した産業振興

① 都城志布志道路・志布志港等の更なる活用

ア 取組の内容

都城志布志道路及び志布志港を活用し、農林畜水産業、商工業等の圏域内産業の活性化を図る。

イ 甲の役割

- (ア) 乙と連携し、都城志布志道路の活用促進を図る。
- (イ) 乙と連携し、志布志港の活用促進を図る。

ウ 乙の役割

- (ア) ポートセールスをはじめ、港湾の利用促進に向けた取組を主体的に実施する。
- (イ) 甲と連携し、都城志布志道路の活用促進を図る。
- (ウ) 甲と連携し、志布志港の活用促進に取り組む。

② 企業立地等の促進

ア 取組の内容

都城志布志道路や志布志港等の地の利を生かした企業立地の促進を図る。

イ 甲の役割

- (ア) 新たな工業団地を整備する。
- (イ) 乙と連携し、企業立地活動に取り組む。

ウ 乙の役割

- (ア) 工業団地等の産業の受け皿を整備する。
- (イ) 甲と連携し、企業立地活動に取り組む。

(3) 基幹産業の振興

① 農林畜水産業の振興

ア 取組の内容

- (ア) 農林畜水産業をはじめとする地域の特性及び地域資源を有効に活用した産業振興を図る。

(イ) 農業従事者の確保、経営支援策等により持続可能な営農体制を確保する。

イ 甲の役割

圏域内の主要産業である農林畜水産業等の振興及び営農支援に取り組む。

ウ 乙の役割

甲と連携し、圏域内の主要産業である農林畜水産業等の振興及び営農支援に取り組む。

(4) 教育及び文化

① 特色ある教育の推進

ア 取組の内容

圏域内の自然・歴史・文化・人材を活用した特色ある教育を推進するとともに、質の高い教育環境を整備する。

イ 甲の役割

圏域内の豊富な地域資源及び高等教育機関を活用した教育を推進する。

ウ 乙の役割

甲と連携し、地域資源及び高等教育機関を活用した教育を推進する。

② 公共施設の相互利用

ア 取組の内容

図書館をはじめとする公共施設の相互利用を推進し、圏域住民の利便性及び生活の質の向上を図る。

イ 甲の役割

図書館をはじめとする公共施設の相互利用を推進する。

ウ 乙の役割

圏域内の公共施設の相互利用を推進する。

(5) 防災及び消防

① 広域防災体制の強化と地域防災力の向上

ア 取組の内容

圏域内の防災力の向上を図るため、大規模災害発生時における広域防災体制の整備及び強化を図る。

イ 甲の役割

大規模災害発生時における災害備蓄品等の提供、職員の派遣等、圏域内の相互応援体制の整備及び強化を図る。

ウ 乙の役割

甲と連携し、大規模災害発生時における災害備蓄品等の提供、職員の派遣等、圏域内の相互応援体制の整備及び強化を図る。

② 災害時救急医療体制の強化

ア 取組の内容

災害、感染症等の発生に備えて、圏域内の地域災害医療センターをはじめとする関係機関との相互連携を構築する。

イ 甲の役割

関係機関と連携し、災害派遣医療チームの編成、感染症等への対応等、圏域内の地域災害医療センターの機能を充実させるとともに、圏域内における災害等に備えた相互応援体制を構築する。

ウ 乙の役割

甲と連携し、地域災害医療センターの機能を充実させ、圏域内の災害等に備えた相互応援体制を構築する。

2 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

(1) 道路等の交通インフラの整備

① 都城末吉道路、国道 222 号牛ノ峠バイパス及び曾於志布志道路の整備促進とネットワークの構築

ア 取組の内容

(ア) 都城末吉道路、国道 222 号牛ノ峠バイパス及び曾於志布志道路の早期事業化等、新たなネットワーク構築に向けた施策を実施する。

(イ) 高規格道路等のネットワークを生かし、アクセス性の向上や防災・経済・医療など各分野での効果促進を図る。

イ 甲の役割

(ア) 早期事業化に向けた機運醸成のため、乙と連携し、圏域住民を対象としたシンポジウム等を実施する。

(イ) 高規格道路等へのアクセス性の向上や効果促進を図るため、必要な道路等を整備する。

ウ 乙の役割

(ア) 3つの道路の早期事業化に向けた機運醸成のため、甲と連携し、圏域住民を対象としたシンポジウム等を実施する。

(イ) 高規格道路等へのアクセス性の向上や効果促進を図るため、必要な道路等を整備する。

(2) 観光・スポーツ

① 情報発信の強化と新たな観光資源の活用

ア 取組の内容

(ア) 観光・スポーツ資源等のネットワーク化、対外的な情報発信を強化する。

(イ) 都城志布志道路及び志布志港を活用した圏域内での観光・スポーツ団体等の受入

体制を整備するとともに、その魅力を高め、圏域内外の住民との交流及び観光を推進する。

イ 甲の役割

- (ア) 観光・スポーツ資源等のネットワーク化及び圏域外への情報発信の強化を図る。
- (イ) 圏域内外の住民の交流を促進するとともに、圏域内の歴史、自然、体育施設等の資源を生かした観光及びスポーツ交流を推進する。

ウ 乙の役割

- (ア) 甲と協力し、観光・スポーツ資源等のネットワーク化及び圏域外への情報発信の強化を図る。
- (イ) 甲と協力し、圏域内外の住民の交流を促進するとともに、圏域内の資源を生かした観光及びスポーツ交流を推進する。

(3) 定住及び移住

① 雇用創出等による定住・移住促進

ア 取組の内容

企業及び団体と連携した雇用創出等の取組により、定住・移住促進を図る。

イ 甲の役割

圏域内の企業及び団体と連携した雇用創出活動等により、圏域への定住・移住を誘導する。

ウ 乙の役割

甲と連携し、雇用創出活動等を推進するとともに、圏域内の自然及び住みやすさを生かし、定住及び移住人口の増加に対応した居住エリアの整備を図る。

② 多様な人材の活躍・共生

ア 取組の内容

- (ア) 企業及び団体と連携し、外国人の受入環境の整備や必要な支援策を検討する。
- (イ) 地域住民の多文化共生や国際交流への理解を深める。

イ 甲の役割

圏域内の企業及び団体と連携した環境整備、定着支援により、外国人が安心して暮らすことができる地域作りを図る。

ウ 乙の役割

甲と連携し、外国人の定着支援、多文化共生及び国際交流の取組を推進する。

(4) 地域公共交通

① 地域公共交通の維持・活性化

ア 取組の内容

広域的な地域公共交通の課題について検討し、圏域間を結ぶバス、鉄道路線等住民の

日常生活及び経済活動に必要な公共交通の利便性の向上及び運行の維持・活性化を図る。

イ 甲の役割

広域的な地域公共交通の課題について検討するとともに、圏域間を結ぶ公共交通の利便性の向上及び運行の維持・活性化を図る。

ウ 乙の役割

甲と連携し、広域的な地域公共交通の課題について検討するとともに、圏域間を結ぶ公共交通の利便性の向上及び運行の維持・活性化を図る。

3 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

(1) 人材の育成・連携

① 圏域行政マネジメント能力の強化

ア 取組の内容

圏域内における行政機能の相互補完による事務事業等の効率化・多様化・高度化を目指し、職員の育成を行う。

イ 甲の役割

(ア) 圏域マネジメントの強化を図るため、職員研修等を企画運営する。

(イ) 職員の資質の向上を図る取組を推進する。

ウ 乙の役割

(ア) 甲が行う職員研修等に協力する。

(イ) 職員の資質の向上を図る取組を推進する。

② 圏域協働・民活マネジメント能力の強化

ア 取組の内容

(ア) 新たな公共分野で活動している特定非営利活動法人、地域情報を発信し地域活動の中心となっている団体等（以下「NPO法人等」という。）の活性化のため、活動人材の育成、活動支援体制及び行政との連携支援体制等の整備を行う。

(イ) 民間人材の育成及び高度な技術等の民間資源を活用した取組を推進する。

イ 甲の役割

(ア) NPO法人等の地域活動団体の設立及び活動を中間的な立場で支援する体制を整える。

(イ) 圏域内のNPO法人等の連携を図るとともに、NPO法人等による圏域全体での新たな公共活動の実施支援を検討する。

(ウ) 圏域全体の地域力向上のため、民間資源を活用した取組並びにそれを支える民間の人材の育成及び活用を図る。

ウ 乙の役割

(ア) 甲の体制づくりに協力し、圏域内のNPO法人等の情報を甲に提供する。

(イ) 甲の取組に協力し、民間資源の活用及び民間人材の育成を図る。

(2) デジタル化の推進

① 推進基盤の強化と連携

ア 取組の内容

デジタル化を推進するため、デジタルによる課題解決手法の検討及び人材育成等の取組を行なう。

イ 甲の役割

専門家による研修会等を実施するとともに、最先端技術の情報収集を行い、人材育成及びデジタル化推進のための体制を構築する。

ウ 乙の役割

甲が行う研修会等に参加するとともに、情報を相互に共有し、人材育成及びデジタル化推進のための体制構築に協力する。

(連携、協力及び費用負担)

第4条 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、相互に役割を分担するとともに、連携し、及び協力して事務の執行に当たるものとする。

2 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、同条に規定するもののほか、必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度を勘案して当該費用を負担するものとする。

3 第1項の規定により必要となる手続及び人員の確保に係る負担並びに前条及び前項に規定する費用の負担については、その都度甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(協定の変更)

第5条 この協定を変更しようとする場合は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経なければならない。

(協定の廃止)

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上で、その旨を他方に通告するものとする。

2 前項の規定による通告は、書面により行うものとし、議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(疑義による決定)

第7条 この協定の各条項の解釈に関する疑義又はこの協定に定めのない事項の取扱いについては、甲乙協議の上、解釈又は取扱いを決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自1通を保有する

ものとする。

令和 年 月 日

宮崎県都城市姫城町6街区21号

甲 都城市

代表者 市長

鹿児島県志布志市志布志町志布志二丁目1番1号

乙 志布志市

代表者 市長

鹿児島県志布志市との定住自立圏の形成に関する協定書（新旧対照）

変更前	変更後
（目的） 第1条 この協定は、定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4の規定に基づく中心市宣言を行った甲と甲が行った当該宣言に賛同した乙が、相互に役割を分担し、連携し、安心して暮らせる圏域に必要となる都市機能及び生活機能を確保するとともに、定住を促進するための圏域を形成することを目的とする。 （基本方針） 第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次条各項に規定する政策分野において、相互に役割を定めて分担するとともに、協力及び連携を行う。 （連携する具体的事項） 第3条 甲及び乙が連携して取り組む政策分野並びにその取組の内容及び当該取組における甲及び乙の役割は、次に掲げるとおりとする。 1 生活機能の強化に係る政策分野 （1）医療 ① 医療体制の維持 ア 取組の内容 圏域の救急医療提供体制を確保するため、救急医療拠点施設の維持及び充実を図る。 休日急患診療体制、歯科休日急患診療体制及び都城夜間急病センターにおける夜間救急診療体制（以下「休日・夜間救急診療体制等」という。）を維持するとともに、その充実を図る。 関係機関と連携し、圏域の救急医療提供体制に必要な医療従事者の確保を図る。 イ 甲の役割 関係機関と連携し、救急医療拠点施設及び国立病院機構都城医療センターにおける医療従事者の確保対策に取り組むとともに、将来的な視点で医療従事者の育成を支援する。	（目的） 第1条 この協定は、定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4の規定に基づく中心市宣言を行った甲と甲が行った当該宣言に賛同した乙が、相互に役割を分担し、連携し、安心して暮らせる圏域に必要となる都市機能及び生活機能を確保するとともに、定住を促進するための圏域を形成することを目的とする。 （基本方針） 第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次条各項に規定する政策分野において、相互に役割を定めて分担するとともに、協力及び連携を行う。 （連携する具体的事項） 第3条 甲及び乙が協力及び連携して取り組む政策分野並びにその取組の内容及び当該取組における甲及び乙の役割は、次に掲げるとおりとする。 1 生活機能の強化に係る政策分野 （1）医療 ① 医療体制の維持・強化 ア 取組の内容 <u>（ア）</u> 圏域の救急医療提供体制を確保するため、救急医療拠点施設の維持及び充実を図る。 <u>（イ）</u> 休日急患診療体制、歯科休日急患診療体制及び都城夜間急病センターにおける夜間救急診療体制（以下「休日・夜間救急診療体制等」という。）を維持するとともに、その充実を図る。 <u>（ウ）</u> <u>圏域の高度急性期医療の充実を図るため、都城市郡医師会病院「心臓・脳血管センター」の整備に必要な協力等を実施する。</u> <u>（エ）</u> 関係機関と連携し、圏域の救急医療提供体制に必要な医療従事者の確保を図る。 イ 甲の役割 <u>（ア）</u> 関係機関と連携し、救急医療拠点施設及び国立病院機構都城医

初期救急医療における休日・夜間救急診療体制等を維持する。
二次救急医療における休日及び夜間の診療体制の維持を支援する。
圏域の救急医療提供体制を確保するため、関係機関と協力して救急医療拠点施設の維持及び充実を図る。

ウ 乙の役割

甲の実施する医療従事者の確保対策に協力するとともに、救急医療拠点施設と連携し、その機能を補完する施設における医療従事者の確保を支援する。

甲の実施する休日・夜間救急診療体制及び都城夜間急病センターにおける夜間救急医療体制を維持するため、受益に応じた経費を負担する。

二次救急医療における休日及び夜間の診療体制の維持を支援するため、受益に応じた経費を負担する。

救急医療拠点施設と連携し、その機能を補完する施設の整備を支援する。

② 連携体制の強化

ア 取組の内容

多様化・高度化する救急医療ニーズに対応するため、救急医療拠点施設をはじめとする医療機関及び関係機関との連携体制を強化する。

健康寿命延伸のため、生活習慣病等の予防対策に取り組む。

イ 甲の役割

救急医療拠点施設を核とする高度な救急医療を提供するため、乙とともに医療連携体制を構築する。

生活習慣病等の予防対策に関する圏域ネットワークを構築する。

ウ 乙の役割

甲が行う医療連携体制の構築に協力する。

甲が行う生活習慣病等の予防対策に関する圏域ネットワークの構

療センターにおける医療従事者の確保対策に取り組むとともに、将来的な視点で医療従事者の育成を支援する。

(イ) 初期救急医療における休日・夜間救急診療体制等を維持する。

(ウ) 二次救急医療における休日・夜間の診療体制の維持を支援する。

(エ) 圏域の救急医療提供体制を確保するため、関係機関と協力して救急医療拠点施設の維持及び充実を図る。

ウ 乙の役割

(ア) 甲の実施する医療従事者の確保対策に協力するとともに、救急医療拠点施設と連携し、その機能を補完する施設における医療従事者の確保を支援する。

(イ) 甲の実施する休日・夜間救急診療体制等を維持するため、受益に応じた経費を負担する。

(ウ) 二次救急医療における休日及び夜間の診療体制の維持を支援するため、受益に応じた経費を負担する。

(エ) 救急医療拠点施設と連携し、その機能を補完する施設の整備を支援する。

築に協力する。

③ 災害時の対応

ア 取組の内容

災害、感染症等の発生に備えて、圏域内の地域災害医療センターをはじめとする関係機関との相互連携を構築する。

イ 甲の役割

関係機関と連携し、災害派遣医療チームの編成、感染症等への対応等圏域内の地域災害医療センターの機能を充実させるとともに、圏域内における災害等に備えた相互応援体制を構築する。

ウ 乙の役割

関係機関と連携し、地域災害医療センターの機能を充実させるとともに、甲と協力して圏域内における災害等に備えた相互応援体制を構築する。

④ 搬送体制の確保

ア 取組の内容

救急搬送体制を強化するとともに、圏域内における災害、感染症等の発生に対応できる搬送体制を確保する。

イ 甲の役割

区域内における救急搬送機能を強化するとともに、乙及び大隅曾於地区消防組合と連携して圏域における搬送体制を確保する。

救急搬送機能を確保するため、救急車の適切な利用等について啓発を行う。

計画的に救急救命士の育成を行う。

ウ 乙の役割

甲及び大隅曾於地区消防組合と連携し、圏域の救急搬送体制を確保するとともに、救急車の適切な利用等について啓発を行う。

大隅曾於地区消防組合と連携して、計画的に救急救命士の育成を行う。

② 小児科等の医療体制強化

ア 取組の内容

- (ア) 圏域の小児・産科医療体制を確保するため、関係機関と連携し、必要な医療従事者の確保及び医療施設の開院を図る。
- (イ) 健康寿命延伸のため、生活習慣病等の予防対策に取り組む。

イ 甲の役割

- (ア) 小児・産科医等を確保し、圏域の医療の受け皿としての役割を維持する。
- (イ) 乙が実施する小児・産科医療体制確保の取組に協力する。
- (ウ) 生活習慣病等の予防対策に関する圏域ネットワークを構築する。

ウ 乙の役割

- (ア) 甲が行う小児・産科医等の確保のための取組に協力する。
- (イ) 小児科の開設に向けた取組を推進する。
- (ウ) 甲が行う生活習慣病等の予防対策に関する圏域ネットワークの構築に協力する。

③ 連携・搬送体制の強化

ア 取組の内容

- (ア) 救急搬送体制を強化するとともに、圏域内における災害、感染症等の発生に対応できる搬送体制を確保する。
- (イ) 多様化・高度化する救急医療ニーズに対応するため、救急医療拠点施設をはじめとする医療機関及び関係機関との連携体制を強化する。

イ 甲の役割

- (ア) 圏域内における救急搬送機能を強化するとともに、乙及び大隅曾於地区消防組合と連携して圏域における搬送体制を確保する。
- (イ) 救急搬送機能を確保するため、救急車の適切な利用等について啓発を行う。

(2) 産業振興

① 都城志布志道路・志布志港を活用した産業振興

ア 取組の内容

都城志布志道路・志布志港を活用し、圏域の産業の活性化を図る。

イ 甲の役割

新たな工業団地を整備する。

乙と協力し、企業立地活動に取り組む。

乙と協力し、志布志港の利用促進活動に取り組む。

ウ 乙の役割

新たな工業団地を整備する。

甲と連携し、企業立地活動に取り組む。

甲と連携し、志布志港の利用促進を図る。

(ウ) 計画的に救急救命士の育成を行う。

(エ) 救急医療拠点施設を核とする高度な救急医療を提供するため、医療連携体制を構築する。

ウ 乙の役割

(ア) 甲及び大隅曾於地区消防組合と連携し、圏域の救急搬送機能を確保するとともに、救急車の適切な利用等について啓発を行う。

(イ) 大隅曾於地区消防組合と連携し、計画的に救急救命士の育成を行う。

(ウ) 甲が行う医療連携体制の構築に協力する。

(2) 都城志布志道路・志布志港を活用した産業振興

① 都城志布志道路・志布志港等の更なる活用

ア 取組の内容

都城志布志道路及び志布志港を活用し、農林畜水産業、商工業等の圏域内産業の活性化を図る。

イ 甲の役割

(ア) 乙と連携し、都城志布志道路の活用促進を図る。

(イ) 乙と連携し、志布志港の活用促進を図る。

ウ 乙の役割

(ア) ポートセールスをはじめ、港湾の利用促進に向けた取組を主体的に実施する。

(イ) 甲と連携し、都城志布志道路の活用促進を図る。

(ウ) 甲と連携し、志布志港の活用促進に取り組む。

② 企業立地等の促進

ア 取組の内容

都城志布志道路や志布志港等の地の利を生かした企業立地の促進を図る。

イ 甲の役割

② 地域資源を活用した産業振興

ア 取組の内容

地域の特性及び地域資源を有効に活用した産業振興を図る。

イ 甲の役割

乙と連携し、圏域内の主要産業である農林畜産業等地域の特性及び地域資源を活用した産業振興に取り組む。

ウ 乙の役割

甲と連携し、圏域内の主要産業である農林畜産業等地域の特性及び地域資源を活用した産業振興に取り組む。

(ア) 新たな工業団地を整備する。

(イ) 乙と連携し、企業立地活動に取り組む。

ウ 乙の役割

(ア) 工業団地等の産業の受け皿を整備する。

(イ) 甲と連携し、企業立地活動に取り組む。

(3) 基幹産業の振興

① 農林畜水産業の振興

ア 取組の内容

(ア) 農林畜水産業をはじめとする地域の特性及び地域資源を有効に活用した産業振興を図る。

(イ) 農業従事者の確保、経営支援策等により持続可能な営農体制を確保する。

イ 甲の役割

乙と連携し、圏域内の主要産業である農林畜水産業等の振興及び営農支援に取り組む。

ウ 乙の役割

甲と連携し、圏域内の主要産業である農林畜水産業等の振興及び営農支援に取り組む。

(3) 教育及び文化 ① 公共施設の相互利用 ア 取組の内容 図書館をはじめとする公共施設の相互利用を推進し、圏域住民の利便性及び生活の質の向上を図る。 イ 甲の役割 図書館をはじめとする公共施設の相互利用を推進する。 ウ 乙の役割 圏域内の公共施設の相互利用を推進する。 ② 特色ある教育の推進 ア 取組の内容 圏域内の自然・歴史・文化・人材を活用した特色ある教育を推進するとともに、質の高い教育環境を整備する。 イ 甲の役割 圏域内の豊富な地域資源及び高等教育機関を活用した教育を推進する。 ウ 乙の役割 甲と連携し、地域資源及び高等教育機関を活用した教育を推進する。	(4) 教育及び文化 ① 特色ある教育の推進 ア 取組の内容 圏域内の自然・歴史・文化・人材を活用した特色ある教育を推進するとともに、質の高い教育環境を整備する。 イ 甲の役割 圏域内の豊富な地域資源及び高等教育機関を活用した教育を推進する。 ウ 乙の役割 甲と連携し、地域資源及び高等教育機関を活用した教育を推進する。 ② 公共施設の相互利用
---	---

(4) 防災及び消防

① 広域防災体制の整備及び強化

ア 取組の内容

圏域内の防災力の向上を図るため、大規模災害発生時における広域防災体制の整備及び強化を図る。

イ 甲の役割

大規模災害発生時における災害備蓄品等の提供、職員の派遣等、圏域内の相互応援体制の整備及び強化を図る。

ウ 乙の役割

甲と連携し、大規模災害発生時における災害備蓄品等の提供、職員の派遣等、圏域内の相互応援体制の整備及び強化を図る。

ア 取組の内容

図書館をはじめとする公共施設の相互利用を推進し、圏域住民の利便性及び生活の質の向上を図る。

イ 甲の役割

図書館をはじめとする公共施設の相互利用を推進する。

ウ 乙の役割

圏域内の公共施設の相互利用を推進する。

(5) 防災及び消防

① 広域防災体制の強化と地域防災力の向上

ア 取組の内容

圏域内の防災力の向上を図るため、大規模災害発生時における広域防災体制の整備及び強化を図る。

イ 甲の役割

大規模災害発生時における災害備蓄品等の提供、職員の派遣等、圏域内の相互応援体制の整備及び強化を図る。

ウ 乙の役割

甲と連携し、大規模災害発生時における災害備蓄品等の提供、職員の派遣等、圏域内の相互応援体制の整備及び強化を図る。

② 災害時救急医療体制の強化

ア 取組の内容

災害、感染症等の発生に備えて、圏域内の地域災害医療センターをはじめとする関係機関との相互連携を構築する。

イ 甲の役割

関係機関と連携し、災害派遣医療チームの編成、感染症等への対応等、圏域内の地域災害医療センターの機能を充実させるとともに、圏域内における災害等に備えた相互応援体制を構築する。

ウ 乙の役割

甲と連携し、地域災害医療センターの機能を充実させ、圏域内の災

2 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野 (1) 道路等の交通インフラの整備 ① 都城志布志道路の整備促進及びネットワークの構築 ア 取組の内容 <u>圏域の救急医療提供体制及び圏域内の活性化に必要不可欠である都城志布志道路の早期完成に向けた施策を実施する。</u> <u>雇用創出、定住促進等のため、都城志布志道路を有効活用できるようアクセス性の向上を図る。</u> イ 甲の役割 <u>都城志布志道路の早期完成に向けた機運醸成のため、乙と連携して圏域住民を対象としたシンポジウム等を実施する。</u> <u>都城志布志道路へのアクセス性を高めるため、必要な道路を整備する。</u> ウ 乙の役割 <u>都城志布志道路の早期完成に向けた機運醸成のため、甲と連携して圏域住民を対象としたシンポジウム等を甲と連携し実施する。</u> <u>都城志布志道路へのアクセス性を高めるため、必要な道路を整備する。</u> (2) 交流及び観光 ① 圏域内外の住民との交流及び観光の推進 ア 取組の内容 <u>観光・交流資源をネットワーク化し、都城志布志道路を活用した圏域内での観光客の受入体制を整備するとともに、その魅力を高め、圏域内外の住民との交流及び観光の推進を図る。</u>	<u>害等に備えた相互応援体制を構築する。</u> 2 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野 (1) 道路等の交通インフラの整備 ① 都城末吉道路、国道222号牛ノ峠バイパス及び曾於志布志道路の整備促進とネットワークの構築 ア 取組の内容 (ア) 都城末吉道路、国道222号牛ノ峠バイパス及び曾於志布志道路の早期事業化等、新たなネットワーク構築に向けた施策を実施する。 (イ) 高規格道路等のネットワークを生かし、アクセス性の向上や防災・経済・医療など各分野での効果促進を図る。 イ 甲の役割 (ア) 早期事業化に向けた機運醸成のため、乙と連携し、圏域住民を対象としたシンポジウム等を実施する。 (イ) 高規格道路等へのアクセス性や効果促進を図るため、必要な道路等を整備する。 ウ 乙の役割 (ア) 3つの道路の早期事業化に向けた機運醸成のため、甲と連携し、圏域住民を対象としたシンポジウム等を実施する。 (イ) 高規格道路等へのアクセス性向上や効果促進を図るため、必要な道路等を整備する。 (2) 観光・スポーツ ① 情報発信の強化と新たな観光資源の活用 ア 取組の内容 (ア) 観光・スポーツ資源等のネットワーク化、対外的な情報発信を強化する。 (イ) 都城志布志道路及び志布志港を活用した圏域内での観光・スポーツ団体等の受入体制を整備するとともに、その魅力を高め、圏域内外の住民との交流及び観光を推進する。
--	---

イ 甲の役割

乙と協力し、圏域内外の住民の交流を促進するとともに、圏域内の歴史、自然及び体育施設等の資源を活かした観光及びスポーツ交流の推進を図る。

ウ 乙の役割

甲と協力し、圏域内外の住民の交流を促進するとともに、圏域内の資源を活かした観光及びスポーツ交流の推進を図る。

(3) 定住及び移住

① 雇用創出等による定住促進

ア 取組の内容

企業及び団体と連携した雇用創出等の取組により、定住促進を図る。

イ 甲の役割

圏域内の企業及び団体と連携した雇用創出活動等により、圏域への定住を誘導する。

ウ 乙の役割

甲と連携し、雇用創出活動等を推進するとともに、区域内の自然及び住みやすさを活かし、定住人口の増加に対応した居住エリアの整備を図る。

イ 甲の役割

(ア) 観光・スポーツ資源等のネットワーク化及び圏域外への情報発信の強化を図る。

(イ) 圏域内外の住民の交流を促進するとともに、圏域内の歴史、自然、体育施設等の資源を生かした観光及びスポーツ交流を推進する。

ウ 乙の役割

(ア) 甲と協力し、観光・スポーツ資源等のネットワーク化及び圏域外への情報発信の強化を図る。

(イ) 甲と協力し、圏域内外の住民の交流を促進するとともに、圏域内の資源を生かした観光及びスポーツ交流を推進する。

(3) 定住及び移住

① 雇用創出等による定住・移住促進

ア 取組の内容

企業及び団体と連携した雇用創出等の取組により、定住・移住促進を図る。

イ 甲の役割

圏域内の企業及び団体と連携した雇用創出活動等により、区域への定住・移住を誘導する。

ウ 乙の役割

甲と連携し、雇用創出活動等を推進するとともに、区域内の自然及び住みやすさを生かし、定住及び移住人口の増加に対応した居住エリアの整備を図る。

② 多様な人材の活躍・共生

ア 取組の内容

(ア) 企業及び団体と連携し、外国人の受入環境の整備や必要な支援策を検討する。

(イ) 地域住民の多文化共生や国際交流への理解を深める。

イ 甲の役割

② 情報発信等による移住促進

ア 取組の内容

圏域内における移住を促進するため、圏域全体で新たな魅力の向上及び受入体制の充実を図るとともに、圏域外にその魅力及び情報を発信する。

イ 甲の役割

圏域の魅力の向上及び受入体制の充実を図るとともに、圏域外に向け情報を発信する。

ウ 乙の役割

甲と連携し、圏域の魅力の向上及び受入体制の充実を図るとともに、圏域外に向け情報を発信する。

(4) 地域公共交通

① 地域公共交通の維持・活性化

ア 取組の内容

広域的な地域公共交通の課題について検討し、圏域間を結ぶバス、鉄道路線等住民の日常生活及び経済活動に必要な公共交通の利便性の向上及び運行の維持・活性化を図る。

イ 甲の役割

広域的な地域公共交通の課題について検討するとともに、圏域間を結ぶ公共交通の利便性の向上及び運行の維持・活性化を図る。

ウ 乙の役割

甲と連携し、広域的な地域公共交通の課題について検討するとともに、圏域間を結ぶ公共交通の利便性の向上及び運行の維持・活性化を

圏域内の企業及び団体と連携した環境整備、定着支援により、外国人が安心して暮らすことができる地域作りを図る。

ウ 乙の役割

甲と連携し、外国人の定着支援、多文化共生及び国際交流の取組を推進する。

(4) 地域公共交通

① 地域公共交通の維持・活性化

ア 取組の内容

広域的な地域公共交通の課題について検討し、圏域間を結ぶバス、鉄道路線等住民の日常生活及び経済活動に必要な公共交通の利便性の向上及び運行の維持・活性化を図る。

イ 甲の役割

広域的な地域公共交通の課題について検討するとともに、圏域間を結ぶ公共交通の利便性の向上及び運行の維持・活性化を図る。

ウ 乙の役割

甲と連携し、広域的な地域公共交通の課題について検討するとともに、圏域間を結ぶ公共交通の利便性の向上及び運行の維持・活性化を

図る。

3 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

(1) 行政人材の育成

① 圏域行政マネジメント能力の強化

ア 取組の内容

圏域内における行政機能の相互補完による事務事業等の効率化・多様化・高度化を目指し、職員の育成を行う。

イ 甲の役割

圏域マネジメントの強化を図るため、職員研修等を企画運営する。職員の資質の向上を図る取組を推進する。

ウ 乙の役割

甲が行う職員研修等に協力する。
職員の資質の向上を図る取組を推進する。

(2) 民間人材の育成

① 圏域協働・民活マネジメント能力の強化

ア 取組の内容

新たな公共分野で活動している特定非営利活動法人、地域情報を発信し地域活動の中心となっている団体等（以下「NPO法人等」という。）の活性化のため、活動人材の育成、活動支援体制及び行政との連携支援体制等の整備を行う。

民間人材の育成及び高度な技術等の民間資源を活用した取組を推進する。

イ 甲の役割

NPO法人等の地域活動団体の設立及び活動を中間的な立場で支援する体制を整える。

圏域内のNPO法人等の連携推進を図るとともに、NPO法人等による圏域全体での新たな公共活動の実施支援を検討する。

圏域全体の地域力向上のため、民間資源を活用した取組並びにそれ

図る。

3 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

(1) 人材の育成・連携

① 圏域行政マネジメント能力の強化

ア 取組の内容

圏域内における行政機能の相互補完による事務事業等の効率化・多様化・高度化を目指し、職員の育成を行う。

イ 甲の役割

(ア) 圏域マネジメントの強化を図るため、職員研修等を企画運営する。

(イ) 職員の資質の向上を図る取組を推進する。

ウ 乙の役割

(ア) 甲が行う職員研修等に協力する。

(イ) 職員の資質の向上を図る取組を推進する。

② 圏域協働・民活マネジメント能力の強化

ア 取組の内容

(ア) 新たな公共分野で活動している特定非営利活動法人、地域情報を発信し地域活動の中心となっている団体等（以下「NPO法人等」という。）の活性化のため、活動人材の育成、活動支援体制及び行政との連携支援体制等の整備を行う。

(イ) 民間人材の育成及び高度な技術等の民間資源を活用した取組を推進する。

イ 甲の役割

(ア) NPO法人等の地域活動団体の設立及び活動を中間的な立場で支援する体制を整える。

(イ) 圏域内のNPO法人等の連携推進を図るとともに、NPO法人等による圏域全体での新たな公共活動の実施支援を検討する。

(ウ) 圏域全体の地域力向上のため、民間資源を活用した取組並びに

を支える民間の人材の育成及び活用を図る。

ウ 乙の役割

甲の体制づくりに協力及び連携推進を支援するとともに、区域内のNPO法人等の情報を甲に提供する。

甲の取組を支援し、民間資源の活用及び民間人材の育成を図る。

(3) ICT化

① ICT化の推進

ア 取組の内容

ICT化の推進を図るため、ICTによる課題解決手法の検討及び人材育成等の取組を推進する。

イ 甲の役割

専門家による研修会等を実施するとともに、最先端技術の情報収集を行い、人材育成及びICT化推進のための体制を構築する。

ウ 乙の役割

甲が行う研修会等に参加するとともに、情報を相互に共有し、人材育成及びICT化推進のための体制構築に協力する。

(連携、協力及び費用負担)

第4条 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、相互に役割を分担するとともに、連携し、及び協力して事務の執行に当たるものとする。

2 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、同条に規定するもののほか、必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度を勘案して当該費用を負担するものとする。

3 第1項の規定により必要となる手続及び人員の確保に係る負担並びに前条及び前項に規定する費用の負担については、その都度甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(協定の変更)

第5条 この協定を変更しようとする場合は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経なけ

それを支える民間の人材の育成及び活用を図る。

ウ 乙の役割

(ア) 甲の体制づくりに協力及び連携推進を支援するとともに、圏域内のNPO法人等の情報を甲に提供する。

(イ) 甲の取組に協力し、民間資源の活用及び民間人材の育成を図る。

(2) デジタル化の推進

① 推進基盤の強化と連携

ア 取組の内容

デジタル化を推進するため、デジタルによる課題解決手法の検討及び人材育成等の取組を推進する。

イ 甲の役割

専門家による研修会等を実施するとともに、最先端技術の情報収集を行い、人材育成及びデジタル化推進のための体制を構築する。

ウ 乙の役割

甲が行う研修会等に参加するとともに、情報を相互に共有し、人材育成及びデジタル化推進のための体制構築に協力する。

(連携、協力及び費用負担)

第4条 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、相互に役割を分担するとともに、連携し、及び協力して事務の執行に当たるものとする。

2 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、同条に規定するもののほか、必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度を勘案して当該費用を負担するものとする。

3 第1項の規定により必要となる手続及び人員の確保に係る負担並びに前条及び前項に規定する費用の負担については、その都度甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(協定の変更)

第5条 この協定を変更しようとする場合は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経なけ

ればならない。 (協定の廃止) 第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上で、その旨を他方に通告するものとする。 2 前項の規定による通告は、書面により行うものとし、議会の議決書の写しを添付するものとする。 3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。 (疑義の決定) 第7条 この協定の各条項の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。	ればならない。 (協定の廃止) 第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上で、その旨を他方に通告するものとする。 2 前項の規定による通告は、書面により行うものとし、議会の議決書の写しを添付するものとする。 3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。 (疑義による決定) 第7条 この協定の各条項の解釈に<u>関する疑義又はこの協定に定めのない事項の取扱い</u>については、甲乙協議の上、<u>解釈又は取扱いを決定するものとする。</u>
---	---

